

当面する初等教育の諸問題

文部科学省 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

森 孝之

令和6年5月24日（金）



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,

CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

「当面する初等教育の諸課題」

1. 第4期教育振興基本計画について	3
2. 教師を取り巻く環境整備について	17
3. 教師の資質能力の向上等について	30
4. GIGAスクール構想の推進について	36
5. いじめ・不登校支援対応等について	53
6. 学校健康教育の推進について	62
7. 特別支援教育について	71
8. 外国人児童生徒への教育について	90
9. 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実について	103
10. 児童生徒の体力の向上について	109
11. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について	114
12. 学校図書館の整備充実について	130

1

第4期教育振興基本計画について

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めるもの。

○教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされている。

	第1期計画	第2期計画	第3期計画
対象期間	平成20(2008)年度～平成24(2012)年度	平成25(2013)年度～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度～令和4(2022)年度
基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
教育の目指すべき方向性	<ul style="list-style-type: none"> ①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成 	<ul style="list-style-type: none"> ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

教育の不易と流行、羅針盤

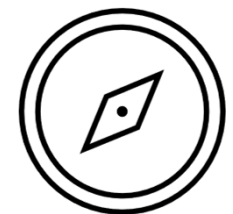
教育の不易

- 明治5年に我が国最初の全国規模の教育近代法令である「学制」が公布されてから、令和4年で150年。先人たちが尽力してきた教育改革は、我が国の社会の発展に大きく寄与。
- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。



将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

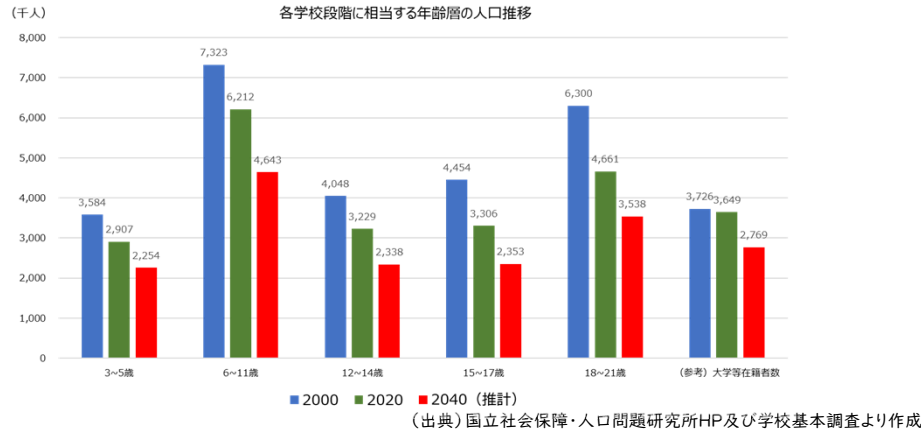
- 社会や時代の「流行」の中で、「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、「流行」を取り入れることが必要。
- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。



社会の現状や変化

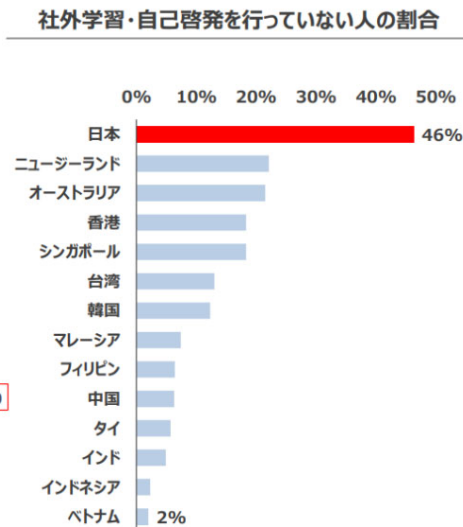
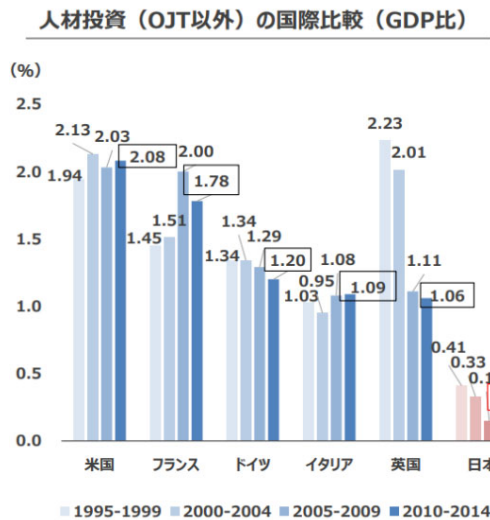
各学校段階相当年齢人口の推移

各学校段階に相当する年齢層の人口は大幅に減少を続ける見込みであり、2000年から2040年にかけては各段階とも人口が約4~5割減少する。18~21歳人口は、中位推計でも2020年の大学等在籍者数を下回る水準まで減少することとなっている。



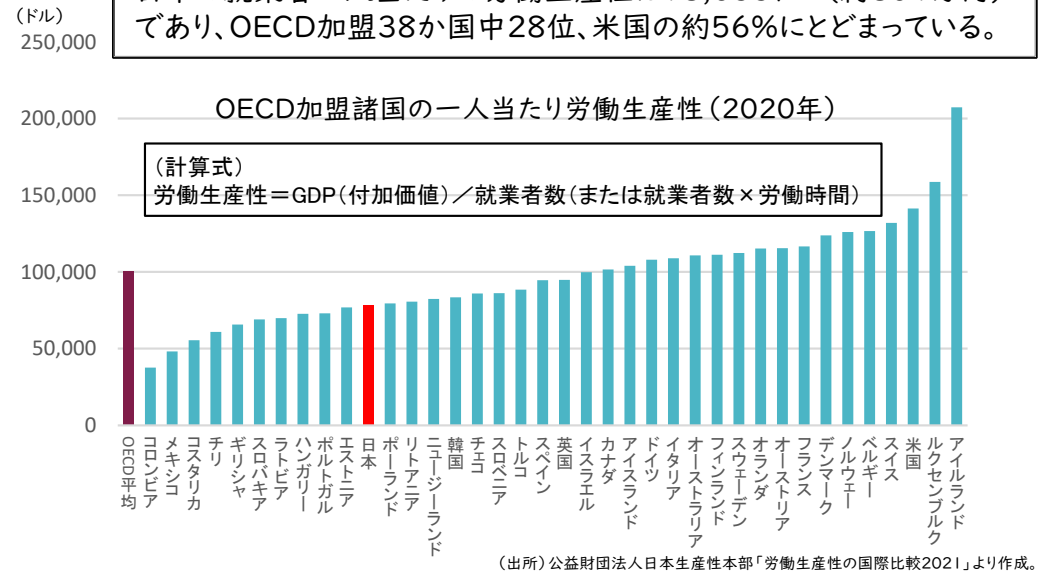
人材投資や社会人の学習等の状況

日本は世界の中でも企業の人材投資が少なく、学んでいない社会人が多い。



一人当たりの労働生産性

日本の就業者一人当たりの労働生産性は78,655ドル(約809万円)であり、OECD加盟38か国中28位、米国の約56%にとどまっている。



国や社会に対する意識

「自分の行動で国や社会を変えられる」、「自分は大人だと思う」割合が低い

(単位: %)	自分は大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	自分の行動で、国や社会を変えられると思う	国や社会に役立つことをしたいと思う	慈善活動のために寄付をしたい	ボランティア活動に参加したい
日本	27.3 6位	48.4 6位	26.9 6位	61.7 6位	36.2 6位	49.7 6位
アメリカ	85.7	77.1	58.5	73.0	66.7	70.4
イギリス	85.9 1位	79.9	50.6	71.2	69.5	64.2
中国	71.0	77.1	70.9	82.1	78.9	85.3 1位
韓国	46.7	65.7	61.5	75.2	62.4	70.7
インド	83.7	82.8 1位	78.9 1位	92.6 1位	83.7 1位	78.1

第4期教育振興基本計画 (令和5年6月16日閣議決定) のコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成



日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む



ウェルビーイングの向上について(第4期教育振興基本計画における方向性)

ウェルビーイングとは

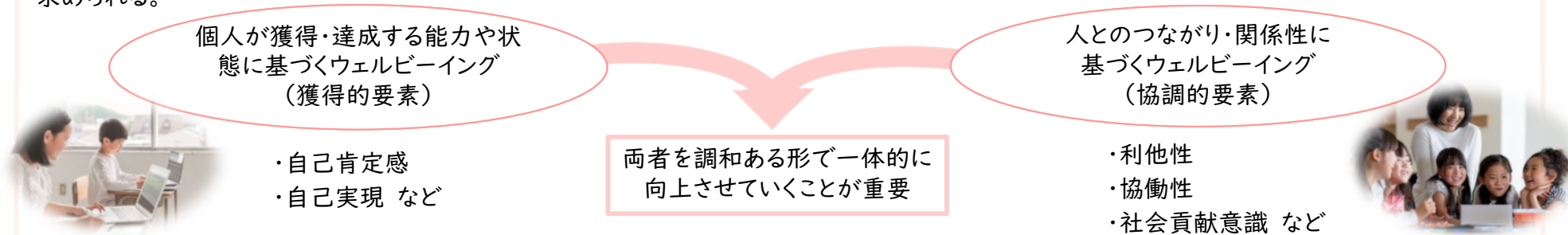
- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

- 経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉える考え方が重視されてきている。
- OECD(経済協力開発機構)の「Learning Compass2030(学びの羅針盤2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。



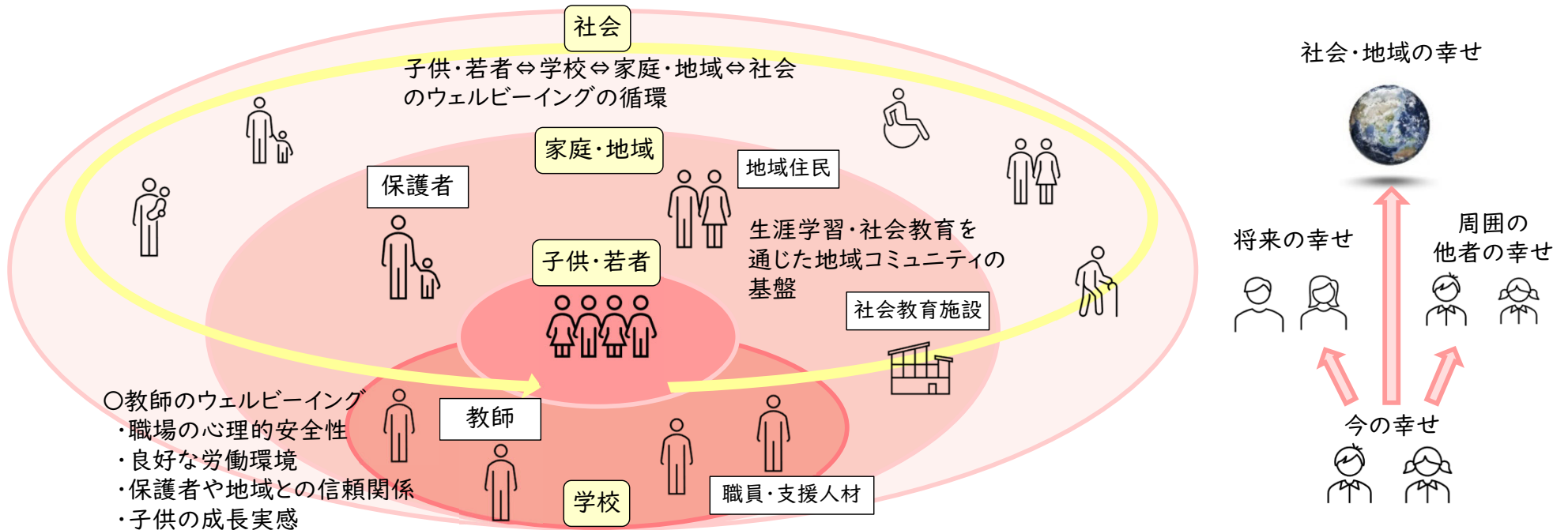
⇒日本の特徴・良さを生かし、「調和と協調(Balance and Harmony)」に基づくウェルビーイングを日本発で国際発信

【例:G7教育大臣会合「富山・金沢宣言」(2023年)】

We acknowledge the approach to well-being based on balance and harmony (略) We also recognize the importance of evidence-informed approaches when taking into account the well-being of children.

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



その他の留意事項

- Q. 協調的幸福を強調すると、横並びの過度な同調主義につながるのではないかと。また、自己肯定感の向上が軽視されないか。
- A. 協調的幸福については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調であるという考え方に基づくものです。また、本計画において、自己肯定感の向上は引き続き重視しており、ウェルビーイングの獲得的要素と協調的要素を調和的・一体的に育むことが大切です。
- Q. ウェルビーイングと学力はどのような関係に立つのか。
- A. ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要です。

5つの基本的な方針



グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

教育政策の目標(例)

- 確かな学力の育成
- グローバル社会における人材育成
- イノベーションを担う人材育成
- 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



基本施策(例)

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施
- 外国語教育の充実
- 探究・STEAM教育の充実
- 子供の意見表明、主権者教育、消費者教育、ESDの推進、男女共同参画の推進 等

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す 共生社会の実現に向けた教育の推進

教育政策の目標(例)

- 豊かな心の育成
- 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

基本施策(例)

- 道徳教育の推進、いじめ等への対応、人権教育の推進
- 特別支援教育、不登校児童生徒への支援の推進、ヤングケアラーの支援、日本で学ぶ外国人等への教育の推進、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援、夜間中学の設置・充実、高校定時制・通信制課程の質の確保・向上、日本語教育の充実 等



地域や家庭で共に学び支え合う社会の 実現に向けた教育の推進

教育政策の目標(例)

- 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

基本施策(例)

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携等



教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

教育政策の目標(例)

- 教育DXの推進・デジタル人材の育成
- 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

基本施策(例)

- 1人1台端末の活用、児童生徒の情報活用能力の育成、教師の指導力向上、校務DXの推進
- ICT環境の充実 等



計画の実効性確保のための基盤整備・対話



教育政策の目標(例)

- 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- NPO・企業・地域団体等との連携・協働
- 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

基本施策(例)

- 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、教師の養成・採用・研修の一体的改革
- へき地や過疎地域等における学びの支援
- NPOとの連携、企業との連携
- 学校施設の整備、学校における教材等の充実、学校安全の推進 等
- 各ステークホルダー(子供を含む)からの意見聴取・対話

中教審答申までの対話のプロセス

- ▶ 子供・若者を含む多様な関係者からの意見聴取・対話
 - ー 内閣府・ユース政策モニターとのラウンドテーブル、アンケート
- ▶ 文部科学省内の若手・中堅職員有志による検討チーム（次期教育振興基本計画に関する懇話会：通称「ジキコン」）

教育振興基本計画ウェブサイト・ポイント解説動画

＼リーフレットもぜひ御覧ください！／

▶ ウェブサイト（計画に関する情報を掲載）



▶ ポイント解説動画



2

教師を取り巻く環境整備について

学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

平成29（2017）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

○小学校・中学校各400校を対象に調査を実施（平成28年10月、11月）。

○時間外在校等時間については、小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、教師の厳しい勤務実態が明らかになった。

平成29（2017）年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31（2019）年1月 中央教育審議会答申

○中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」をとりまとめ。

○文部科学省において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定（平成31年1月）。

令和元（2019）年12月 給特法の改正

【改正内容】（令和元年12月公布、①は令和2年4月1日施行、②は令和3年4月1日施行）

①「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「指針」への格上げ

〈指針における上限時間〉（1）1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
（2）1年間の時間外在校等時間について、360時間以内 等

②休日の「まとめ取り」のため、1年単位の変形労働時間制を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

【参議院文教科学委員会における附帯決議】（令和元年12月3日）（抜粋）

十二 三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること

学校における働き方改革の推進

○学校における働き方改革を加速させるため、

①小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等のための教職員定数の改善

②教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実

③部活動の見直し

④教員免許更新制の発展的解消

⑤校務のデジタル化等の学校DXの推進

⑥好事例の展開

など、様々な取組を総合的に推進。

○各教育委員会における勤務時間の客観的な把握の徹底や、各学校における業務の見直し・削減など、教育委員会や学校の取組とあいまって、国の取組と一体的に推進。

令和5（2023）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

○小学校・中学校各2,400校程度、高等学校300校程度を対象に、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について調査を実施（令和4年8月、10月、11月）。

○時間外在校等時間については、小学校で月約41時間、中学校で月約58時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、一定程度改善したものの引き続き取組を加速する必要。

○勤務実態調査結果等を踏まえ、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に検討。

令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問

令和5（2023）年6月 経済財政運営と改革の基本方針2023に関連記載

学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

令和5（2023）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

【前回調査：小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）】

- 教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について、平成28年度の前回調査と比較できる形で調査を実施。
- 時間外在校等時間については、**小学校で月約41時間、中学校で月約58時間程度**（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、**一定程度改善したものの引き続き取組を加速する必要**。

令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問

令和5（2023）年6月 経済財政運営と改革の基本方針2023に関連記載

「**働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。**」
「**崇高な使命**と高度な専門性・裁量性を有する専門職である**教職の特殊性**や**人材確保法の趣旨**（略）を踏まえ、**教師の処遇を抜本的に見直す。**」
「**2024年度から3年間を集中改革期間**とし（略）2024年度から小学校高学年の**教科担任制の強化**や**教員業務支援員の小・中学校への配置拡大**を速やかに進めるとともに、**2024年度中の給特法改正案**の国会提出を検討する（略）。」

令和5（2023）年8月 中央教育審議会緊急提言

「**できることを直ちに行う**という考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたもの」

- 「**学校・教師が担う業務に係る3分類**」に基づく**業務の精選・見直し**の徹底や各学校における**授業時数や学校行事の在り方の見直し**など
- 保護者等からの過剰な苦情等に対する教育委員会等の行政による支援体制**を構築
- 小学校高学年の教科担任制の強化**や**教員業務支援員の全小・中学校への配置拡大**などの持続可能な勤務環境整備等の支援の充実 など

令和5（2023）年8月 文部科学大臣メッセージ ～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

1. 国が先頭に立って改革を進めます
2. 学校・教育委員会ではできることは直ちに実行を
3. 保護者・地域住民の皆様へ（ご理解・ご支援を依頼）

令和5（2023）年12月 令和6年度予算

- 小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備などの**教職員定数の改善**【令和6年度予算額 1兆5,627億円（前年度：1兆5,216億円）】
- 教員業務支援員の全小・中学校への配置や副校長・教頭マネジメント支援員の創設などの**支援スタッフの配置充実**【令和6年度予算額 同121億円（前年度：91億円）】
- その他、**保護者や地域からの過剰な苦情等への対応のためのモデル事業の創設**、教師人材の確保強化、校務のデジタル化、部活動の地域連携や地域移行など、**集中改革期間初年度に当たる令和6年度予算において教師を取り巻く環境整備の充実**を図る（なお、教師の処遇改善については、中教審の議論も踏まえつつ、来年度、引き続き折衝を行い整理）。

令和6（2024）年4月 教員勤務実態調査確定値の公表

令和6（2024）年5月 中央教育審議会「審議のまとめ」をとりまとめ

教員勤務実態調査（令和4年度）【確定値】について

○ 在校等時間は、前回調査（H28）の結果と比べ、平日・土日ともに全ての職種で減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。

調査対象 小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）

調査日程 令和4年8月、10月、11月のうち、連続する7日間について調査。

調査結果（速報値）

①通常期（10・11月）における教師の勤務実態

✓ 前回調査（H28）の結果と比べ、全ての職種で在校等時間が減少。

●教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	H28	R4	増減	H28	R4	増減	R4
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06

土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	H28	R4	増減	H28	R4	増減	R4
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

②長期休業期間（8月）における教師の勤務実態

✓ 4週間（土日を除く20日間）のうち、教諭の所定の勤務時間を勤務した日数は、小：5.6日、中：8.4日

✓ 勤務日1日当たりの在校等時間※は、10・11月と比べ短い

※教諭（平日）小：8:04、中：8:26（土日）小：0:06、中：0:59

上記の①、②を踏まえ月当たりの教諭の時間外在校等時間を推計すると、小：約41時間（H28：約59時間）、中：約58時間（H28：約81時間）、高：約45時間

③学校における働き方改革の進捗状況

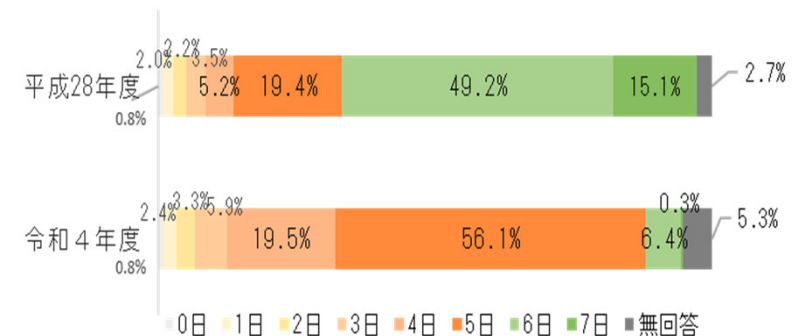
●教師の有給休暇取得日数（年間・平均）

✓ 小学校・中学校共に取得日数が増加

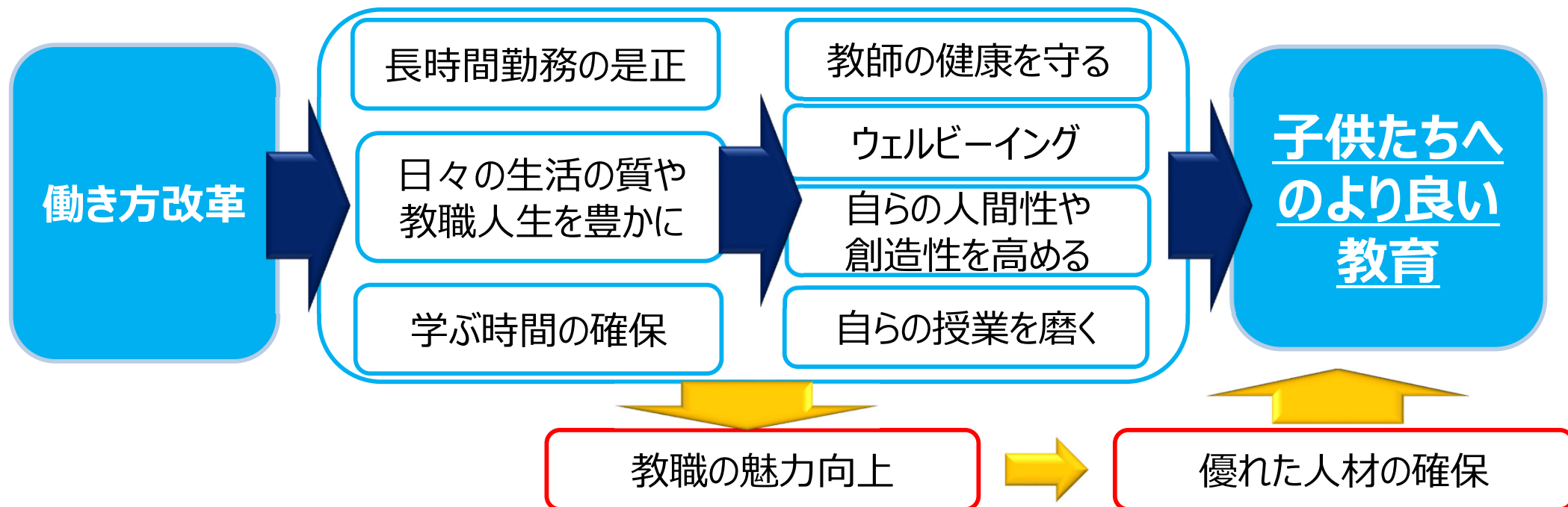
	小学校	中学校
H28	11.6日	8.8日
R4	13.6日	10.7日

●部活動顧問の週当たり活動日数（中学校）

✓ 活動日数が週6日以上（部活動ガイドライン超え）である教諭の割合が減少



学校における働き方改革



- 先生方が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備すること
- 教職を目指す方々が、安心して教師を職業選択できるようにすること

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）
（令和6年5月）（抜粋）

今般の教師を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのより良い教育の実現」である。

具体的には、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを向上させることが重要である。また、自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備し、教師がその高い専門性を大いに発揮できるようにすることにより、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようになる。

➡ 学習指導要領の実現（主体的・対話的で深い学び）

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (令和5年5月22日中央教育審議会諮問)【概要】

学校や教師を取り巻く環境

学校を取り巻く環境の変化

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0の時代**」、先行き不透明・予測困難な「**VUCA**」の時代の到来
- 2050年には、**生産年齢人口が現在の約3/4に減少**、過去10年間で公立小中学校の**児童生徒数が約1割減少**
- 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒・不登校児童生徒の増加、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、**子供の抱える困難の多様化・複雑化**
- GIGAスクール構想による**1人1台端末環境の実現**、**教育DXの推進**によるデジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出の必要性

「令和の日本型学校教育」の実装を直接担う教師を取り巻く環境

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

平成28年度実施の前回調査との比較では、**教師の時間外勤務の状況は一定程度改善**。一方、依然として**長時間勤務の教師が多い実態**も明らかに。

全国的に**教師不足が指摘**されている憂慮すべき状況。

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する**教師に質の高い人材を確保することが必須**であり、**抜本的に教職の魅力を上向きさせることが喫緊の課題**



- ・教師に係る勤務制度を含めた**一層実効性ある働き方改革の推進**
- ・教師の給与に関する枠組みの見直しを含む**処遇の改善**
- ・学校の**指導・運営体制の充実**

一体的・総合的な推進が不可欠

具体的な検討事項

①更なる学校における働き方改革の在り方について

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる**役割分担・適正化を推進する観点からの学校・教師が担う業務**の在り方
- ・「**上限指針**」の実効性を高めることができる**仕組み**の在り方
- ・各教育委員会における学校の働き方改革の**取組状況等を「見える化」するための枠組み**の在り方
- ・健康及び福祉の確保の観点からの、**長時間の時間外勤務を抑制するための仕組み**の在り方等

②教師の処遇改善の在り方について

- ・教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、一律給料月額率の4%を支給することとしている**教職調整額及び超勤4項目**の在り方
- ・教育が教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいなど**職務の特殊性に対する考え方**
- ・現在の学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた**時間外勤務手当の支給に対する考え方**
- ・教師の意欲や能力の向上に資する**給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリ**の在り方等

③学校の指導・運営体制の充実の在り方について

- ・義務教育9年間を見通すことにも留意した、より**柔軟な学級編制や教職員配置**の在り方
- ・**子供や学校、地域の実態に応じた柔軟な教育活動の実施**の在り方
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえた、**中学校を含めた、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**の在り方
- ・教育の質の向上と教師の負担軽減のための**小学校高学年における教科担任制**の在り方
- ・教員業務支援員等の**支援スタッフの配置**の在り方等

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (審議のまとめ)【概要】(令和6年5月13日 中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会)

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、**全国的に一定水準の教育を保障**
- **知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価**
- **PISA2022でも世界トップレベルの結果**

これらは、**教師の
献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子供たちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化 等)

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力向上、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢ 不登校 ➢ いじめ重大事態 ➢ 特別支援教育 ➢ 児童虐待 ➢ 外国人児童生徒 ➢ 子供の貧困 ➢ ヤングケアラー ➢ 家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ **課題が複雑化・困難化**する中で、結果として、**学校や教師の負担が増大**してきた実態

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

改革の
成果

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
- **教職員定数の改善**や**支援スタッフ**の配置拡充 など

＜教師の時間外在校等時間の推移＞
(教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり)

課題

- **依然として時間外在校等時間の長い教師が存在**
- **教師不足も憂慮すべき状況**
- 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

- **時間外在校等時間の減少**
- 有給休暇の取得日数の増加 など

(平成28年度)		(令和4年度)	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

➡ **研修や学ぶ時間の十分な確保**等によって**自己の資質・能力等を高め**られるようにし、**生き活きと子供たちと接する**ことができる環境の整備が必要

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性や創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる**環境の整備
- **新たな学びの実現に向けて**、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- **若手教師や教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力向上**

➡ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのより良い教育の実現**

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性

第3章

学校における働き方改革の更なる加速化

第4章

学校の
指導・運営体制の充実

第5章

教師の処遇改善

一体的・総合的に推進することが必要

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。
➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。*平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。
- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類*に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討
・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

(2) 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」(※)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（**少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ**）

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12 学級の中学校には 19 人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、**小学校中学年についても教科担任制を推進**し、専科指導のための**定数改善**が必要。

<若手教師への支援>

- **新卒教師は、学級担任ではなく教科担任**としたり、**持ち授業時数を軽減**したりする等の取組ができるよう、**教科担任制の充実に向けた定数改善**が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、**若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実**する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が**安心して産休や育休を取得することができるような体制整備**が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「**COCOLOプラン**」の実現に向けた体制整備に向けて、**学びの多様化学校への教員配置の充実**や、不登校生徒への支援等に対応する**生徒指導担当教師の全中学校への配置**等が必要。
- **養護教諭**や**栄養教諭**の配置充実、**高等学校**や**特別支援学校**の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- **35人学級**についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築**が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての**学校内外との連携・調整機能の充実**や、**若手教師へのサポート**のため、**「新たな職」の創設**が必要。
- **副校長・教頭**の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、**主幹教諭**の配置充実、**事務職員**の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、**支援スタッフの更なる配置充実**と、**次世代型「チーム学校」の実現**が必要。
- **教員業務支援員の安定的な確保**のための環境整備と一層の**連携・協働**に向けた**学校マネジメント**の推進、**副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実**が必要。
- **スクールカウンセラー**、**スクールソーシャルワーカー**の配置充実や効果的な活用の推進、**部活動指導員**の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、**支援スタッフの着実な確保・配置**、**教師との連携・協働**、**役割分担**の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、**社会人の学校への参入促進**等により**多様な専門性を有する教職員集団の形成**が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、**様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用**や、**特別免許状**、**特別非常勤講師の積極的な活用**が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、**参入しやすくなる免許制度の検討**等が必要。
- 民間企業等の従業員が**任期付職員**として学校現場で勤務することも想定。国は**制度の周知・活用促進**を図るべき。
- **教職の魅力の広報・啓発**や現場ニーズの適切な発信等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、**一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分**が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、**現在ではわずか**になっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした**教師の処遇改善**が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、**人材確保法**による処遇改善後の昭和55年の**一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保**することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、**専門的な知識や技能等が求められる高度専門職**。
- 教師が、**専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方**が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、**日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応**が必要。
 - ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、**教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分**が大きい。
 - ・教師の職務は、**教師の自主的・自律的な判断に基づく業務**と、**管理職の指揮命令に基づく業務**が日常的に**渾然一体**となっており、**正確な峻別は極めて困難**。授業準備や教材研究等が、**どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難**。
- = 一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の**時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない**。
 - ➡ **教師の職務等の特殊性**を踏まえると、**勤務時間の内外を包括的に評価**し、**教職調整額**を支給する仕組みは、**現在においても合理性を有する**。
- **県費負担教職員制度**の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、**時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しない**と考えられる。
 - ➡ **PDCAサイクル**を通じた働き方改革を推進し、**業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表**等を教育委員会が行う仕組みの検討や、**学校の指導・運営体制の充実**により、**時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当**。管理職は、教師の**時間外在校等時間の適切な把握**が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、**教職調整額の率は少なくとも10%以上**とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、**超勤4項目に別の業務を追加することは適さない**。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、**職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築**が必要。また、**人事評価**の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、**教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設**が必要（**6級制の実現**）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、**学級担任の教師**について、**義務教育等教員特別手当の額を加算**する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、**管理職による適切な学校運営が重要**であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、**管理職手当等の改善**が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の**進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップ**し、**機動的に取組みの見直しを図る**ことが重要。
- 次期学習指導要領における**標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方**等については、**今後の専門的検討を踏まえ、改革**されることを期待。

第4章 中長期の経済財政運営 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生等)

[前略]

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができるよう、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、**働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実²⁸⁸、育成支援²⁸⁹を一体的に進める**。教師の時間外在校等時間の上限²⁹⁰を定めている**指針の実効性向上に向けた具体的検討**、コミュニティ・スクール等も活用した**社会全体の理解の醸成**や慣習にとらわれない廃止等を含む**学校・教師が担う業務の適正化等²⁹¹を推進**する。我が国の未来を拓く子どもたちを育てるという崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法²⁹²の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、**教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善**を行うなど、**給特法²⁹³等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証**等を踏まえつつ、**中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築**していく。これらの一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、**2024年度から3年間を集中改革期間**とし、スピード感を持って、**2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大**を速やかに進めるとともに、**2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討**するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

[後略]

(脚注)

288 効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等の推進を含む。

289 心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。

290 月45時間以内等。

291 働き方改革の取組状況の見える化、校務DX化による業務効率化を含む。

292 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和49年法律第2号)。

293 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)。

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1兆5,627億円
1兆5,216億円



文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,660人を改善。さらに、定年引上げに伴う特例定員の活用により、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

- ・教職員定数の改善 +123億円 (+5,660人)
- ・定年引上げに伴う特例定員 +93億円 (+4,331人)
- ・教職員定数の自然減等 ▲168億円 (▲7,776人)
- ・教職員の配置見直し ▲12億円 (▲550人) ※このほか、人事院勧告による給与増等がある。

① 小学校高学年における教科担任制の強化 1,900人

○ 小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教師の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導担当教師の計画的な配置充実を図る。

なお、令和7年度までの2か年分の改善数を計上し、当初の予定から1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善総数は3,800人)

(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

年度	R4	R5	R6	R7
改善数	950	950	1,900 (950×2か年分)	(950)



(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教師の活用も想定。

③ 様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 150人 + 4,331人

- ① 中学校における生徒指導や学びの多様化学校等への支援 +60人
- ② 離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ③ チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)
- ④ 貧困等に起因する学力課題の解消 +20人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,331人)の活用。

② 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備等 3,610人

○ 小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正に基づき、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。
(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○ 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

(平成29年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓ 発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓ 外国人児童生徒に対する日本語指導の充実 +122人
- ✓ 初任者研修体制の充実 ▲116人

※指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途予算案に計上(11億円)【復興特別会計】



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援

教師と多様な人材の連携により、**学校教育活動の充実**と**働き方改革**を実現

教員業務支援員の全小・中学校への配置

人数 : 28,100人 (12,950人)

事業内容

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるように、データの入力・集計や各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を支援

想定人材



地域の人材
(卒業生の保護者など)

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合



国1/3
都道府県・指定都市2/3

学習指導員等の配置（学力向上を目的とした学校教育活動支援）

人数 : 11,000人 (11,000人)

事業内容

児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。

児童生徒の学習サポート

- TT 指導(team-teaching)や習熟度別学習、放課後の補習など発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援、就職支援のための相談員の配置
- 専門家による出前授業の実施に向けた調整等

学校生活適応への支援

- 校内教育支援センターへの配置等による不登校児童生徒への支援

教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

想定人材



退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材

実施主体



都道府県・指定都市

負担割合



国1/3
都道府県・指定都市2/3

【新規】 副校長・教頭マネジメント支援員の配置

人数 : 1,000人 (新規)

事業内容

副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援

想定人材



退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者等

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

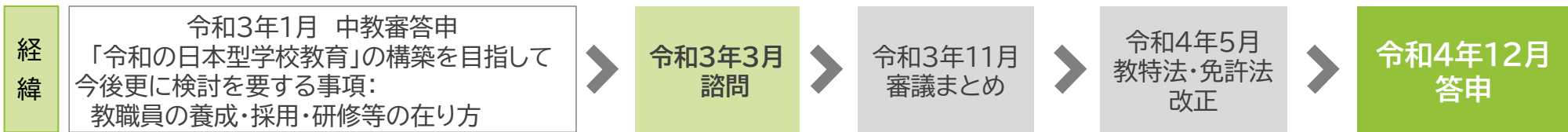


国1/3
都道府県・指定都市2/3

3

教師の資質能力の向上等について

中央教育審議会答申 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～のポイント



子供たちと社会の変化	
<ul style="list-style-type: none"> 教師の長時間勤務 Society5.0/高校「情報I」開始 	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちの多様化 臨任等の「教師不足」

これまでの主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領の実施 GIGAスクール 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員定数の改善 学校の働き方改革等

教師の養成・採用・研修の制度及び現状

- 養成**
- 教員養成学部・学科のほか中・高・特支等は他学科でも教職課程が開設可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、教員就職率は66.9%
 - 小学校の教職課程を有する私立大学は10年で3割増
- 採用**
- 公立は、任命権者たる教育委員会が採用(小中は都道府県・政令市)
- 採用倍率低下(大量退職・特別支援学級の急増を反映した採用増、既卒受験者減少)
 - ただし、小学校の新卒受験者数は微増。中学・高校は減少。
 - 年齢構成は地域・学校種で大きな違い。(例:小学校では、関東・近畿は若年層が多く、東北・九州などは50代が多い。)

校種		平成24年度	令和4年度
小	受験者総数(うち新卒)	55,600人 (17,001人)	40,636人 (17,484人)
	倍率	4.4倍	2.5倍
中・高	受験者総数(うち新卒)	94,003人 (28,209人)	66,578人 (22,157人)
	中学倍率	7.7倍	4.7倍
	高校倍率	7.3倍	5.4倍

- 免許**
- 原則、都道府県教育委員会が授与
- 普通免許状は、中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加
 - 特別免許状(※)は増加。ただし、令和2年度1年間で237件。英語等に集中
- ※教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与。昭和63年創設。

免許状種別	校種	平成22年度		令和2年度
普通免許状	小学校	27,470件	➔	28,187件
	中学校	53,274件	➡	44,297件
	高校	68,838件	➡	52,629件
	特別支援学校	7,928件	➤	12,300件
特別免許状	全体	45件	➤	237件

- 研修**
- 公立は、研修実施者たる教育委員会が実施(小中は都道府県・政令市・中核市)
- 任命権者は、国の指針を参酌し、教員育成指標と体系的な教員研修計画を策定
 - 任命権者と関係大学等で構成される協議会を組織

改革の方向性

①「新たな教師の学びの姿」の実現

- 子供たちの学び(授業観・学習観)とともに**教師自身の学び(研修観)を転換**
- 「理論と実践の往還」の実現

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- **教師一人一人の専門性向上と、多様な専門性・背景を有する人材の組織内への取り込み**
- 心理的安全性の確保
- 「学校の働き方改革」の推進

③教職志望者の多様化等を踏まえた育成・安定的確保

- 多様な教職志望者に対応した**教職課程の柔軟化**
- 入職後のライフサイクルの変化を踏まえた採用・配置等の工夫



1. 教師に求められる資質能力

- ①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別支援 ⑤ICT、情報・教育データの利活用、に再整理
- 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換(「**教育実習**」の柔軟化、**学校体験活動の積極活用**など)

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- **強みや専門性**(データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など)**を身に付ける活動との両立のための、特例的な教職課程の開設**
- **小学校専科指導に対応した特例的な教職課程の開設**
- 教員採用の在り方検討(**早期化・複線化**など)
- 多様な専門性を有する人材の積極的な取り込み(**特別免許状の運用見直し、教員資格認定試験の拡大**)
- 校長等、学校管理職の資質能力の育成・研修

3. 教員免許の在り方

- 教員免許更新制の発展的解消と、**改正教育公務員特例法による「新たな教師の学びの姿」の実現。**
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定
- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

- 学部と教職大学院との**連携・接続の強化・実質化**
- 教育委員会との連携強化、**人材育成の好循環**
- **教員就職率の向上、組織体制の見直し**

5. 教師を支える環境整備

- **研修高度化**、学びの振り返りを支援する仕組みの構築
- 教師を支える環境整備(**失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進、働き方改革の一層の推進**)

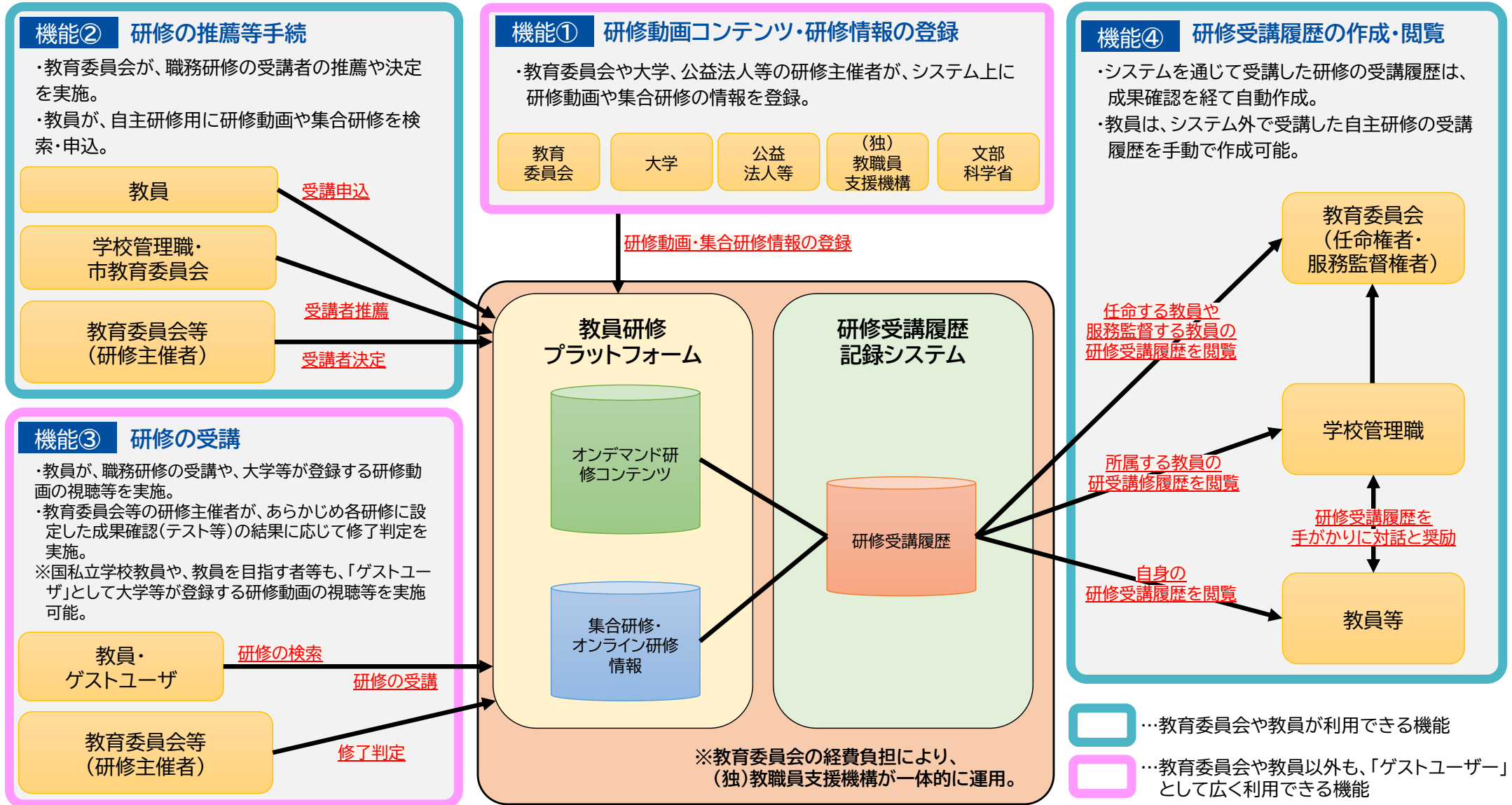
「全国教員研修プラットフォーム」の構築について

文部科学省では、「新たな教師の学び」の効率的・効果的な実施に資するため、研修受講履歴記録システムと、教育委員会や大学、公益法人等が登録した研修動画を視聴することができる教員研修プラットフォームの機能を兼ね備えた、「全国教員研修プラットフォーム」を令和6年4月から稼働しています。

(稼働後は、(独)教職員支援機構において、各教育委員会と共同運用。)

<各機能について>

※図中の「←」は、システムによる各手続きの流れの一例



教師不足の状況と構造的要因

教師不足の状況

令和3年度始業日時点², 558人（5月1日時点², 065人） ※小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

令和4年度当初の状況：3年度に比べ「改善」6、「同程度」22、「悪化」40 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

令和5年度当初の状況：4年度に比べ「改善」11、「同程度」28、「悪化」29 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

構造的要因

- 近年の大量退職に伴う大量採用により20-30代の教員が増加し、産休・育休取得教員が急増。特別な支援を要する児童生徒の増加により、予め学級数の見込みを立てにくい特別支援学級が増加。

※ 公立小中の産育休取得者 H24：15,067人 ⇒ R4：23,540人

※ 特別支援学級の数 H24：47,643学級 ⇒ R4：76,720学級（※小・中・義務教育学校）

※ 公立小中の臨時講師の数 H24：58,681人 ⇒ R4：68,159人（産休・育休代替教員、配偶者同行休業代替教員を含む。）

⇒ 臨時的任用教員（臨時講師）の需要が増加

- 臨時的任用教員は従来、教員採用選考に不合格となった者を多く任用していたが、採用枠の拡大等に伴い、既卒受験者の正規教員としての採用が進み、臨時的任用教員のなり手が不足。

- 新規学卒での教員採用選考受験者は小学校で横ばい、中高で減少。

※ 新規学卒の受験者（小中高） H25：48,110人 ⇒ R5：40,322

⇒ 臨時講師の供給不足

「教師不足」に対する文部科学省の取組について

1. 「教師不足」の定義・要因

定義：臨時的任用教員等の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず欠員が生じること

要因：①産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休者数の増加による臨時的任用教員の見込み以上の必要数の増加
②大量退職・大量採用に伴う採用倍率低下等による、講師名簿登載者の減少（臨時的任用職員のみ手数の減少）

2. 短期的な対応策（教員免許保持者の入職促進）

- **現職以外の教員免許保持者等の円滑な入職の促進**
 - ・教職員支援機構等において、教壇に立つにあたり必要となる基礎的内容をまとめた研修コンテンツを提供
 - ・各自治体において実施している現職以外の教員免許保持者を対象とした講習会の実施例の周知促進
 - ・令和5年度補正予算において、全国の教育委員会が教師人材の確保のための広報発信や入職前研修を実施する際の補助予算を計上
- **産休・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援**
 - ・年度の初期頃に産休・育休を取得することが見込まれる教師の代替者について、年度当初から任用する自治体の取組を支援

3. 長期的な対応策（免許取得者・教職志願者の増加）

- **教員採用選考試験の改善等**
 - ・採用選考の早期化や複数回実施など、国・任命権者・大学関係者等の関係者協議を設置し、令和5年5月31日に今後の教員採用選考試験の改善の方向性を提示
 - ・各教育委員会における特別な採用選考の拡充（採用選考合格後、最大2年間免許取得を猶予する選考等）
 - ・教育実習時期の見直しを含む教職課程の弾力化（早期からの学校現場での体験等）
 - ・特別免許状の活用等による、優れた知識経験等を有する多様な人材（理系人材、IT人材、アスリート、アーティスト等）の確保
- **教師を取り巻く環境整備**
 - ・骨太方針2023等を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進。令和6年度予算案においては、小学校高学年教科担任制の強化のための定数改善や、全ての小・中学校への教員業務支援員の配置をはじめとする支援スタッフの充実等に必要な経費を計上
- **各教育委員会における正規教員の比率向上**
 - ・各教育委員会における計画的な正規教員および教員採用計画の中で、全国の状況を参照しつつ、目標とする正規教員の割合等を設定し採用することを文部科学省から促進
- **教職に関する情報発信**
 - ・令和4年12月の中央教育審議会答申も踏まえ、教職に関する情報を、高校生や大学生、社会人等へ広く発信し、教職への理解を深めるとともに、教職志望者の増加を図るため、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を文部科学省HPに開設し、広く関係者へ活用を促進

4


GIGAスクール構想の推進について

国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進

1. これまでの成果

- **世界に先駆け、わずか1～2年で整備完了**（世界に冠たるデジタル学習基盤）
 - G7教育大臣会合でもGIGAスクール構想は最大の関心事
 - 各国も一人一台端末整備を重要課題と認識。
- **7～8割の校長が1人1台端末の効果を認識**（活用頻度が高いほど、効果認識UP）
 - 個別最適・協働的な学び、働き方改革
 - 誰一人取り残されない学びの保障（不登校、特別支援、病気療養、外国籍の児童生徒 等）
- **単なる教育施策ではなく、政府の重要施策のインフラ**
 - デジタル人材供給の基盤（GIGA端末でプログラミングをする子供は大幅増、AI戦略にとっても極めて重要）
 - こども家庭庁の目玉「こどもデータ連携」、デジタル田園都市国家構想の推進にも不可欠

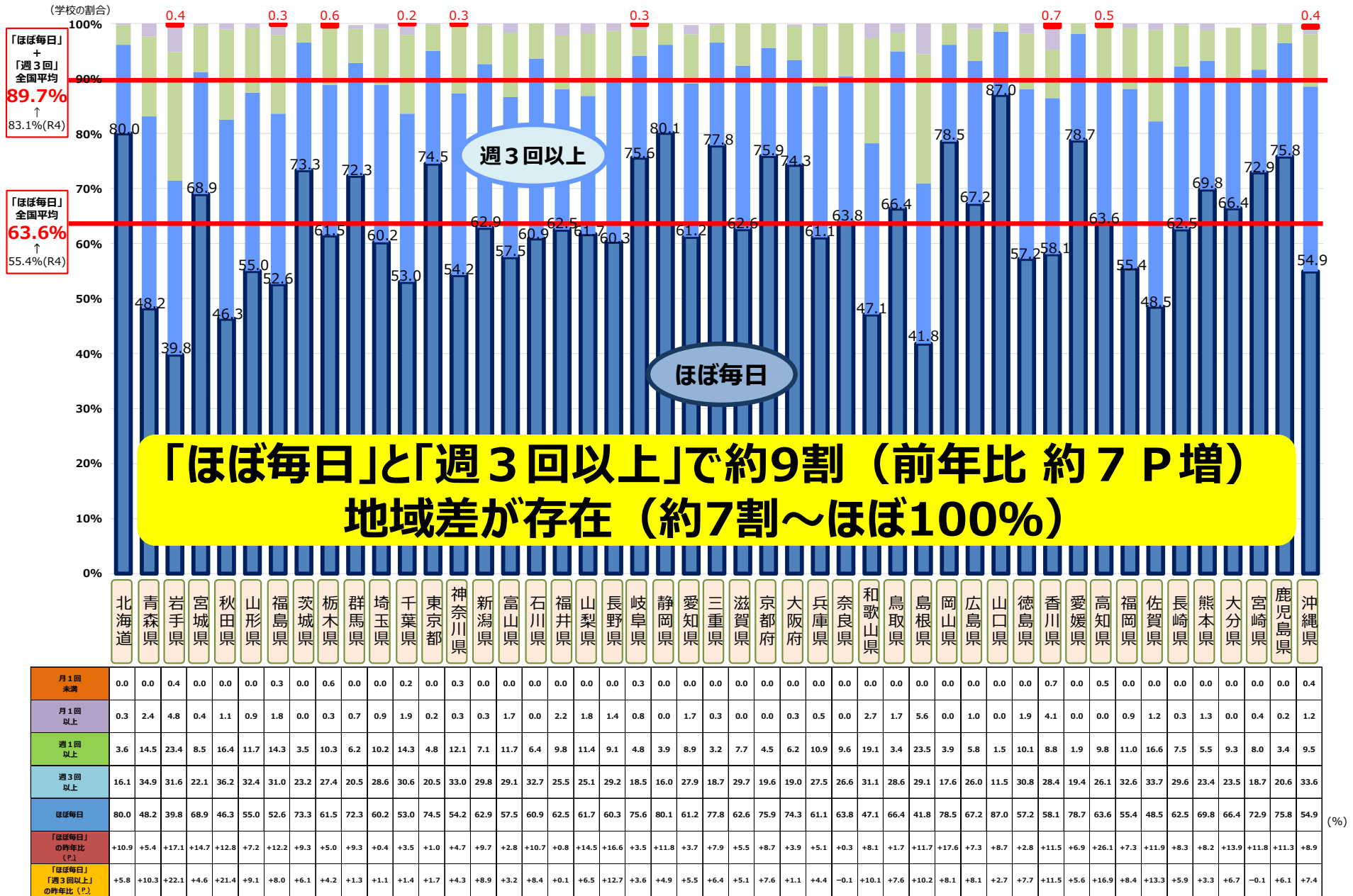
2. 直面する課題

- **地域・学校間で大きな活用格差**（週3回以上活用割合 約7割～ほぼ100%）
 - この2年間、大多数の学校はコロナ対応で手一杯だったのが実態。
 - 非常時のオンライン授業実施体制は構築されたが、令和の教育改革は道半ば。
 - **端末更新、学校のICT環境（ネットワーク）の改善**
 - 端末については、R5補正予算でR7年度までの更新に必要な経費を確保。一方、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる必要
 - ネットワークについては、速度が不十分な学校が存在しており、改善が急務
- 

3. 今後の方向性（教育DXの更なる深化）

- 令和5～6年度を、集中推進期間として位置づけた上で、徹底的な伴走支援の抜本的強化により一気に底上げを図る。
- 国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進めるとともに、通信ネットワーク速度の抜本改善を図っていく。

1人1台端末を授業で活用 (小学校・都道府県別 ※政令市除く)



「ほぼ毎日」と「週3回以上」で約9割 (前年比約7P増)
地域差が存在 (約7割～ほぼ100%)

■ ほぼ毎日 ■ 週3回以上 ■ 週1回以上 ■ 月1回以上 ■ 月1回未満

調査項目：調査対象学年の児童に対して、前年度までに、児童一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか(※)

※現在の小学校6年生が令和4年度までに受けた授業での活用割合について調査 (R5全国学力・学習状況調査結果より[令和5年4月実施])

授業一般

調べる場面

教職員
生徒

発表・表現

児童生徒同士

特性・理解度

持ち帰り

GIGAスクール構想の推進

～1人1台端末の着実な更新～

令和5年度補正予算額

2,661億円



文部科学省

現状・課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備を進める。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

予算額 2,643億円

- 都道府県に基金（5年間）を造成し、当面、令和7年度までの更新分（約7割）に必要な経費を計上。
- 都道府県を中心とした共同調達等など、計画的・効率的な端末整備を推進。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

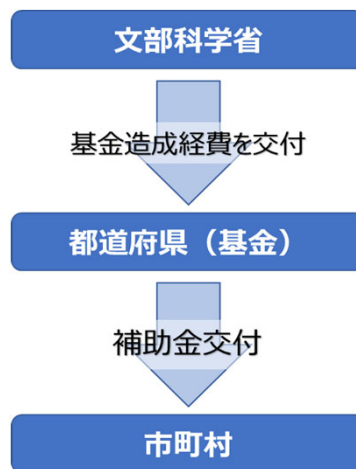
※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- 補助率：10分の10

（基金のイメージ）



※都道府県事務費も措置

国私立、日本人学校等の端末整備 予算額 18億円

- 前回整備時と同様に補助事業により支援することとし、早期更新分に必要な経費を計上。
- 公立学校と同様に、補助単価の充実や予備機の整備を進める。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

学校規模ごとの帯域の目安（当面の推奨帯域）

- 端末を十分に活用している授業の実測データをもとに、**学校規模ごとに1校当たりの帯域の目安（当面の推奨帯域）**として以下を設定※¹し、まずは、この「当面の推奨帯域」の整備を目指す（帯域の実測値であり、ベストエフォート型契約時の理論値ではない）。
- 「当面の推奨帯域」は、**同時に全ての授業において、多数の児童生徒が高頻度で端末を活用する場合にも、ネットワークを原因とする支障がほぼ生じない水準※²**であり、端末活用の日常化に向けて、まずは全ての学校が目指すべき水準（ただし、この水準を下回る場合でも授業で全く活用できないというものではない）。
- 当面の水準として設定するものであり、サービスコンテンツの容量やその利用態様に応じて、見直されるもの。

学校規模ごとの当面の推奨帯域

児童生徒数	当面の推奨帯域	児童生徒数	当面の推奨帯域
12人	22Mbps	700人	580Mbps
30人	54Mbps	735人	594Mbps
60人	108Mbps	770人	607Mbps
90人	161Mbps	805人	621Mbps
120人	216Mbps	840人	633Mbps
150人	270Mbps	875人	647Mbps
180人	323Mbps	910人	660Mbps
210人	377Mbps	945人	673Mbps
245人	395Mbps	980人	686Mbps
280人	408Mbps	1,015人	698Mbps
315人	422Mbps	1,050人	711Mbps
350人	437Mbps	1,085人	723Mbps
385人	453Mbps	1,120人	736Mbps
420人	468Mbps	1,155人	748Mbps
455人	482Mbps	1,190人	761Mbps
490人	496Mbps	1,225人	773Mbps
525人	511Mbps	1,260人	786Mbps
560人	525Mbps	1,295人	797Mbps
595人	538Mbps	1,330人	809Mbps
630人	553Mbps	1,365人	822Mbps
665人	566Mbps	1,400人	834Mbps

授業での活用場面（A中学校1限目での活用イメージ）

※「当面の推奨帯域」の環境下では校内でこのような端末活用の同時進行が可能

1年1組

35人のメンバー・制限付き

Chat ファイル タスク

授業の流れや動画・画像をクラス内で共有。クラスの全員が参照

1年2組

Web上の動画教材等を活用し、学習内容について理解を深める

3年2組

クラウド上で実験データをまとめる。他班の実験結果も参照。実験の様子を動画撮影しクラウド上の保存・共有

3年1組

クラウド上にファイルを共有し、作業を分担して共同編集。チームで成果物を作成

2年2組

英語のデジタル教科書の音声読み上げ機能を活用した個別学習

2年1組

撮影動画による技能チェックや、これまでの練習成果の振り返り

※¹ 多くのトラフィックを発生させている授業をもとにしたシミュレーションにより、固定回線について、学校ネットワークの入口で求められる帯域を算出。

※² 突発的・不規則なデータ送受信量の増大があった場合に、一時的にデータの遅延が生じる可能性はあるが、授業には概ね支障がないと考えられる。ただし、あくまでも帯域の「目安」であり、サービスのコンテンツ容量やその利用態様により、学校現場で必要となる帯域には高低があるものである。

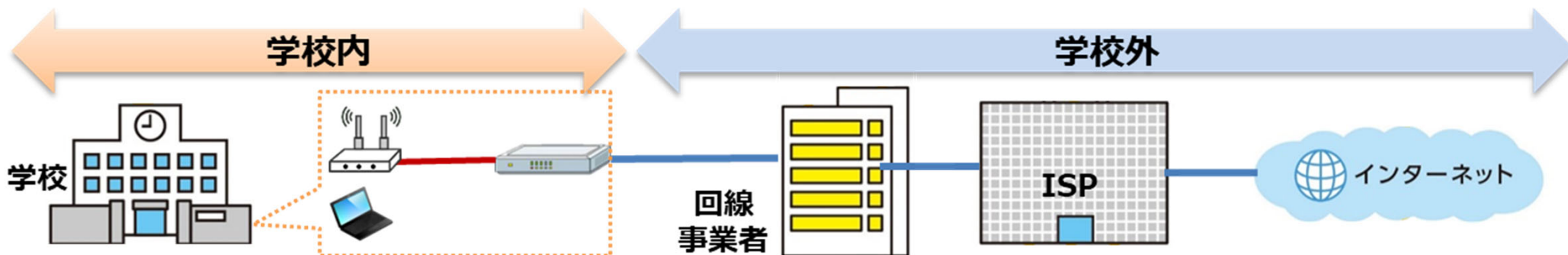
当面の推奨帯域を満たす学校数

- 全校の簡易測定結果※¹と照らし合わせ、一定の仮定※²の下で推計すると、**当面の推奨帯域を満たす学校は2割程度**※³。
- **特に学校規模が大きくなるほど当面の推奨帯域を満たす学校の割合が少なくなる傾向。**

学校規模別の当面の推奨帯域		簡易測定結果	
児童生徒数	当面の推奨帯域(Mbps)	回答学校数(割合)	当面の推奨帯域を満たす学校数
～60人	～108	3,985校(13.2%)	3,258校
61人～120人	161～216	3,450校(11.5%)	1,486校
121人～180人	270～323	2,798校(9.3%)	520校
181人～245人	377～395	2,705校(9.0%)	306校
246人～315人	408～422	2,901校(9.6%)	201校
316人～385人	437～453	2,817校(9.4%)	215校
386人～455人	468～482	2,515校(8.4%)	131校
456人～560人	496～525	3,023校(10.1%)	174校
561人～700人	538～580	2,785校(9.3%)	127校
701人～840人	594～633	1,728校(5.7%)	56校
841人～	647～	1,382校(4.6%)	29校
合計		30,089校	6,503校(21.6%)

- ※¹ 文部科学省調査（令和5年11月）速報値による。調査対象は、公立小中高（分析にあたっては、固定回線の簡易測定結果を対象とし、明らかなエラーと思われる値を除外）。
- ※² 帯域の目安は、学校のネットワークの入口における水準である一方、簡易測定は教室のアクセスポイントに接続して計測したものである。アクセスポイントに接続しての計測は入口に比べて低い値となるため、簡易測定結果は、実測値に一定の仮定をおいて算出したもの（簡易測定結果 = 実測値×1.4）
- ※³ 当面の推奨帯域を満たしていない場合であっても、想定される状態としては、極端に低い帯域幅しか確保できていない場合を除き、授業の中で通信が遅くなるタイミングがあるというものであり、授業が成り立たない程度までデータの遅延が継続する状態は必ずしも生じない。なお、個別の学校に着目すると、ベストエフォート型の契約等に起因し、測定のタイミングによって計測結果に変動がある（上記の表のような多数の学校の全体的な傾向は、個別の学校の測定値のように変動しないと考えられる）。このため、各学校においては、より精緻に速度測定を行った上で課題把握と改善策の検討を行うことが推奨される。

学校のネットワークの課題と対応策



課題① 不具合の原因特定が不十分（ネットワークアセスメントが必要）

課題② 通信契約の内容が十分なものとなっていない

課題③ 自治体において専門性ある職員の確保が難しく、交渉力が不足

対応① ネットワークアセスメントへの財政支援

対応②

- ・安価な調達事例の横展開
- ・学校の帯域需要の具体化
- ・広域調達・共同調達の支援
- ・必要な財政支援

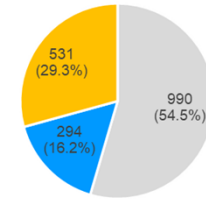
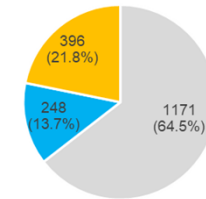
対応③ 自治体担当者の専門性向上支援（ガイドブックの提示、広域調達・共同調達の支援）

現状・課題

- GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消し、1人1台端末の利活用をさらに進めていく必要がある。取組の最大の阻害要因の一つはネットワークの遅延や不具合である。
- 今後、デジタル教科書の導入、全国学力・学習状況調査のCBT化、充実の一途をたどる動画教材やクラウドベースでのデジタル教材の十全な活用、クラウドベースの次世代型校務システムの導入を進め、教育DXを加速させる上でも、通信ネットワーク環境の問題は致命的。
- このため、全国的にネットワーク診断（アセスメント）を推進し、必要な改善を早急に図ることが重要。

●自治体等で発生した不具合事象例（令和4年度文科省調べ）

動画視聴時に、映像の乱れが発生したり、スムーズに再生できない。
 クラスで一齐にオンライン教材などを利用する際、一部の児童生徒が教材に接続できない状況が発生する。



●未発生 ●解決済 ●未解決

単位：自治体等
 (n=1,815)

事業内容

【事業スキーム】

都道府県、市町村等が、民間事業に委託するネットワークアセスメント実施に要する費用の一部を国が補助する。

実施主体	都道府県、市町村
補助割合	3分の1
補助上限※	1,000千円/校

※補助対象となる事業費の上限。交付される補助金の上限は333千円/校。

○都道府県が域内の全ての市町村（政令市を除く）と連携してGIGAスクール構想の推進に取り組んでいること（協議会の設置など）を要件とする。

○GIGAスクール運営支援センター整備事業と一体的に事業実施することも可能。なお、ネットワークアセスメント実施促進事業のみを実施することも可能。

ネットワークアセスメントについて

ネットワークアセスメントとは、現状のネットワークを分析・診断することで、ネットワーク環境の現状を把握するとともに、課題があった場合は問題点や改善策を提示することにより、最適な通信ネットワーク環境の実現を目的とするもの。

ネットワークアセスメントの例

- ネットワーク測定（通信量やセッション数を測定）
- ネットワーク構成調査（ネットワークの構成や機器の設定の調査）
- スループット・レイテンシー調査（通信速度や通信遅延の調査）
- 無線調査（無線の電波干渉の有無やカバーエリアの調査）

学校のネットワークが遅くなる原因の解決・対処方法

主な事象	原因	解決・対処方法の例
特定のサイトやアプリにアクセスできない場合がある。	A 機器・ネットワークの設定	・端末や集約センター等での設定（フィルタリング・ローミング等）を変更する。
校内や教室内で接続しにくい場所がある。	B サイト側の制約	・一齐に特定サイトに接続するような使い方は避ける。 ・サイト側で閾値を上げる。 ・集約拠点側でアクセスを分散させる。
OSのアップデートやアプリの更新によりネットワークに接続しにくくなる。	C 機器の配置、配線	・ループ配線になっていないか、機器間の電波干渉がないかなどの確認を行う。 ・アクセスポイントの配置を変更・増設する。
教材サイト等に一齐にログインを行おうとすると、ログインできないことがある。	D 機器の性能	・応急措置として、ボトルネックとなるファイアウォールやプロキシサーバ等をバイパスする。 ・十分な処理能力の機器に交換する。
インターネット接続なしと表示されるなど、接続できない場合がある。	E 通信の輻輳※（契約・構成）	・通信事業者（回線・ISP）によるボトルネック切り分け・対処を行う。 ・使用人数・通信量に見合った契約になっている確認する。 ・動的IPから固定IPの契約に変更する。 ・より高速な通信帯域のメニューへ変更する。 ・接続回線を追加する。 ・他の通信事業者に変更する。 ・学校から直接接続にする。
大型掲示装置等への接続が切断される。		
特定の人数を超えて一齐に端末を利用するとネットワークに接続することができなかつたり、接続しにくくなる場合がある。		
特定の時間帯に、いずれの端末からもインターネットに接続しにくくなる。		

「GIGAスクール構想の実現に向けた 校内通信ネットワーク環境等の状況について」（令和3年8月文部科学省）

現状・課題

GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消するため、令和5～6年を集中推進期間と位置づけており、効果的な実践事例を創出・横展開するとともに、伴走支援を徹底強化する必要がある。また、GIGAスクール構想第2ステージに向けては、準備が整った自治体・学校において生成AIの適切な活用等、先進事例を創出する必要がある。

事業内容

端末の活用状況を把握・分析するとともに、日常授業の改善を中心とする効果的な実践例（指導技術、指導プログラム）を創出・モデル化し、都道府県等の域内で校種を超えて横展開し全国展開することで、端末更新期を迎える前に、全国すべての学校でICTの「普段使い」による教育活動の高度化を実現する。

OGIGAスクール構想の加速化事業（伴走支援強化・先進事例創出）

GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消するため、令和5～6年を集中推進期間と位置づけており、効果的な実践事例を創出・横展開するとともに、伴走支援を徹底強化する必要がある。また、GIGAスクール構想第2ステージに向けては、準備が整った自治体・学校において生成AIの適切な活用や高度なプログラミング教育、デジタルものづくりなどの先進事例を創出する必要がある。

学校DX戦略アドバイザー

- ・課題を抱える自治体・学校にアドバイザーの国費派遣（ICT活用に関する学識経験者、先進地域関係者、ネットワークや情報セキュリティ、ICT支援、AI等の専門家）
- ・事前の調整により、年間を通じて計画的にオンライン/現地派遣を組み合わせる集中的な伴走支援を行うスタイルも新たに実施。

リーディングDXスクール

令和5年度補正予算額 2億円

- 実施内容①
- ・GIGA端末とクラウド環境の徹底活用による教育活動の高度化
 - ・指定校が実施する様々な実践例から効果的な指導技術を創出・展開（都道府県・指定都市に1箇所以上設置）
 - ・1人1台端末の活用状況の把握・分析

- 実施内容②
- ・生成AIを活用した授業実践研究 ※ガイドラインを遵守 ※効果的な取組実践を創出する観点から、学術的知見を有する研究者や優れた実践家等から伴走支援を受けること（学校DX戦略アドバイザーの支援含む）
 - ・生成AIを用いた取組の成果に関し、年度末に実施する成果報告会で発表（予定）



○情報モラル教育推進事業

普段から意識すべきことや直面する諸課題（生成AI、ファクトチェックなど）について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身に付けることを目指し、情報モラルポータルサイトにおける各種コンテンツの充実や情報モラル教育指導者セミナーを開催。

- 情報モラル教育指導者セミナーの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラム表の再整理
- 情報モラルを含む情報活用能力ポータルサイトによる情報発信
- 情報モラル教育の推進に係るコンテンツ（動画教材等）の充実



○児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

令和5年度に予備調査を実施し令和6年度に本調査を実施予定（前回調査令和3年度）

プログラミング教育によって育成される資質・能力も含め、「情報活用能力」を構成する要素を児童生徒がどの程度身に付けているかを測定し、それを踏まえて、今後の情報教育関係施策の改善等に活用。

- 調査問題の妥当性等を検証するための予備調査の検証など
- 次回本調査に向けた準備・実施



GIGAスクール運営支援センター整備事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

5億円
10億円)



令和5年度補正予算額

35億円

背景・課題

- GIGAスクール第1ステージ半ばで顕在化した自治体間格差を解消するため、**令和5～6年を集中推進期間と位置づけ伴走支援**を徹底強化することとしている。
- 都道府県を中心とした**広域連携の枠組みである「協議会」**を設置し、域内全ての自治体がICT活用を推進していく体制を強化（**運営支援センターの機能強化**）することで、全ての学校が端末活用の**“試行錯誤”から“日常化”**のフェーズに移行し、子供の**学びのDXを実現**していくための支援基盤を構築することが必要。
- そのため、これまでの**支援メニューの充実**を図り、引き続き、**広域的かつ組織的な取組**を推進する。なお、ネットワークアセスメント実施促進事業と一体的に行うことも可能。

事業内容

【事業スキーム】

学校のICT運用を広域的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」の整備を支援するため、**都道府県等が民間事業者へ業務委託**するための費用の一部を国が補助

実施主体	都道府県、市町村
補助割合等	3分の1

	R4年度補正	R5年度	R5年度補正	R6年度	R7年度以降
補助割合	1/3	1/3	1/3	1/3	-

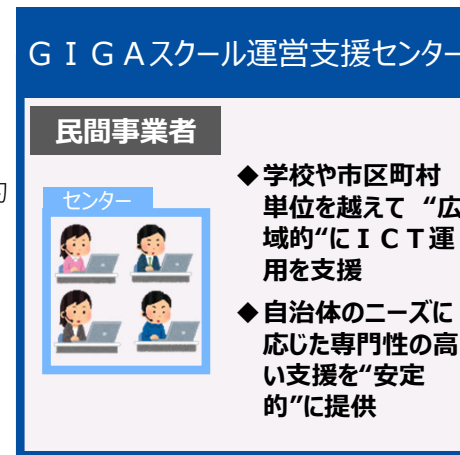
※都道府県が域内の全ての市町村（政令市を除く）と連携してGIGAスクール構想の推進に取り組んでいること（協議会の設置など）を**要件**とする。

※補助事業はR6年度までを予定

“端末活用の日常化を支える支援基盤構築”

【主な業務内容（支援対象）】

- ◆**ヘルプデスクの運営及びサポート対応**
→ヘルプデスク運営、各種設定業務
→可搬型通信機器(LTE通信)広域一括契約（学校外の学びの通信環境整備）等
- ◆**ネットワークトラブル対応**
→ネットワークトラブル対応
→セキュリティポリシー改訂支援、セキュリティアセスメント（セキュリティ基盤の確保）等
- ◆**支援人材の育成**
→支援人材の確保
→教師・事務職員・支援人材ICT研修
→学びのDXに向けたコンサルティング等
- ◆**休日・長期休業等トラブル対応**



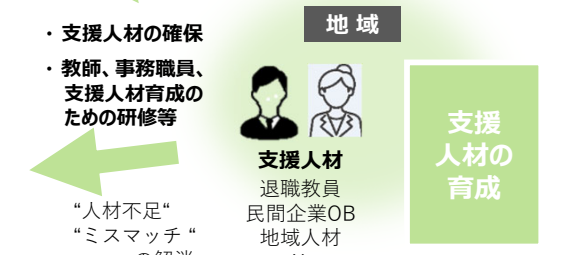
ヘルプデスク運営、ネットワーク対応等

“都道府県を中心とした広域連携”

- ◆単独実施困難自治体との連携による**自治体間格差解消**（支援が必要な全ての自治体に対する支援）
- ◆広域調達による**経済的・事務的負担軽減**等



※学校DX推進コーディネーターによる支援とも連携



(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進

令和6年度予算
(前年度予算額)

1億円
1億円)



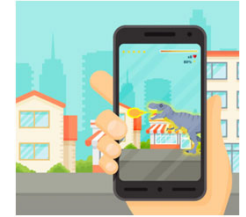
「GIGAスクール構想」により1人1台端末の活用が進み、また、生成AIの利用が社会に急速に普及する中、教育の質の向上を図るとともに、新たな政策課題に対応するため、目指すべき次世代の学校・教育現場を見据えた上で、**最先端の技術や、教育データの効果的な利活用を推進するための実証等**を行う。

事業内容

(1) 最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業

- **学校が抱える教育課題解決に向けて**、1人1台端末環境とクラウド環境、デジタル教科書の導入を前提とした上で、例えば、センシング（画像認識や音声認識）、メタバース・AR（拡張現実）・VR（仮想現実）などの**先端技術の利活用について、実証研究**を実施。

■ AR（拡張現実）



(2) 教育課題の解決に向けた生成AIの導入・利活用に関する実証事業

- 「生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえ、**学校が抱える教育課題の解決を図るため、学校現場向けの生成AIツール（アプリケーション等）の導入・利活用に向けた実証研究**を実施。

※例えば、ChatGPT等の既存の生成AIツールとAPI連携等を行うことで、学校現場向けの生成AIツール（アプリケーション等）の導入を行うことなどを想定

■ VR（仮想現実）



(3) 実証事例を踏まえた先端技術の活用方法・諸外国の先端技術の動向に関する調査研究

- **先端技術の教育活用に関する諸外国の動向調査**（我が国での導入可能性に関する分析を含む）を継続的に実施・公表することにより、事業者・学校設置者における技術開発・導入検討を促す。
- 上記に加え、(1) (2)の**実証団体の取組状況を調査・分析し、利活用事例の普及に向けた検討**を実施。さらに、**生成AIに関する動向**についても調査を実施し、生成AIについての最新情報の把握・検討を実施。

■ 文章型生成AI



委託先	(1) 学校設置者、民間事業者、研究機関等 (2) 学校設置者、民間事業者、研究機関等 (3) 民間事業者、研究機関等	対象経費	(1) 最先端技術の利活用に関する実証等に必要経費 (2) 生成AIツールの構築、利活用に関する実証等に必要経費 (3) 先端技術の活用状況や技術動向の調査研究に必要な経費
単価	(1) 1,000万円 (2) 1,200万円 (3) 2,800万円	箇所数・期間	(1) 4箇所、1年間 (2) 4箇所、1年間 (3) 1箇所、1年間

次世代の校務デジタル化推進実証事業

令和6年度予算額 3億円
(前年度予算額 0.8億円)
令和5年度補正予算額 2億円



文部科学省

背景・課題

- ① **統合型校務支援システム**の整備率は86.8% (R5.3) まで上昇し、校務効率化に大きく寄与してきたが、その殆どが**ネットワーク分離** (閉鎖系ネットワーク) による自組織内設置型運用であり、校務用端末は職員室に固定され、教育DXの阻害要因となっている。それらを解決する**モデルケースを創出**するため、**令和5年度に引き続き、次世代の校務のデジタル化モデル実証研究**を行う。
- ② また、校務デジタル化を通じた業務の効率化や質の向上など教職員の働き方改革を進める上では、**生成AIの校務での活用の推進が急務**。しかしながら現状は、「約款による外部サービス」としての利用が主であり、**個別契約によるセキュアな環境での実践例がない、教育委員会全体としての取り組み事例がない**等の課題がある。

	現状の課題	今後の目指すべき方向性
データ連携	<ul style="list-style-type: none">● 学習系の膨大なデータと、校務支援システムに蓄積されたデータとの連携が困難又は高コスト● 教育データを学校・教育行政向けに可視化するインターフェースがなく、活用されていない	<ul style="list-style-type: none">➡ 校務系・学習系ネットワークの統合によるシームレスなデータ連携➡ データ連携基盤 (ダッシュボード) の創出
働き方改革	<ul style="list-style-type: none">● クラウドベースとなっておらず、自宅や出張先での校務処理ができない・緊急時の業務継続が困難● 自治体によってシステムが大きく異なり、人事異動の際の負担が大きい● 生成AIに入力した個人情報等が、生成AIの機械学習に利用されるリスクがある	<ul style="list-style-type: none">➡ ロケーションフリー化とクラウド化の推進➡ 広域での共同調達の促進➡ セキュアな環境下で校務の生成AIの活用に向けた実践例の創出

事業内容

民間事業者を活用しつつ、教育委員会・学校現場の共通理解を得ながら以下を実施。

- ① **次世代の校務のデジタル化モデル実証研究 2.7億円 (0.8億円)** **継続**
都道府県が域内の市町村と連携した次世代の校務のデジタル化モデルの実証研究を実施する。令和5年度に構築したネットワーク環境を活用し、**校務のデジタル化や効率化を進めるユースケースの創出**や、**ダッシュボードを活用した校務でのデータ分析**等を行い、**モデルケースを創出**することで、事業終了後の**全国レベルでの効果的かつ効率的なシステム入れ替え**を目指す。
- ② **生成AIの校務での活用に関する実証研究 2.0億円** (令和5年度第1次補正予算)
個人情報や機密情報が自治体や学校の外に漏れないよう対策した**セキュアな環境下**において、**校務での生成AIを活用する実証研究**を行い、学校や教育委員会での活用時における留意点を含めた**実践例を創出**することで全国レベルでの校務における生成AIの活用を推進する。

【実証内容 (例)】

教職員の業務改善に資する生成AIの活用事例の創出、子供の進捗や関心に応じた課題・教材の提供・作成、
生成AIの校務での活用を前提とした際に必要となるネットワーク・セキュリティ環境及び関係規則の整理、教育委員会や教職員への研修の実施 等

⇒ 上記実証研究を踏まえながら、「**校務DXのガイドライン的文書**」の更新や、「**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**」の改訂を実施。

学校のICT環境整備に係る地方財政措置（令和6年度）

- 平成30年に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30年度～令和4年度）」を策定し、単年度1,805億円の地方財政措置を講じてきたが、新たなICT環境整備方針の策定について、令和7年度に向けて検討を進めることとし、当該計画期間を令和6年度まで2年間延長
- 令和5年度補正予算における、GIGAスクール構想加速化基金の創設に伴い、令和6年度については、基金を活用して自治体が行う児童生徒1人1台端末の整備に必要な経費について、**単年度373億円を地方財政措置** その他、上記を除く**学校ICT環境整備に必要な経費**について、**単年度1,432億円を地方財政措置**

GIGAスクール構想加速化基金（373億円）

- **学習者用端末** 基金を活用した整備（補助率2/3）の地方負担分（義務教育段階）

教育のICT化に向けた環境整備計画（1,432億円）

計画において措置されているICT環境の水準

- **学習者用端末** 3クラス分に1クラス分程度整備（高校段階）
 - **指導者用端末** 授業を担当する教師1人1台
 - **大型提示装置・実物投影機** 100%整備
各普通教室1台、特別教室用として6台
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
 - **インターネット及び無線LAN** 100%整備
 - **統合型校務支援システム** 100%整備
 - **ICT支援員** 4校に1人配置
 - 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用端末、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用端末やセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- (※) ワードソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア



学習者用デジタル教科書について

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

- 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。

令和3年度

・任意の1教科→**全国の約40%**

令和4年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の約20%**
(その他教科で50%)

令和5年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の約50%**

令和6年度

・英語 →**全国の100%**
・算数・数学→**全国の50~60%**

導入の方向性

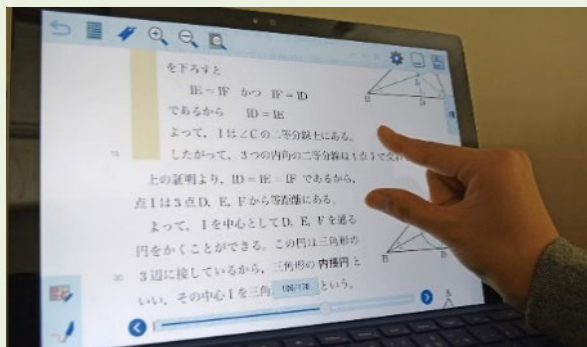
中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告 (令和5年2月)

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」**で導入。
- **その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。

※ 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用

学習者用デジタル教科書の機能の例（学習者用デジタル教科書実践事例集より）

1 | 拡大



教科書を拡大して表示することができます。

2 | 書き込み



教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

3 | 保存



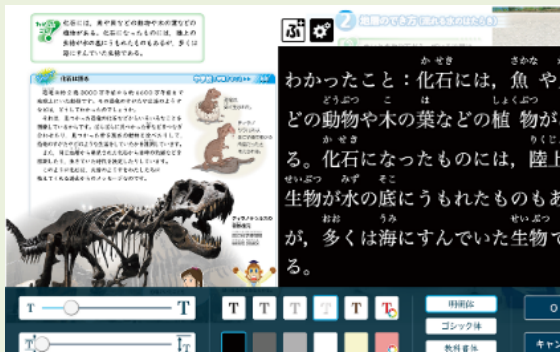
教科書に書き込んだ内容を保存・表示することができます。

4 | 音声読み上げ



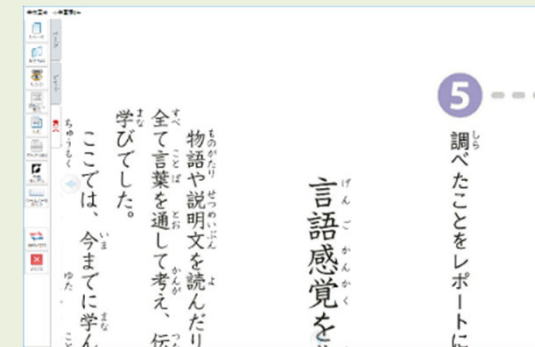
教科書の文章を音声で読み上げることができます。

5 | 背景・文字色の変更・反転



教科書の背景色・文字色を変更・反転することができます。

6 | ルビ



教科書の漢字にルビを振ることができます。

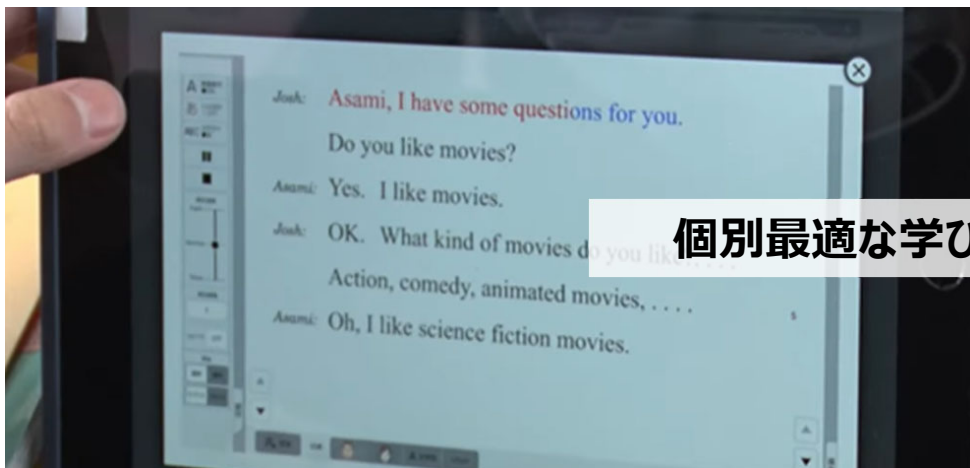
教師向け大規模アンケート調査 授業におけるデジタル教科書の機能別の使用頻度（全体教科平均：抜粋） 使用の肯定的回答の割合

機能	拡大	書き込み	保存	音声	色反転	リフロー	ルビ
利用頻度	約64%	約43%	約28%	約29%	約10%	約18%	約18%

※令和3年度学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業より

デジタル教科書の活用による個別最適な学びや協働的な学びの充実

- デジタルの特性（音声・視覚情報との一体化やオンラインでの共有化等）を活かすことで、個別最適な学びや協働的な学びの充実につなげることができる。

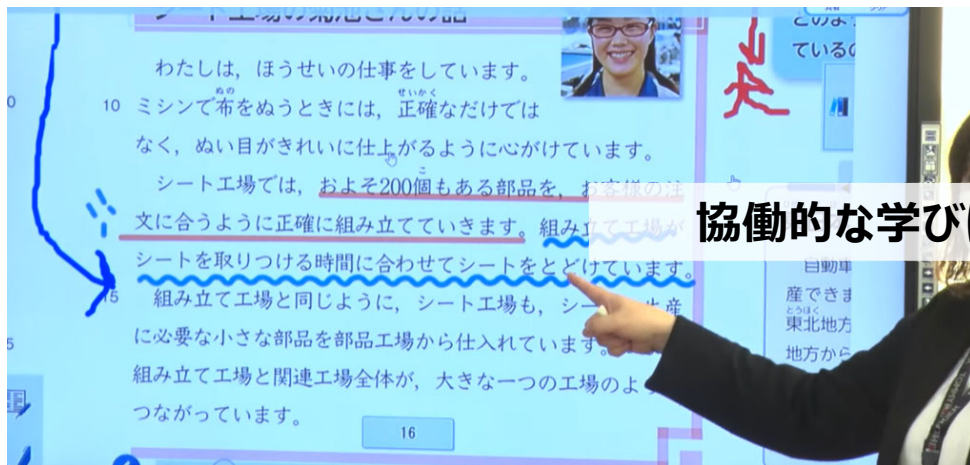


個別最適な学びにつながる活用場面

児童生徒が自分のペースで、ネイティブ・スピーカー等による朗読音声を教科書本文と合わせて確認することができる。

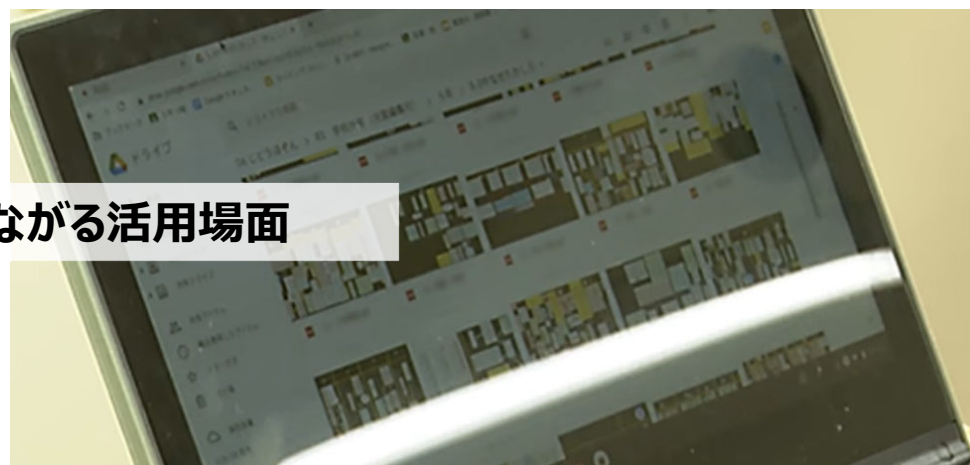


児童生徒が自ら操作しながら、図形やグラフなどの変化を視覚的に理解することができる。



協働的な学びにつながる活用場面

児童生徒が書き込んだ内容を電子黒板や大型提示装置に表示してクラス全体で共有できる。



学習支援ソフトと連携することで、クラス全員の書き込んだ内容を一覧で表示することができる。

- デジタル教科書の活用にあたっては、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要**であることから、中央教育審議会においても、**都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要**であると指摘されています。
- このような状況を踏まえ、文部科学省では、**デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表**しています。（下記QR参照）
学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）



詳細はこちら

北海道 小樽市立朝陽小学校

1. 導入 学習の楽しさを伝える

2. 実践 授業の効果を高める

3. 効果 学習の成果を評価する

4. 今後の展望

5. 活用事例

保護者・教員向け動画



詳細はこちら



教員向け研修資料

デジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を可能とするデジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学び	協働的な学び
<p>デジタル教科書の効果的な活用のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 個別最適な学びを実現するためのポイント 2. 協働的な学びを実現するためのポイント 	<p>デジタル教科書の効果的な活用のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 協働的な学びを実現するためのポイント 2. 個別最適な学びを実現するためのポイント



詳細はこちら



デジタル教科書の効果的な活用例（外国語）

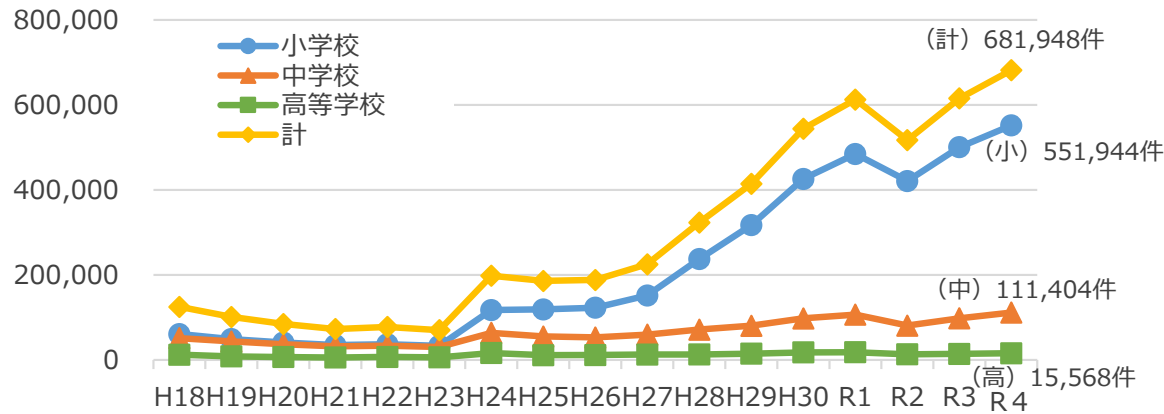
個別最適な学び	協働的な学び	個別最適な学び
<p>導入 学習の楽しさを伝える</p> <p>実践 授業の効果を高める</p> <p>効果 学習の成果を評価する</p>	<p>導入 学習の楽しさを伝える</p> <p>実践 授業の効果を高める</p> <p>効果 学習の成果を評価する</p>	<p>導入 学習の楽しさを伝える</p> <p>実践 授業の効果を高める</p> <p>効果 学習の成果を評価する</p>



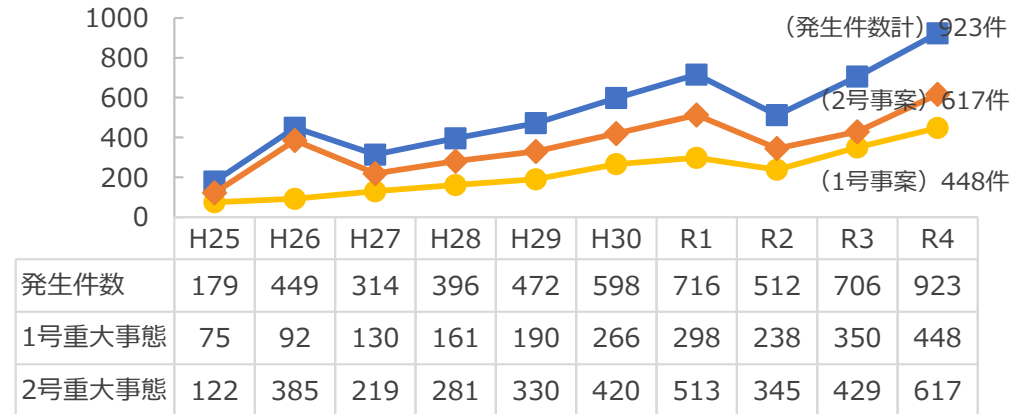
5

いじめ・不登校支援対応等について

いじめの認知件数の推移



いじめ重大事態の発生件数の推移



いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態調査の適切な実施を推進。文部科学省とこども家庭庁を共同議長とし、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。

未然防止・早期発見

- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進【R5補正：10億円】
- SNS等を活用した相談体制の整備【R6予算：61億円の内数(59億円の内数)】
- 「特別の教科 道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実【R6予算：43億円(42億円)】
- いじめを含む差別解消に向けた人権教育の推進【R6予算：31百万円(31百万円)】
- 健全な発達に資する体験活動の充実【R6予算：1億円(1億円)】

早期対応・組織的対応

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【R5補正：7億円 R6予算：84億円(82億円)】
- 教育行政に係る法務相談体制の整備【地財措置】

こども家庭庁 419百万円(201百万円)

- 学校外からのアプローチによるいじめ防止対策【R5補正：414百万円】
- いじめ調査アドバイザーによる第三者性の確保【R6予算：4.9百万円】

いじめ重大事態への対応

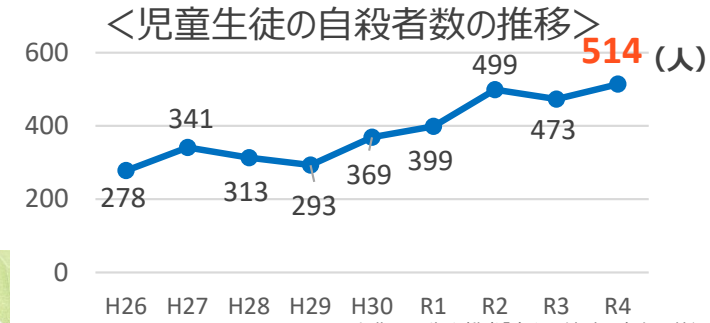
- 重大事態の国への報告に基づく学校設置者等への指導・助言 ※非予算
- いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂 ※非予算
- 重大事態の未然防止に向けた国の個別サポートチーム派遣 ※非予算

その他

- 「いじめ防止対策に関する普及啓発協議会」や各教育委員会主催の行政説明等におけるいじめ防止対策の普及啓発
- いじめ防止対策推進法に基づいた対応に係る教職員研修の実施、ネットいじめ対応に係る啓発動画の作成
- 「いじめ問題子供サミット」の開催

現状・課題

- 児童生徒の自殺者数は近年増加傾向にあり、令和4年には514名と過去最多を更新しており（令和5年は513名）、児童生徒の自殺対策の強化は、喫緊の課題。
- 令和5年6月に政府において取りまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」による自殺リスク等の早期把握やSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実、SC・SSWの配置充実・SNS相談体制の整備等教育相談体制の充実を図る。



これまでの主な取組

- H21年 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」作成
 - H22年 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」作成
 - H26年 「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引き－」作成
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」改訂
 - H30年 自殺総合対策大綱の改定等を踏まえて「SOSの出し方に関する教育」等の推進に係る通知を发出
 - R03年 児童生徒向け自殺予防の啓発動画作成公表／「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議まとめを公表
- ※例年、長期休業前後には、大臣メッセージ发出・自殺予防に係る広報・普及啓発活動等を実施



(児童生徒向け自殺予防啓発動画)

今後の取組の方向性

自殺予防に資する教育や普及啓発

- **自殺予防教育のモデル構築・啓発資料の作成** 【R6予算：10百万円(新規)】
・自殺予防教育の発達段階に応じた指導資料、コンテンツ等を検討・作成し、全国へ周知
- **「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」の開催** (教育委員会担当者、学校の管理職等への研修会、全国10ブロックで開催)

自殺リスクの早期発見早期対応

- **スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実** 【R6予算：84億円(82億円)】※R5補正予算：7億円
・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充、より課題を抱える学校の配置時間を拡充（自殺予防教育実施の支援を含む）
- **1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入推進** 【R5補正予算：10億円(新規)】
・1人1台端末を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、SOSや自殺リスク等の早期把握につなげる「心の健康観察」の導入推進
- **SNS等を活用した教育相談体制の整備推進** 【R6予算：61億円の内数(59億円の内数)】

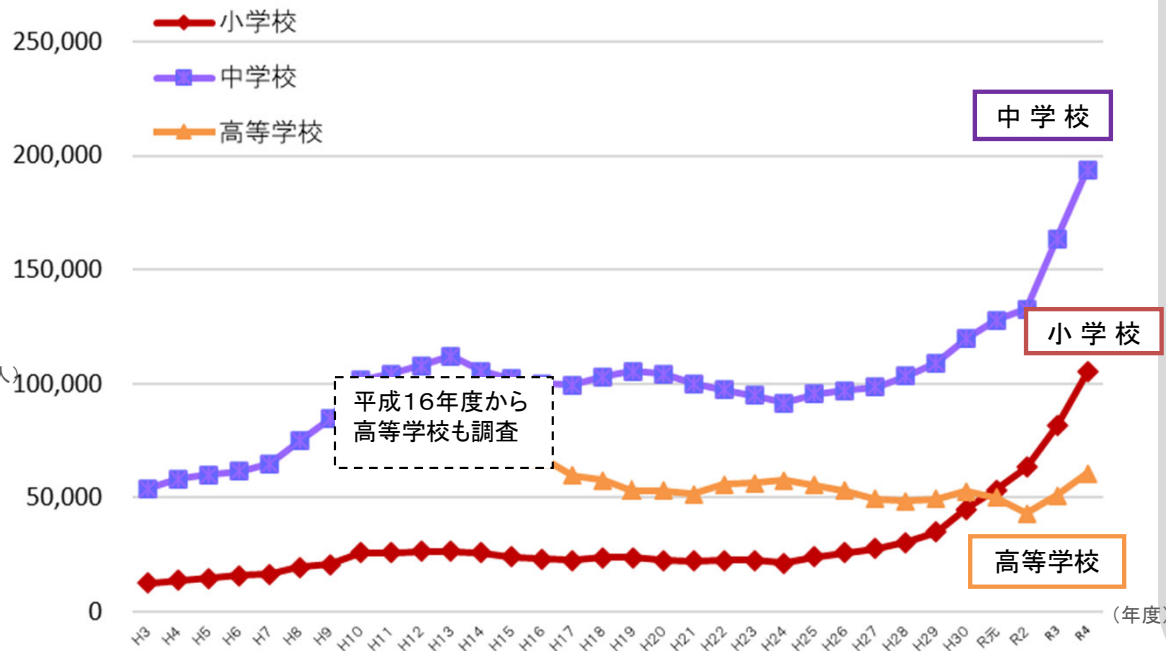
事後対応

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」等に基づく対応の徹底 ※非予算
- 詳細調査報告書等の収集、こどもの自殺の要因について政府全体での多角的な分析への活用 ※非予算

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校 105,112人、中学校 193,936人、高等学校 60,575人となっており、合計で、359,623人（前年度 295,925 人）となっている。



◆ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

◇国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

◆ 不登校児童生徒への主な支援

- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(令和5年3月31日)による不登校対策の推進
 - ①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
 - ②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
 - ③学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするを柱とし、不登校により学びにつながることのできない子供たちをゼロにすることを目指す。

※「不登校特例校」については、令和5年8月31日に「学びの多様化学校」に改称。

○ 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. **不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える**
2. **心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する**
3. **学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする**

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○ 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○ **不登校特例校の設置促進** (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。⇒「**学びの多様な学校**」に改称 (令和5年8月31日)

○ **校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム等) の設置促進** (落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置)

○ **教育支援センターの機能強化** (業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究)

○ **高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障** (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に)

○ **多様な学びの場、居場所の確保** (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映)

実効性を高める取組

○ **エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施** (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握)

○ **学校における働き方改革の推進** ○ **文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置**

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため 1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- **1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進** (健康観察にICT活用)
- **「チーム学校」による早期支援**(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)
- **一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援** (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- **学校の風土を「見える化」** (風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示)
- **学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善** (子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)
- **いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底**
- **児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進**
- **快適で温かみのある学校環境整備**
- **学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場**に

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約**30万人**。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約**11万4千人**。いずれも**過去最多**
- いじめ重大事態の発生件数も、**923件**と**過去最多**。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の**緊急強化**が必要。

不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「**COCOLOプラン**」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、**情報発信を強化**。

COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター**（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備**（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化**（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**

情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣**（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信**（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための**早期発見・早期支援を強化**。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた**指導助言及び全国的な対策を強化**。

いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進**（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知**（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実**（再掲）

国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化**（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施**（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
 - ・**地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、**
 - ・**いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人选に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。**

組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策**（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を**継続して実施**。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備**。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進**

1. 令和元年10月25日付け通知について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知）においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

加えて、学校教育の意義・役割として、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」と記載している。

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

2. 学校教育の意義及び在り方について

以上を踏まえ、学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。

その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、例えば以下のような取組を実施いただきたい。

- ・ 児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて、ICTを一層活用しながら、教材や学ぶ方法等を選択できるような環境を整え、きめ細かな学習指導を行うなど、児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現に向けた授業改善を行うこと
 - ・ 入学直後や学級・ホームルーム替えの時期をはじめ、年間を通じて、日々の授業や特別活動、朝の会・帰りの会等の教育活動全体の中で、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うこと
- 加えて、
- ・ 児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、各種ツールも用いてその把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
 - ・ いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報すること

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

3. 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ（令和5年10月）」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～（令和5年10月）」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合にあって、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

こうした取組を支援する観点からも、引き続き、文部科学省としては、教師を取り巻く環境整備を進めるため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進することとしている。 **60**

生徒指導提要の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）等について網羅的にまとめたもの（平成22年3月作成）。



生徒指導提要

平成22年3月
文部科学省

改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向**であるなど、課題は深刻化。また、生徒指導提要に関する「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、**個別事項を取り巻く状況は変化**。
- 今日的な状況を踏まえ、「**生徒指導提要の改訂に関する協力者会議**」において**生徒指導提要を改訂**（右記QR）。



改訂の基本的な方向性

● 「積極的な生徒指導」の充実

目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

● 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

個別課題（いじめ、不登校、自殺、校則、子供の権利、性的マイノリティ等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。

● 新学習指導要領やチームとしての学校等の考え方の反映

生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、生徒（児童）の発達の支援、チームとしての学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意。

開催実績

- **第1回 (R3.7.7)**
 - 改訂の基本的な考え方、ヒアリング（中学校、高等学校）
- **第2回 (R3.7.30)**
 - ヒアリング（小学校、積極的な生徒指導）、目次構成案
- **第3回 (R3.8.25)**
 - ヒアリング（自殺、少年非行）
 - 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するWGの設置
- **第4回 (R3.10.15)**
 - ヒアリング（不登校、いじめ）、目次構成案 等
- **第5回 (R3.11.26)**
 - WGにおける審議結果の報告、執筆スケジュール 等
- **第6回 (R4.3.7)**
 - 生徒指導提要の改訂（素案）※非公開
- **第7回 (R4.3.29)**
 - 生徒指導提要の改訂（改訂試案）
- **第8回 (R4.7.22)**
 - 生徒指導提要の改訂（改訂素案）
- **第9回 (R4.8.26)**
 - 生徒指導提要の改訂（案）（座長一任でとりまとめ）
 - （※）改訂版については、R4.12月に文科省HPに公開。

6

学校健康教育の推進について

現状の課題と求められる対応

- 課題
- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（肥満・痩身、生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化などに伴う問題など）
 - 新型コロナを契機とした求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談及び保健指導などの対応の充実）
 - このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない



必要な対応

経験豊富な退職養護教諭・栄養教諭を学校へ派遣し、子供の心身の健康を担う養護教諭等の業務支援体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る。



多くの学校では養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援の充実や、最新の医学・心理・福祉等の知見に基づく必要な知識や技能の更新が困難

事業概要

事業実施期間 令和5年度～

【教育委員会】退職養護教諭・栄養教諭の派遣

○繁忙期や大規模校等における業務支援に係る派遣

業務の繁忙期や、大規模校に一人配置されている養護教諭等の業務を支援し、複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実を図る。

○資質能力向上のための指導・助言や研修機会の確保等に係る派遣

経験の浅い養護教諭等に対して豊富な経験に基づく指導・助言を行ったり、在籍教諭が研修に参加する際に業務を代替したりするなど、資質能力向上のための環境を整える。



【学校】養護教諭等の業務の支援体制の強化



【具体的な取組例】

健康診断（計画・実施・評価及び事後措置）、健康観察による児童生徒の健康状態の把握・分析・評価、疾病の管理、健康相談及び保健指導、保健室経営、学校保健委員会の運営、他の教職員との連携や校内研修の実施、学校医と連携した健康課題への対応、関係機関との連携・調整、研修等による在籍養護教諭の不在時の対応、等



＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市教育委員会
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対する、よりきめ細かな支援の充実

学校保健推進体制支援事業の活用例

◆ 子供の心身の健康を担う養護教諭・栄養教諭の業務支援の充実を図るため、**退職養護教諭・栄養教諭** (※) を**学校へ派遣** (※) し、①**繁忙期や大規模校における業務支援**や、②経験の浅い養護教諭・栄養教諭への**指導・助言や研修機会の確保**などを行う。

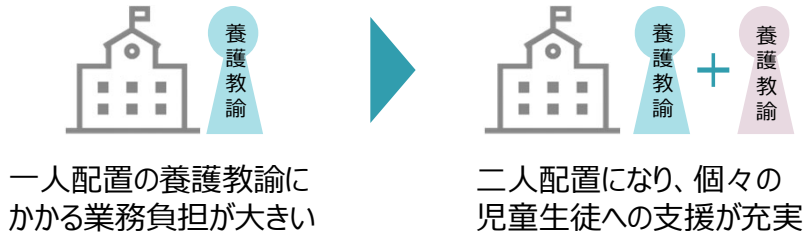
※養護教諭・栄養教諭の勤務経験のある者（定年退職に限らず、現在、養護教諭・栄養教諭として勤務していない者）。養護助教諭も含む。

※派遣の頻度・期間については、年間を通じて週5日フルタイムで配置したり、週2日派遣したり、特定の期間のみ派遣したりするなど、様々な対応が可能。

【活用例1】養護教諭の複数配置に活用

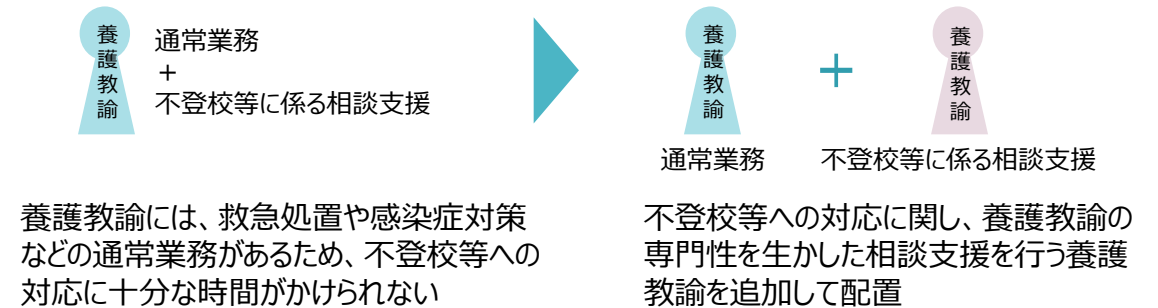
○域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。

○健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



【活用例2】不登校等に係る児童生徒の相談支援に活用

○学びの多様化学校(分教室型を含む)や校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)がある学校等に、通常業務を行う養護教諭に加えて、不登校の未然防止や不登校児童生徒の心身の健康について主として対応する養護教諭を配置する。



【活用例3】学校保健体制の強化に活用

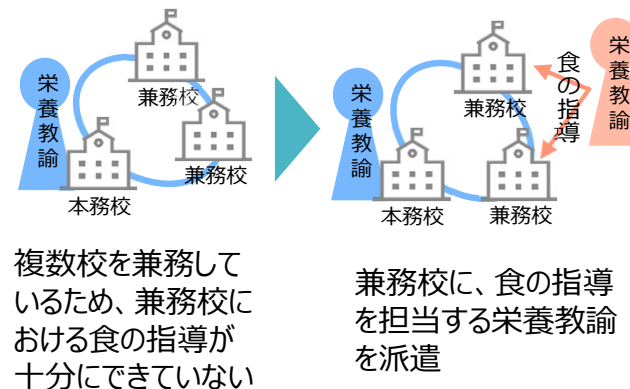
○学校保健体制に課題のある学校に、養護教諭や栄養教諭を派遣し、各学校の体制を強化する。

遠隔地にある学校や夜間中学など、様々な事情で養護教諭や栄養教諭が配置されていない学校では、学級担任等が学校保健業務を担っている



【活用例4】食の指導の充実に活用

○本務栄養教諭が配置されていない学校に、栄養教諭を派遣し、食の指導の充実に図る。

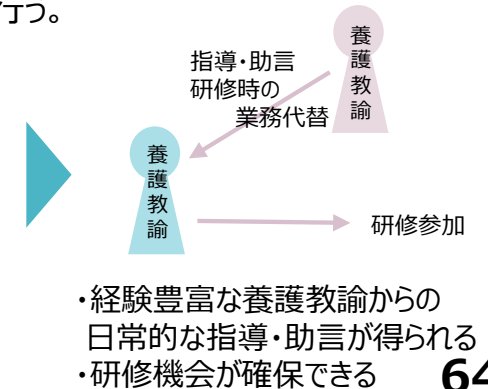


【活用例5】若手養護教諭の資質能力向上に活用

○若手養護教諭が配置されている学校に、経験豊富な養護教諭を派遣し、日常的な指導・助言や研修時の業務代替を行う。

・校内に他の養護教諭がないため、養護教諭の専門性に関する指導・助言が得られない

・校外や長期の研修に参加できない



学校における薬物乱用防止教育について

○ 学校教育においては、小・中・高等学校を通じて、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科を中心に、薬物乱用防止に関する指導を行うとともに、警察職員や学校薬剤師等の外部講師を活用して、「薬物乱用防止教室」の開催に努めている。

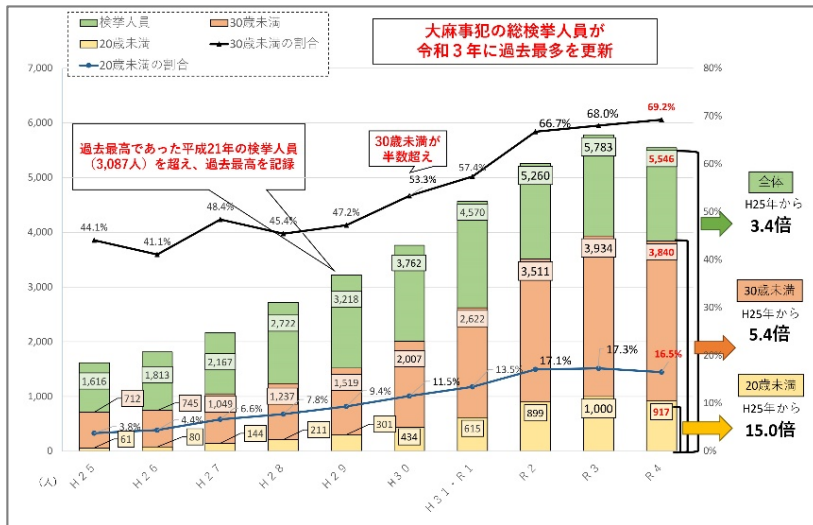
○ 薬物乱用に関する現状を踏まえ、児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、行動できるよう、引き続き、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ることが重要である。

令和4年度の薬物乱用防止教室の開催状況

小学校段階	75.5%
中学校段階	86.0%
高等学校段階	82.5%

子供を取り巻く現状

◆ 近年、若年層の大麻事犯の検挙人員が増加



大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）
（厚生労働省作成資料より）

◆ 若年者の一般用医薬品の過量服薬による健康被害に関する報道の増加（いわゆる「オーバードーズ」の問題）

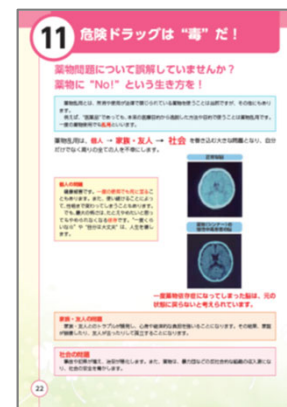
文部科学省の取組

◆ 関係省庁と連携し、指導資料や啓発資料を作成・周知

【教員・外部講師対象】

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編／中学校編／高等学校編）
- ・薬物乱用防止教室マニュアル ※令和5年度中改訂予定

【児童生徒・学生、保護者対象】



児童生徒向けの健康教育に関する総合的な啓発教材（薬物乱用防止に関する内容を掲載）



大学生等を対象とした啓発資料



小学校第6学年の児童の保護者を対象とした啓発資料

学校におけるがん教育の推進

○がん対策基本法（平成28年12月16日改正）

※新たに「がん教育」について記載

第23条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

○第4期がん対策推進基本計画【令和5年度～10年度の6年間】

（令和5年3月28日閣議決定）

【個別目標】

国民ががん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解することを目指す。

○文部科学省の取組

- ・「がん教育」の在り方に関する検討会において、学校におけるがん教育の基本的な考え方を整理
- ・平成29～30年改訂の学習指導要領（中学校及び高等学校の保健体育科）に「がん」についても取り扱う旨を明記
※中学校は令和3年度全面実施。高等学校は令和4年度入学生より年次進行で実施。
- ・がん教育推進のための教材等の作成・周知
- ・外部講師を活用したがん教育の実施状況を調査
- ・がん教育に関するシンポジウム及び研修会の実施
- ・地域の実情に応じたがん教育の取組を支援

【外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業（令和6年度予算約0.4億円）】

- 学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。
- 各地域において、作成された取組計画に基づき、外部講師を活用した教育活動を推進するなど、地域の実情に応じた取組を支援する。



がん教育推進のための教材 （令和3年3月改訂）

学校においてがん教育を実施するに当たり、効果的な指導が行えるよう、教材を作成。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm

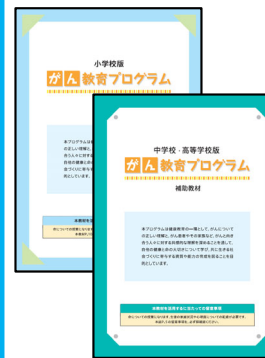


外部講師を活用したがん教育ガイドライン （令和3年3月改訂）

学校において外部講師ががん教育を実施するに当たり、留意すべき事項等を示すものとしてガイドラインを作成。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm

がん教育推進のための教材参考資料について （令和3年3月改訂）

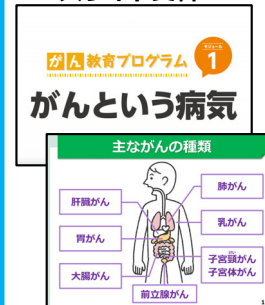


がん教育推進のための教材 補助教材について （令和3年3月一部改訂）

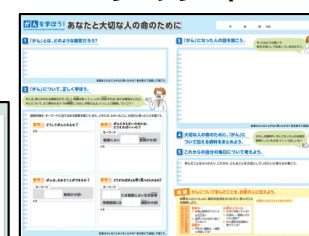
「がん教育推進のための教材」に対応したスライド資料やワークシート、映像教材と、それらを活用した教師用指導参考資料を作成。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm

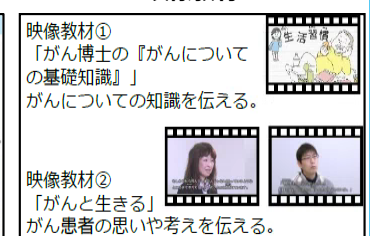
スライド資料



ワークシート



映像教材



趣旨 ・ 背景

- ✓ 学校において適切な換気の確保を行うことは、感染症の予防等、児童生徒の健康に資するものである。
- ✓ 学校における換気対策設備については徐々に進んでいるが、引き続き、その整備の充実が必要な状況である。
- ✓ 国公立学校に対して、CO₂モニター、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機を整備し、適切な換気の確保等の対策を講じる。

事業内容

各学校が実施する効果的な換気対策に係る取組を支援

<補助内容>

- ・CO₂モニター、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機の換気用備品購入にかかる経費



<学校種>

- ・国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

<補助率>

- ・公立・私立1/2、国立10/10



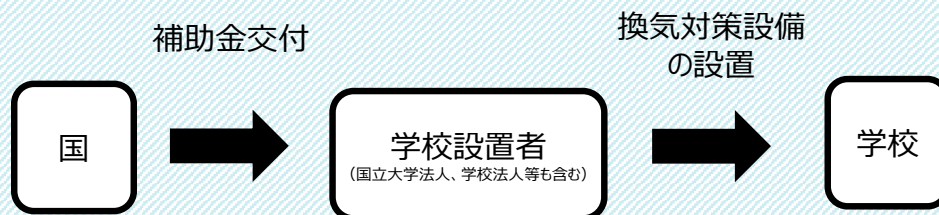
成果

- ✓ 学校における安心安全な学習環境の整備・学校教育活動の継続を実現

参考

- ✓ 公立学校における換気対策設備の設置状況に係るアンケート調査結果【令和5年6月6日時点】
 - CO₂モニターの設置状況
 - ・1台以上設置されている学校数：20,836校（67.4%）
 - ・全教室（普通教室）に設置されている学校数：11,879校（38.4%）
 - サーキュレータの設置状況
 - ・1台以上設置されている学校数：19,028校（61.5%）
 - ・全教室（普通教室）に1台以上設置されている学校数：11,106校（35.9%）
 - HEPAフィルタ付空気清浄機の設置状況
 - ・1台設置されている学校数：5,623校（18.2%）
 - ・2台以上設置されている学校数：10,117校（32.7%）
 - ・全教室（普通教室）に設置されている学校数：4,320校（14.0%）

事業スキーム



新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について

症状が長引くことがあることを知っていますか？

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）があることがわかってきました。

症状が改善せず続く場合には、かかりつけ医等や地域の医療機関に相談しましょう。

新型コロナウイルス感染症に感染された方へ

症状が長引く^{りかん}（罹患後症状）[？] ことがあることを知っていますか？

新型コロナウイルス感染症にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）があることがわかってきました。

罹患後症状の例

疲労感・倦怠感	関節痛	筋肉痛	咳
喀痰	息切れ	胸痛	脱毛
記憶障害	集中力低下	頭痛	抑うつ
嗅覚障害	味覚障害	動悸	下痢
腹痛	睡眠障害	筋力低下	

（参考1）新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html#h2_free14

（参考2）WHO（世界保健機関）は、罹患後症状について「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2カ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないもの、通常は発症から3カ月経った時点にもみられる。」と定義しています。

症状が改善せず続く場合には…？

（新たに症状が出現した場合も含まれます。）

かかりつけ医等や 地域の医療機関に相談しましょう。

※ 各都道府県における新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関をWEBページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya_00005.html



令和5年10月20日作成

※厚生労働省HPから抜粋

○医療機関と学校等の関係者間の連携について

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメントp.60

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html

コラム：医療機関－学校等の関係者間連携と説明

一般的に、成長期の子どもは体調不良をきたすことが多く、それらの症状は、気候の変化、睡眠不足、疲労、不安、不規則な生活などの影響を受けやすいといわれている。そして、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症も症状に大きく影響する。そのため、COVID-19 流行時には、罹患後に体調不良が悪化したり長引いたりする子どもが増加したり、長期欠席による生活の乱れや罹患に伴う不安感がそれに拍車をかける可能性がある。

体調不良が長引くと、子どもは「また具合が悪くなりそうで不安だ」「頑張ろうとしても頑張れない」「こんな自分はダメな人間だ」という気持ちが強くなり、それが体調不良をさらに悪化させる。そして、子どもは自身の状況をうまく周囲に伝えることができない。このような悪循環を防ぐためには、子どもの声を傾聴するとともに、医師から保護者や学校等に子どもの状態やつらさを的確に伝え、理解を促し、子どもに寄り添うことが大切である。そのためには、医療機関－学校等の関係者間の連携が必要である。

学校への情報伝達の方法として、まずは連携前に学校に説明する旨を保護者と本人に説明し、承諾を得ることが必要である。そのうえで、例えば連絡状や意見書を作成したり、担任や養護教諭や管理者等に電話で説明したりすることなどを必要に応じて検討する。

医療機関が学校等の関係者に説明する際の留意事項

- 成長期の子どもはさまざまな要因により体調不良を呈することが多く、それらは感染症の罹患によって状況が悪化することもある。
- 子どもの体調不良を「気分的なもの」や「気のせい」だと決めつけず、子どものつらさを理解しようとする姿勢をもつ。
- 安静にしていれば改善するものではない場合もあり、個々の状態に配慮しながら学校生活を継続させることが大切である。具体的には、医師、保護者、学校関係者で相談のうえ、必要に応じて次のような配慮を検討する。
 - ・朝の起床が難しい場合には、遅刻して登校する。
 - ・通学の負担を軽減するために、自家用車等により送迎する。
 - ・授業への参加が難しい場合には保健室や別室で ICT 等を活用した学習等を行ったり、体育等の運動は見学としたりするなど、子どもの状況に応じた配慮を行う。
 - ・教室で給食を食べることが気分不良等につながる場合には、別室での食事や弁当持参、給食前の早退を検討する。
- 配慮の対応を取りやめる時期は、症状が再増悪しないよう、子どもや保護者と相談しながら、焦らず十分に時間をかけて検討する。目標を一方向的に決める（1週間で強制的にステップアップするなど）のは子どもへの心理的負担が大きいため注意する。
- 感染後の体調不良の多くは3カ月程度で改善していくが、個人差も大きく回復に長期間を要する場合がある。

学校給食における窒息事故の防止について

(令和6年2月27日付初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

令和6年2月に発生した死亡事故を受けて、学校給食における窒息事故の防止について、改めて指導の徹底に努めていただくよう依頼。

(事務連絡抜粋)

文部科学省においては、「食に関する指導の手引—第二次改訂版—(平成31年3月)」において、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について示しているところです。

また、食品による窒息事故については、内閣府食品安全委員会ホームページに掲載の「食べ物による窒息事故を防ぐために」及び、厚生労働省ホームページに掲載の「救急蘇生法の指針(市民用)2020」も併せて御留意願います。今回の事故の詳細については、調査中ではありますが、改めて上記等を参考に指導の徹底に努めていただくようお願いいたします。

(参考)「食に関する指導の手引き—第二次改訂版—(平成31年3月)」

4 窒息事故防止

過去には、パンの早食いや、白玉団子やプラムを咀嚼せず誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生しています。特に、水分が少ないものや思いがけず飲み込んでしまう可能性がある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要です。

ア 未然防止のポイント

- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導します。
- ・早食いは危険であることを指導します。
- ・給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察します。
- ・咀嚼及び嚥下の能力には個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図ります。
- ・特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにします。

イ 発生時対応の留意点

- ・すぐに他の教職員を呼び、119番通報を依頼します。救急隊が到着するまでの間は、詰まったものの除去を試みます。

学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について

【 学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査（結果概要） 】

	令和元年度	令和3年度	令和4年度
実施済み	438 (26.0%)	498 (31.3%)	519 (34.8%)
準備・検討中	524 (31.1%)	493 (30.9%)	454 (30.4%)
小計	962 (57.1%)	991 (62.2%)	973 (65.2%)
実施予定なし	724 (42.9%)	602 (37.8%)	520 (34.8%)

※ 「公会計化等」とは、学校給食費について、「①公会計制度を導入」及び「②学校給食費の徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施」の双方を満たしたものをいう。

(参考) 少なくとも「①公会計制度を導入」している自治体

令和元年度：715 (42.4%)、令和3年度：739 (46.4%)、令和4年度：714 (47.8%)

以下の点を明確化した上で、教育委員会と首長部局が連携し、**学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に向けた検討を計画的に進めるよう、改めて依頼**（令和5年8月31日付け初等中等教育局長通知）

- ◇ 学校給食法に基づく学校給食の実施者は、学校の設置者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会が学校給食に関する事務を管理・執行することとされていること
- ◇ このため、保護者から徴収する学校給食費については、学校や教職員の業務負担の軽減の観点は勿論、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも、公会計により取り扱い、学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上することが適切であること
- ◇ その際、平成31年1月の中央教育審議会答申における指摘等を踏まえ、基本的には、学校や教職員ではなく、地方公共団体の事務とすることを基本として検討すること

7

特別支援教育について

特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,700人) 聴覚障害 (約7,500人) 知的障害 (約141,100人) 肢体不自由 (約30,200人) 病弱・身体虚弱 (約19,300人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約151,400人 (※令和5年度) (平成25年度の約1.1倍)	知的障害 (約164,000人) 肢体不自由 (約4,400人) 病弱・身体虚弱 (約4,200人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,200人) 自閉症・情緒障害 (約196,500人) 合計：約372,800人 (※令和5年度) (平成25年度の約2.1倍)	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約183,900人 (※令和3年度) (平成25年度の約2.4倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,200人 小学部：約51,100人 中学部：約33,400人 高等部：約65,600人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.9% (※令和5年度)	小学校：約265,700人 中学校：約107,000人 義務教育段階の 全児童生徒の 4.0% (※令和5年度)	小学校：約154,600人 中学校：約 27,700人 高等学校：約 1,700人 (※令和3年度) 義務教育段階の 全児童生徒の 1.9%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

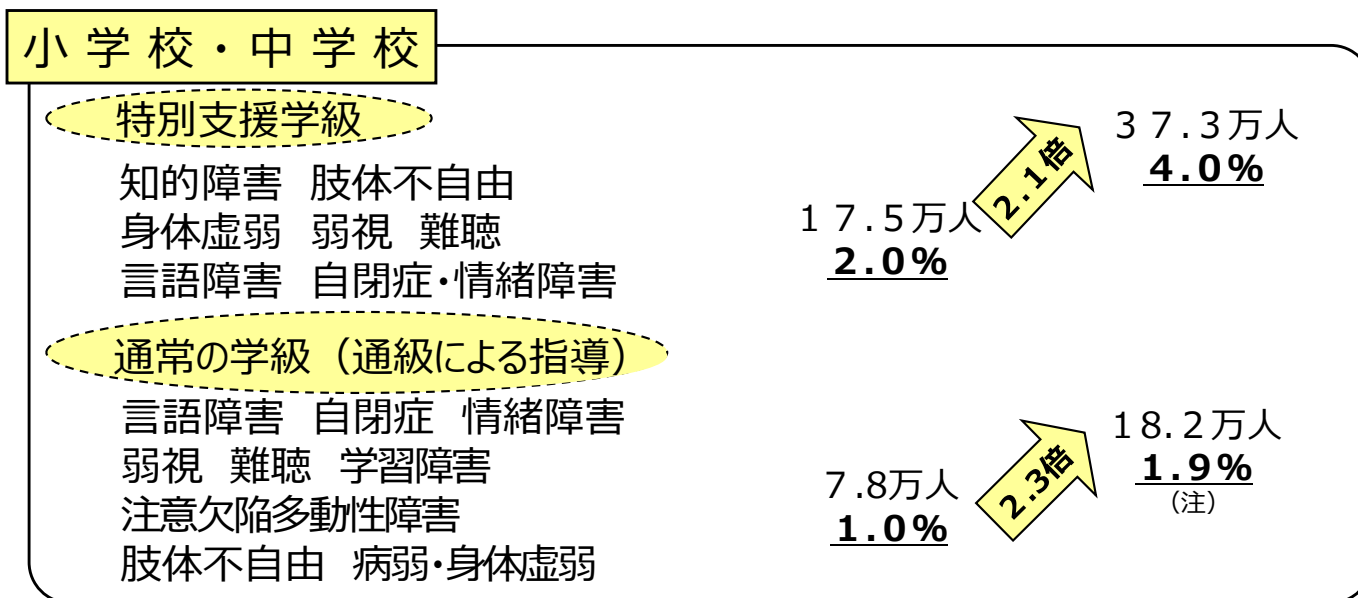
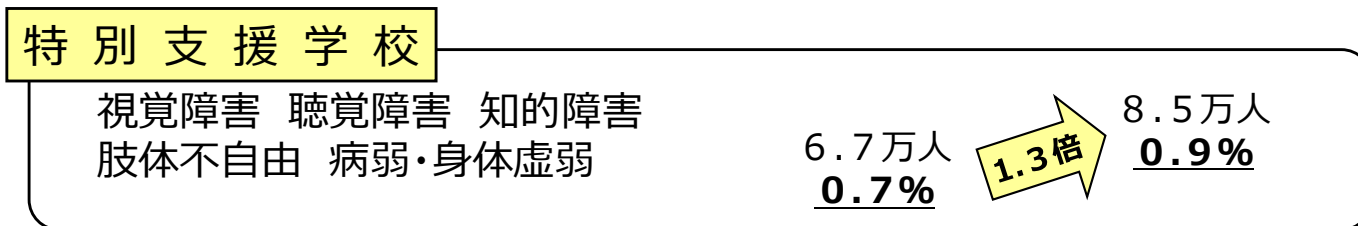
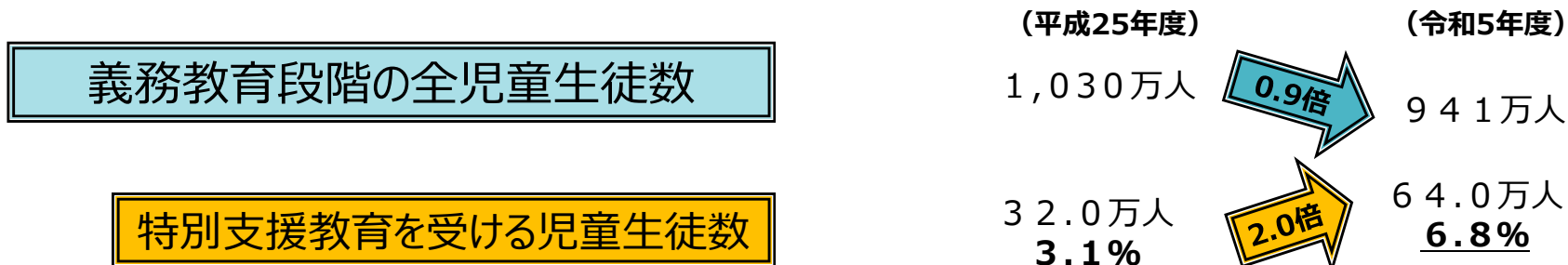
※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合：推定値 8.8%（小・中）、推定値 2.2%（高）

（令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。）

※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し上げ合計が一致しないことがある。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

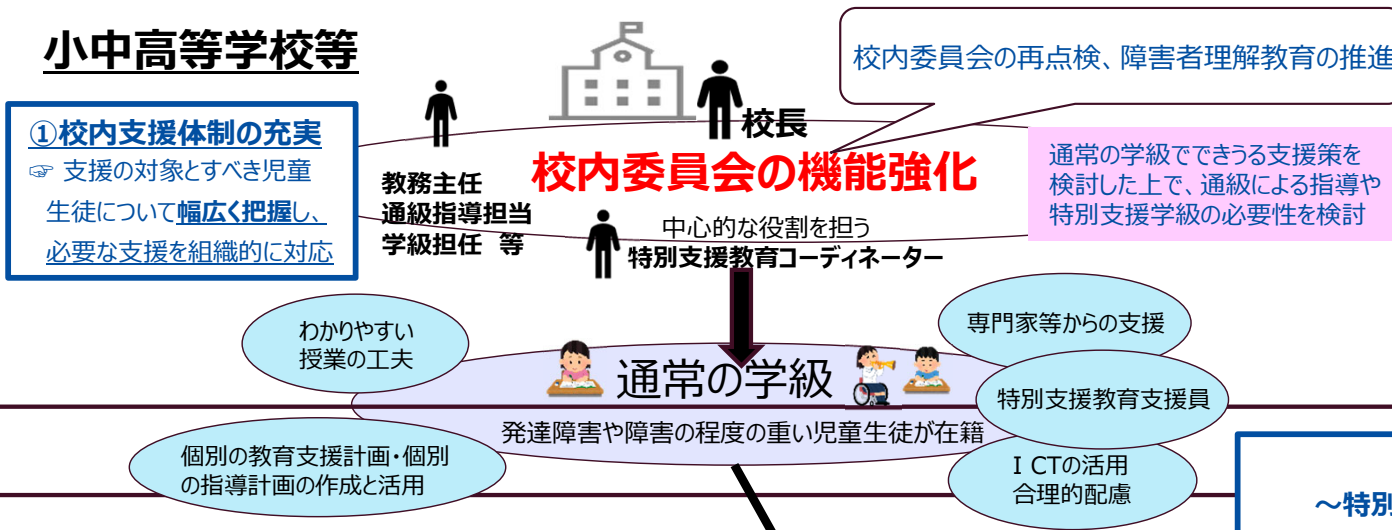


※矢印内の数値は、令和5年度(通級による指導については令和3年度)の児童生徒数を平成25年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したものの。
 (注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。
 なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.8万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等



特別支援学校

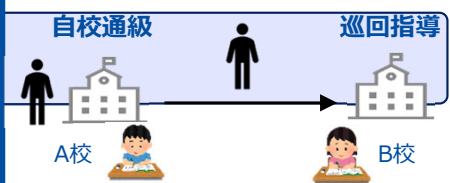
③ 特別支援学校のセンター的機能の充実
 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実



② 通級による指導の充実

- 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、**自校通級**や**巡回指導**を促進
- 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導



④ インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

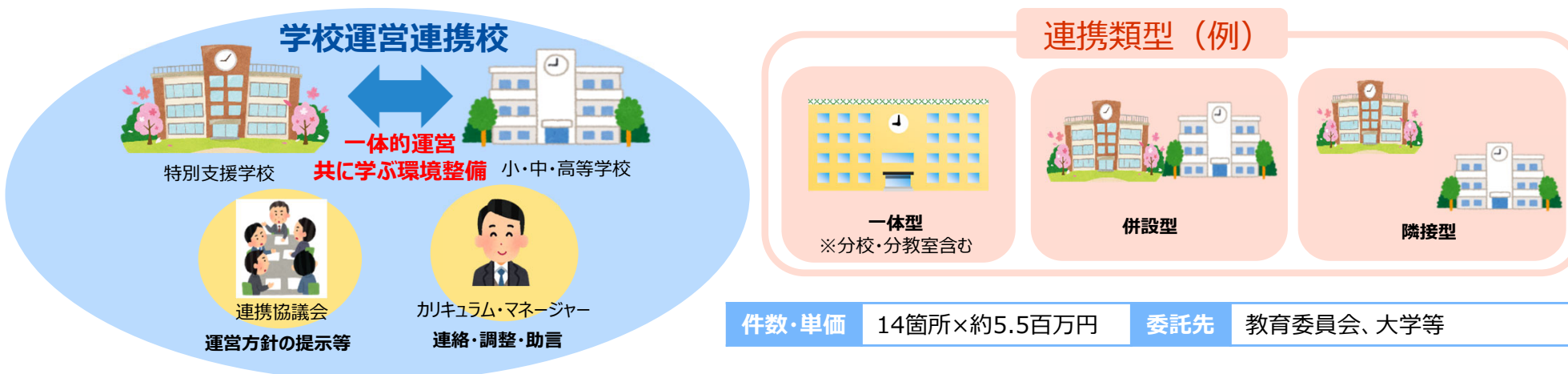
- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

現状・課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。【参考】骨太2023 第4章5（質の高い公教育の再生等）インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実等を図る。

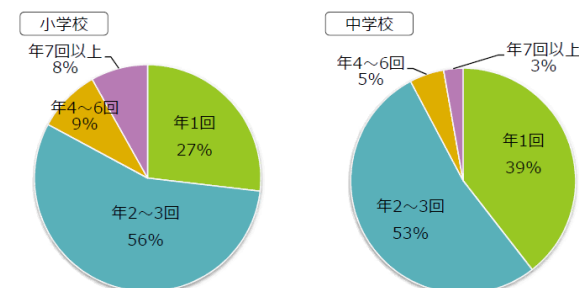
事業内容

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。



- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
 - ➔ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置
(構成員：教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)
 - ➔ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

【特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況】



(出典) 障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果 (H29)

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。**

①養成段階での育成 ②採用段階での工夫 ③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】** ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】** ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】** ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】** ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④研修（校外）による専門性向上

- 初任者研修 中堅教諭等資質向上研修 主任研修、管理職研修 等
- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7 : 策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4 又はR6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

趣旨

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
- ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じて、適切に定めるものとする
- と記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、**児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。**なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、**今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定**であること。
- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

障害者権利条約関係の動き

● これまでの動き

- 2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名
→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定
2013年 障害者差別解消法の制定
2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告

2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付
2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

● スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

2022年 8月22日～8月23日 対面審査@ジュネーブ

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ **2022年 9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表**

障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。**締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。**
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて**一般的な教育制度 (general education system) から排除されない**こと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を**一般的な教育制度の下で受けること。**
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

障害者権利条約対日審査勧告（第24条・教育部分）抜粋

52. 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に対する権利に関する一般的意見第4号（2016年）及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に**要請**する。
- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、**分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を受ける権利があることを認識**すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**国家の行動計画を採択**すること。
 - (b) **全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保**すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び**特別学級に関する政府の通知を撤回**すること。
 - (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために**合理的配慮を保障**すること。
 - (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する**研修を確保**し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
 - (e) **点字、「イージーリード」、聾（ろう）児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障**し、障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）環境における聾（ろう）文化を推進し、盲聾（ろう）児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
 - (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定**すること。

令和4年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録（抜粋）

（略）文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されておりますインクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援教育への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通して、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいり所存でございます。

そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推進するものでございます。勧告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

学校に在籍する医療的ケア児について

法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

● 医療的ケア

→人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

● 医療的ケア児

→日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

(参考)

【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

【医療的ケアのイメージ】



喀痰吸引



気管切開



経管栄養(経鼻)



経管栄養(胃ろう)



インスリン注射

学校に在籍する医療的ケア児の数

- 学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加傾向。

特別支援学校

- 医療的ケア児の数 R5(※1) **8,565**人 (R4(※2) 8,361人)

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 702校(R5)

- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R5 **7,369**人 (R4 7,169人)

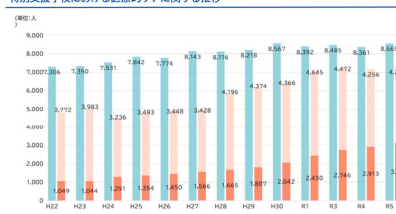
幼稚園、小・中・高等学校

- 医療的ケア児の数 R5 **2,199**人 (R4 2,130人)

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 233園、小学校 1,416校、
中学校 240校、高等学校 46校 (R5)(※3)

- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R5 **2,321**人 (R4 2,067人)

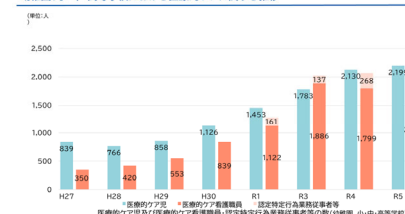
特別支援学校における医療的ケアに関する推移



※ 医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数(特別支援学校)
 ※1 R5の数値は、R5年5月1日時点の数値。
 ※2 R4の数値は、R4年5月1日時点の数値。
 ※3 義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

■ 医療的ケア児 ■ 看護師 ■ 認定特定行為業務従事者等

幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



※ 医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数(幼稚園、小・中・高等学校)
 ※1 R5の数値は、R5年5月1日時点の数値。
 ※2 R4の数値は、R4年5月1日時点の数値。
 ※3 義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

※1 R5の数値は、R5年5月1日時点の数値。
 ※2 R4の数値は、R4年5月1日時点の数値。
 ※3 義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。
 (出典)令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査(文部科学省)

GIGAスクール構想 授業動画

1人1台端末で学校が変わる！

(YouTube文部科学省/mextchannel)

	小学校編	中学校編	高等学校編	特別支援教育編
解説	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 新潟市立大野小学校 校長 片山 敏郎 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 春日井市教育委員会 教育DX推進専門官 水谷 年孝 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 校長 柴田 功 氏	長野県松本養護学校 長野県長野ろう学校 長野県松本盲学校 長野県花田養護学校 長野県木曾養護学校 長野県上田養護学校
授業実践	新潟市立月潟小学校 つくば市立島名小学校 春日井市立出川小学校 春日井市立藤山台小学校	春日井市立高森台中学校 春日井市立高森台中学校 新潟市立小新中学校 つくば市立みどりの学園義務教育学校	神奈川県立希望ヶ丘高等学校 宮城県仙台第三高等学校 宮城県宮城第一高等学校	<資料協力> 福岡県立福岡視覚特別支援学校 埼玉県北本市立南小学校 北九州市立小倉南特別支援学校 福岡県立福岡聴覚特別支援学校
解説	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東北大学大学院 東京学芸大学大学院 教授 堀田 龍也 氏	文部科学省初等中等教育局 視学官 菅野 和彦 氏 文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 長野県長野養護学校 教諭 青木 高光 氏

URL : <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBASFwJIRb6OAekj81r16K1>



各動画
約15~20分
研修にも
使える！
(ダイジェスト版 約2分)



特 総 研

(国立特別支援教育総合研究所)



特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することを目指しています。

研究

先生方の「困った！」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをまとめたリーフレットなどがご覧いただけます

- 研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをまとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



最近の刊行物

研修

特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
 - ・障害種別専門研修（2ヶ月間）
 - ・テーマ別の研究協議会、セミナー（各1日）
- インターネットによる講義配信（NISE学びラボ）において、通常の学級における学びの困難さに応じた指導も含め、150以上のコンテンツを配信
 - 登録すれば無料でコンテンツを見放題！
- 免許法認定通信教育の実施



講義配信の視聴画面

情報普及

特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センターWEBサイト」で情報発信
- 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

HPは
こちらから！

Webサイトでは、子どもたちの可能性を引き出すためのヒントをたくさんご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。



インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）は、子どもの実態から、どのような基礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご利用いただくことができます。

あわせて、インクルDBを活用した研修例、交流及び共同学習の事例や関連情報を掲載しています。また、令和4年12月に実施した「インクルDBセミナー」を動画配信しています。インクルDBの活用方法やインクルDBを活用した研修について具体的に説明していますので、ぜひご覧ください。

動画はこちら → <https://www.youtube.com/watch?v=n00l8xWfTQE>

令和6年3月現在事例掲載数：590件

Aさんは字を書くのが苦手な
っているみたい。なんとかして
あげたいわ。



①

そうだ！このあいだの研修
会で「インクルDB」のお話が
あったわ。早速調べてみよう。



②

字を書くことに関するたくさん
の事例があるわ。なるほど、こ
んな合理的配慮もあるのね。



③

保護者の方と支援の内容や方
法について合意形成します




④

Aさんは、字が書きやすくなっ
たみたい。よかったわ。



⑤



インクルDBウェブサイト <https://inclusive.nise.go.jp/> または  で検索！

インターネットによる講義配信

NISE 学びラボ ～特別支援教育eラーニング～

https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online



登録者数： 個人登録18, 234件、団体登録1, 085件(令和6年3月28日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

【コンテンツの特徴】

利用可能機器：パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間：1コンテンツ 15分～30分程度

対象：教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等
特別支援教育に関心のある者全て

※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

講義コンテンツ分類(計174コンテンツ)

- ① 特別支援教育全般 52コンテンツ
- ② 障害種別の専門性 94コンテンツ
- ③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

さらに！ 団体登録により研修プログラムが設定できます！

教育委員会等の機関が主催する研修等で、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムが設定できます。修了者には視聴証明書を発行します。



(研修プログラム一覧)

No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任になったら
5	特別支援学校の教師になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	すべての教職員を対象に：本人・保護者に寄り添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育
11	これから教師になる人たちのために



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
National Institute of Special Needs Education

8

外国人児童生徒への教育について

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

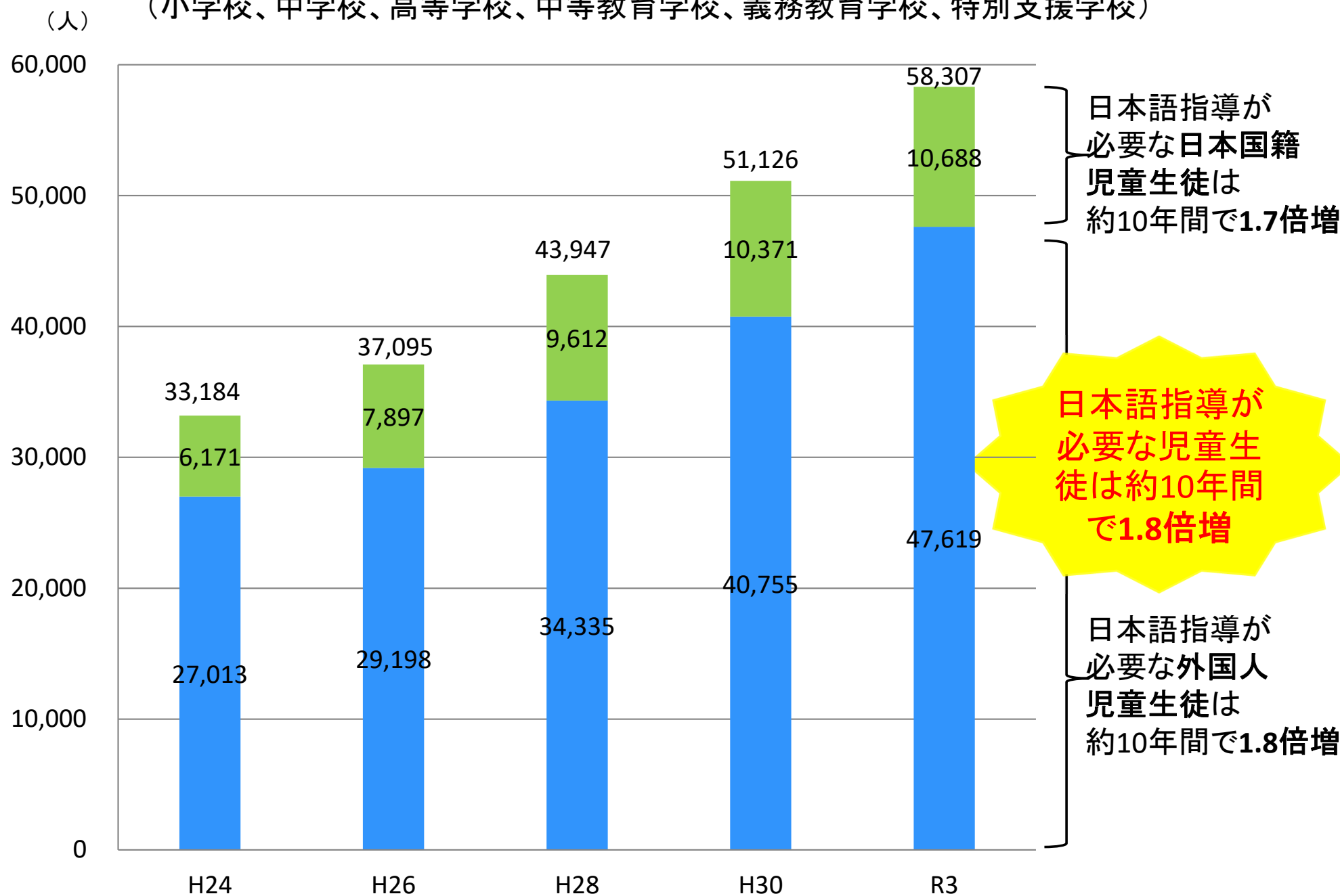
一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)

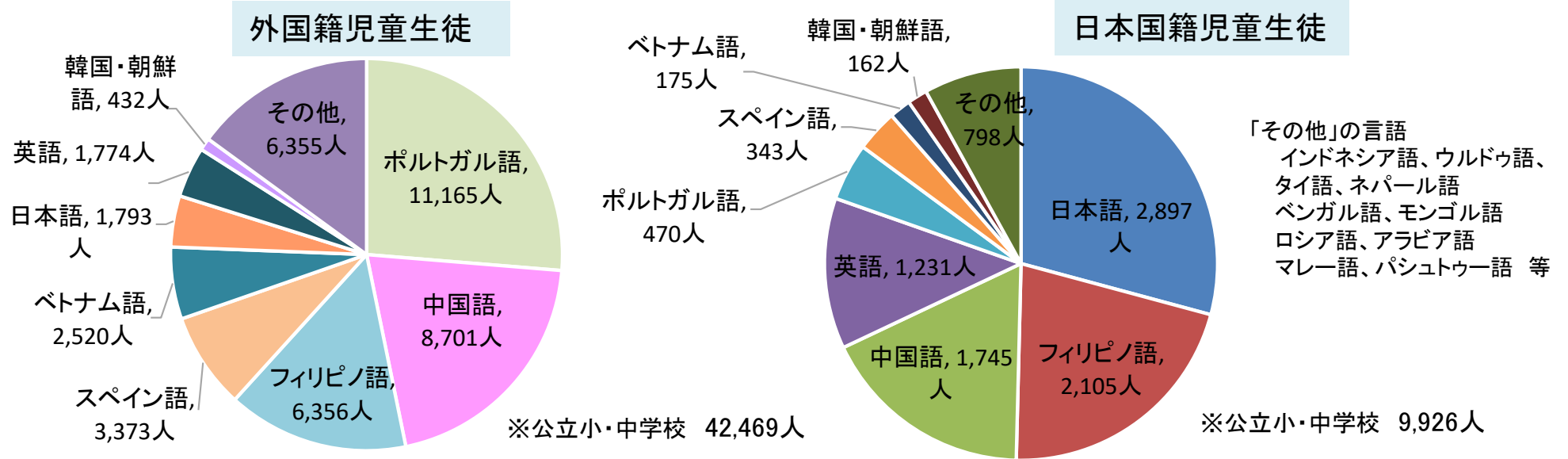


(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

日本語指導が必要な児童生徒の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

(令和3年度)

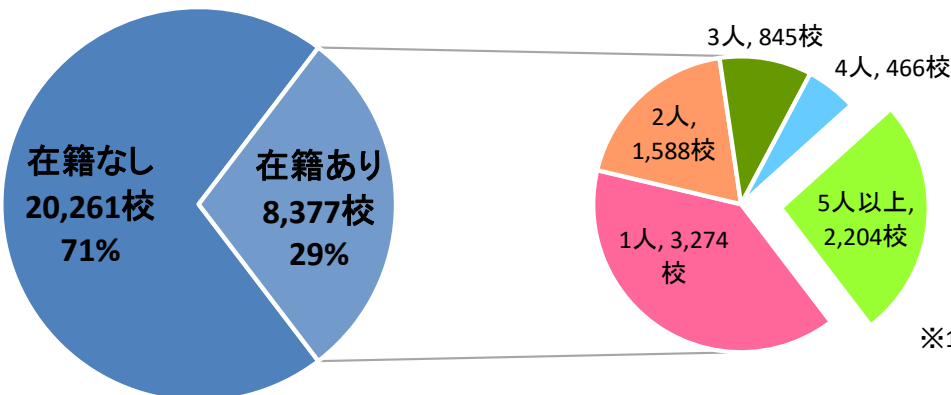


② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)

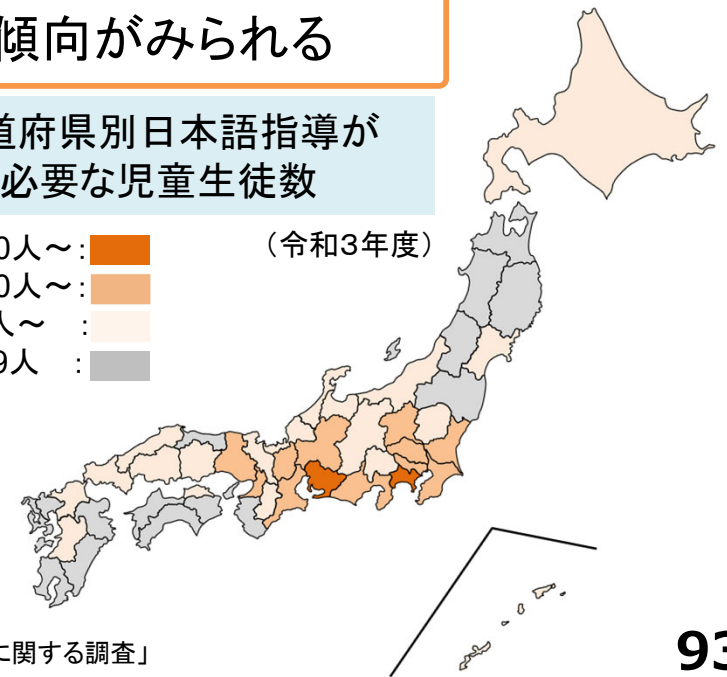
(平成30年度)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

(令和3年度)

5,000人～ : ■
1,000人～ : ■
100人～ : ■
～99人 : ■



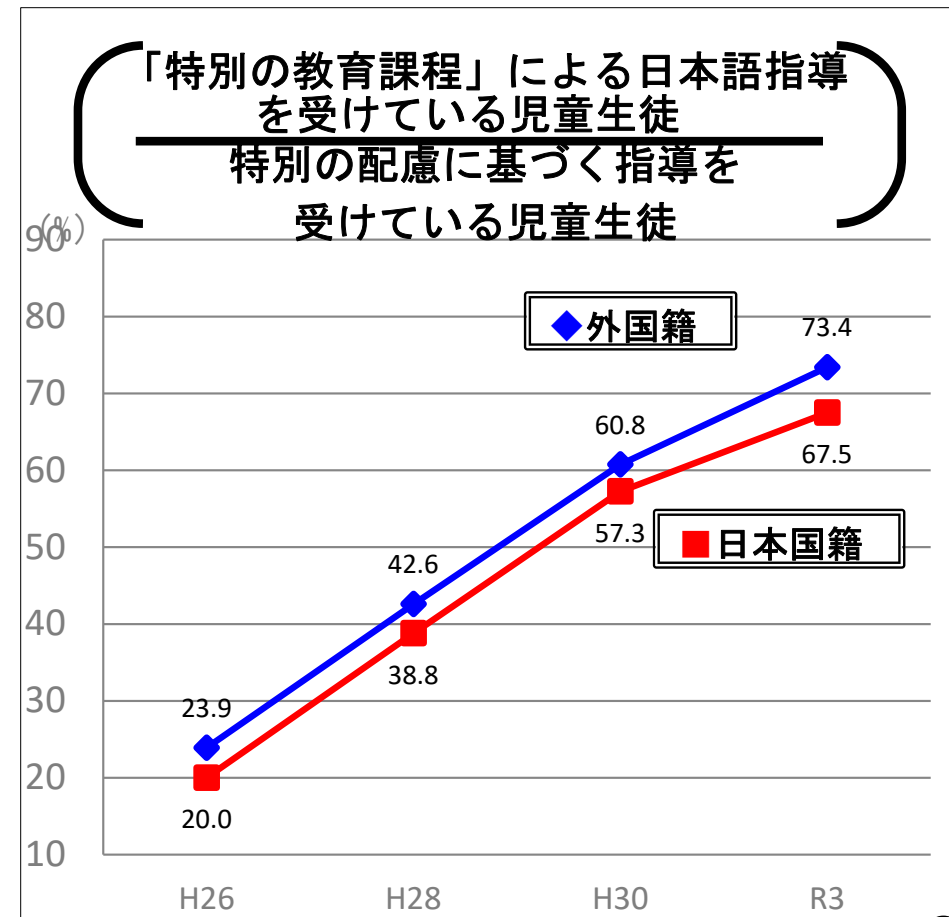
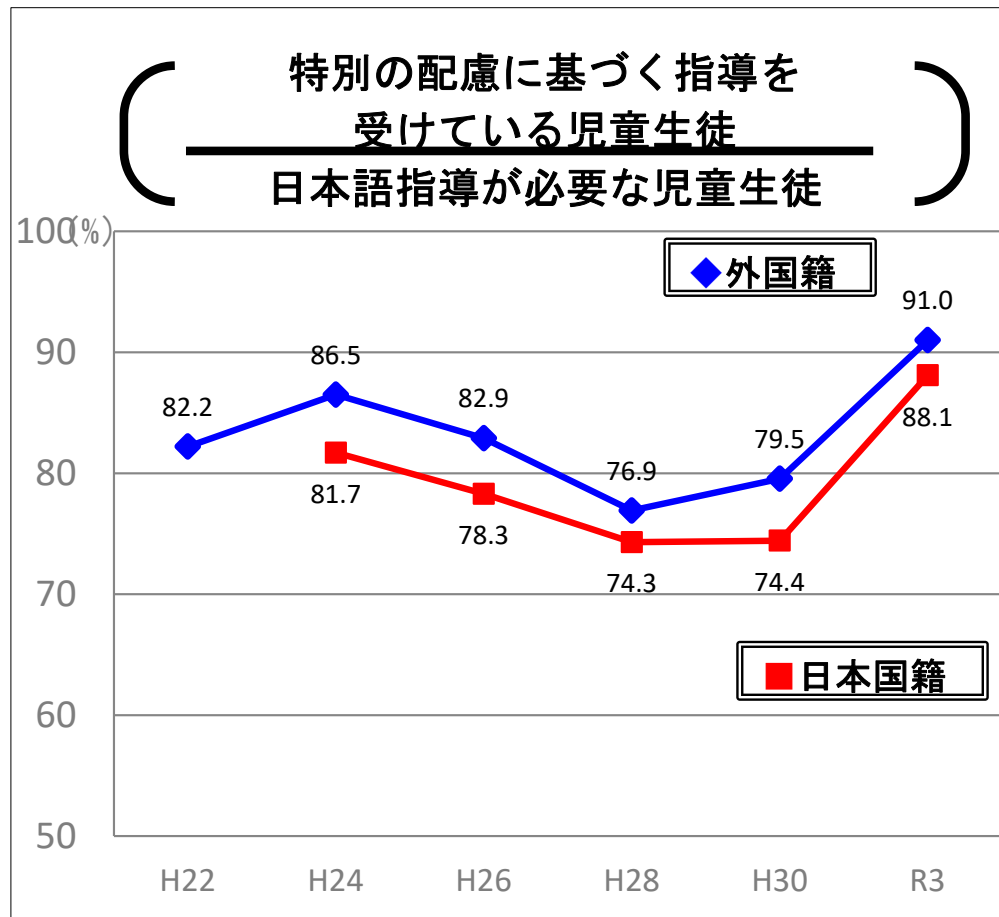
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

○ 日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において特別の配慮に基づく指導を受けている割合は、外国籍の者で91.0% (11.5%増)、日本国籍の者で88.1% (13.7%増)となっている。

このうち、小中学校において一人一人の日本語の能力に応じた個別指導を行う「特別の教育課程」(※)を編成した日本語指導を受けている割合は、それぞれ73.4% (12.6%増)、67.5% (10.2%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等



概要

実施主体：都道府県、市区町村

日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が、学校において特別の配慮に基づく指導を受けることができるようにするため、都道府県・市区町村が実施する体制整備等に要する経費を補助（補助率 1 / 3）

1. 補助事業のメニュー（都道府県レベル、市区町村レベルの双方）

- 日本語指導に関する運営・情報共有のための会議の開催
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクールの開催
- 親子日本語教室の開催
- オンラインによる指導や多言語翻訳システム等のICTを活用した日本語指導の実施
- 高校生に対する日本語指導や進路指導等、包括的な支援の実施 等

2. 補助対象経費

人件費、謝金、旅費、印刷製本費、借損料、通信運搬費、委託費 等

3. 事業実績

令和5年度には、31都道府県、19政令市、24中核市、103市区町村にて事業実施

4. 実施事業（例）

- 集住地域を指定してコーディネータを配置。小中学校を巡回し、編入時の対応や各校での日本語指導・保護者対応への助言を行う。実践で得られた成果は県内各校で共有（岐阜県）
- 都道府県レベルで日本語指導アドバイザー・母語支援員を確保し、必要とする市町村に派遣。また、就職支援を行う就職実現コーディネータを外国人生徒が多数在籍する高校に配置。さらに、県外のNPO等を活用したオンラインによる日本語指導を企画するなど、散在地域の支援体制構築を推進（三重県）

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
 - ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
 - ・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
 - ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
 - ・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
 - ・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

外国人児童・保護者向け動画 「はじめまして！今日からともだち」 「おしえて！日本の小学校」

各動画
10分程度

15言語に
対応

対象

これから日本の学校に通う
外国人児童やその保護者など



日本の小学校の学校生活の様子について、アニメーションで紹介します。

日本語
英語
中国語
ベトナム語
スペイン語
ポルトガル語
フィリピン語

韓国・朝鮮語
インドネシア語
タイ語
ミャンマー語
カンボジア語
ネパール語
モンゴル語
ウクライナ語

内容

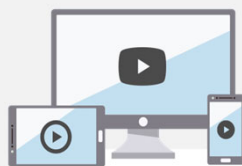
「はじめまして！今日からともだち」は、外国から来た主人公が、はじめて小学校に登校した日のお話です
「おしえて！日本の小学校」では、小学校における学校生活の様子や習慣などについて紹介しています。


活用場面 就学案内で

- ・自治体窓口で外国人保護者に動画を案内し、家庭で子供と一緒に見ってもらう
- ・外国人向け就学説明会で動画を上映し、学校の様子を知ってもらう

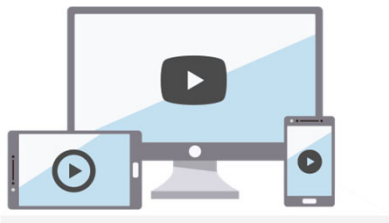
プレススクールで

- ・動画を上映し、外国人の子供やその保護者に、学校の様子を知ってもらう
- ・毎日の持ち物や掃除・給食当番など、学校のきまりについて学ぶ



動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・関係資料掲載サイトにアクセスできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm





外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画

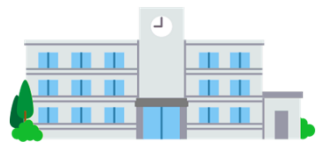


全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも20分～30分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

- ・学校の教職員
- ・教育委員会職員
- ・日本語指導補助者
- ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



5つの研修内容


- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

研修動画の活用例

- ・校内研修において動画視聴
→動画の内容についてグループ演習
→全体で発表・共有
- ・教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- ・自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。

QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm





目的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



管理運営について

「かすたねっと」は2022年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111 (内線 2035)







公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること





「かすたねっと」に関するご意見・お問い合わせ窓口

(<https://casta-net.mext.go.jp/contact>) に掲載のフォームよりお寄せください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

- 外国人児童生徒受入れの手引 ※ 明石書店から販売もされています。
(外国人児童生徒等教育の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm 
- 就学ガイドブック
(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm 
- 学校教育におけるJ S Lカリキュラム
(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)  
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm(小学校)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm(中学校)
- 外国人児童生徒のためのJ S L対話型アセスメント～DLA～
(日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm 
- 外国人児童生徒教育研修マニュアル
(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm 

- 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム
(外国人の子供の先生や支援者の養成・研修に利用できるプログラム)
<https://mo-mo-pro.com/> 
- 高等学校における外国人生徒等の受入れの手引
(外国人生徒等の受入れ、日本語指導及び支援体制作りに関する手引き)
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf 
- 高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン
(日本語指導、教科指導・支援、キャリア教育、多文化共生教育に関するガイドライン)
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf 
- 情報検索サイト「かすたねっと」
(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)
<https://casta-net.mext.go.jp/> 

9

幼保小の協働による架け橋期の教育
の充実について

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。
※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼** **小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼** **小**

- ・ **幼保小が協働して**、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム^{*}を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って**、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、**幼保小それぞれの教育を充実**
※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼** **小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かし、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

② 全ての子供のウェルビーイング[※]を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める**観点から、教育課程の編成^{※※}や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、**ICT環境の整備を推進**
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和6年度予算額
(前年度予算額)

23億円
23億円



文部科学省

令和5年度補正予算額

39億円

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施、**質を支える体制整備の支援等**により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障**する。

1 幼児教育の質の向上

5.6億円 (5.2億円)

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、**モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、今後の幼児教育の政策形成に資するエビデンスを得るため、**幼児期の環境や体験、学びが、その後の子供の成長に与える影響に関する大規模な追跡調査**を実施。

- 幼保小の架け橋プログラム事業 2.2億円 (2.2億円)
- 幼児教育に関する大規模縦断調査事業 0.8億円 (0.7億円)
- 幼児教育の学び強化事業 0.7億円 (0.4億円)
- 幼児教育のデータ蓄積・活用に向けた調査研究事業 0.1億円 (0.4億円)
- 幼児教育の理解・発展推進事業 0.3億円 (0.3億円)
- 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業 1.3億円 (1.2億円) 等

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3.5億円 (3.0億円)

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携**等により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援の強化**

- **幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業** 3.5億円 (3.0億円)

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

13.4億円 (14.7億円)

ICT環境整備や**施設の耐震化**等、**幼児教育の質を支える教育環境整備を支援**

- 教育支援体制整備事業費交付金 8.9億円 (9.9億円) [令和5年度補正予算額 16億]
- 私立幼稚園施設整備費補助金 4.6億円 (4.8億円) [令和5年度補正予算額 23億]

背景・課題

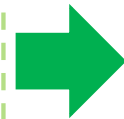
幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子どもたちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**を推進する。具体的には、全国的な取組の充実と併せて、モデル地域において、地方自治体の担当者や幼児教育施設及び小学校の教職員等が連携・協働して**「架け橋期のカリキュラム」を開発・実施**するとともに、国において、その成果の検証等に関する調査研究を実施する。

事業内容

モデル地域における実践・成果の検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の推進

①モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実施

- 中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、以下の取組を実施
- ・ 架け橋期のカリキュラム開発会議の設置・運営
 - ・ 架け橋期のカリキュラムの開発、園や小学校における指導計画や保育の計画の作成・実施、指導の改善
 - ・ 架け橋期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発・実施 等



②モデル地域の成果検証

研究機関による実地調査やヒアリング、アンケート等の客観的な調査を通じて、モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の取組状況やその成果を検証するとともに、幼保小の接続に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う



③「幼保小の架け橋プログラム」の成果普及

「幼保小の架け橋プログラム」の更なる全国展開に向け、モデル地域における3か年の取組等を踏まえ、「幼保小の架け橋プログラム」の取組・成果について、全国への広報・プロモーションを実施

委託先	① 都道府県、市町村 ② 研究機関 ③ 研究機関 等
委託対象経費	調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

箇所数、単価	① 19箇所 700万円/箇所【継続のみ】 ② 1箇所 4,800万円/箇所【継続のみ】 ③ 1箇所 2,000万円/箇所
--------	---

幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料

◆遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”

～「やってみたい」から始まる学びの芽

(知識・技能や思考力等の基礎、学びに向かう力)の育成～

幼稚園等においては、子供たちに遊びを通して資質・能力を育てていること、その資質・能力は小学校以降の学習や生活の基盤となっていること等について、子供たちの遊んでいる姿や幼児教育施設と小学校の先生のインタビューを交えながら解説しています。

幼児期に遊びを通して育まれた資質・能力



材料の小麦粉の量を比べたりするなど

小学校の学習や生活の基盤となっている
幼児期に遊びを通して育まれた資質・能力



表現力などの育成につながっていきます



(動画コンテンツ：約7分)

<https://www.youtube.com/watch?v=UxfAl3XWfGo>

◆幼児教育と小学校教育が

つながっているってどういうこと？

幼児教育と小学校教育の接続について、幼児期の遊びを通した学びと小学校の各教科等の学習のつながりを見える化し、幼保小の相互理解を促進するための参考資料です。

第1章「幼児教育と小学校教育」においては、それぞれの教育の特徴等を解説し、第2章「各教科等における学びのつながり」においては、幼児期の遊びを通した学びと各教科等の学習（小学校一年生で学習する全ての各教科等）とのつながり等を解説しています。

幼稚園等
幼児期の遊びを通した学び

幼児期の遊びを通した学び と 算数科 数と計算 とのつながり

幼児期に遊びを通して育まれた資質・能力の家

- 数量や図形、模様、文字への関心・感覚
- 思考力の芽生え

小学校の各教科等における資質・能力とのつながり

- 数のままとりまわり、数の大きさの比べ方や数え方を考える力
- よりよく数えたり比べたりする活動の中で、数のままとりまわりを身につけ、100のままとりまわりをつくることや10のいくつとみることなど、十進法を取り入れた数の概念と能力

小学校

幼児期の遊びを通した学びを生かした授業展開例

【算数科 数と計算】とのつながり

おおきいかず

【授業展開例】

経験を活かす

問いを視点化

やってみる

試行を体験

発見する



(幼児教育及び小学校教育関係者向け参考資料)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html

10

児童生徒の体力の向上について

令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（一部）

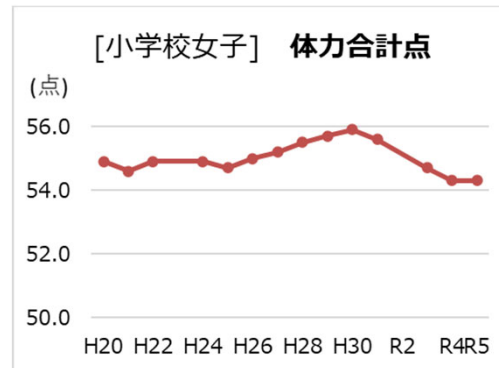
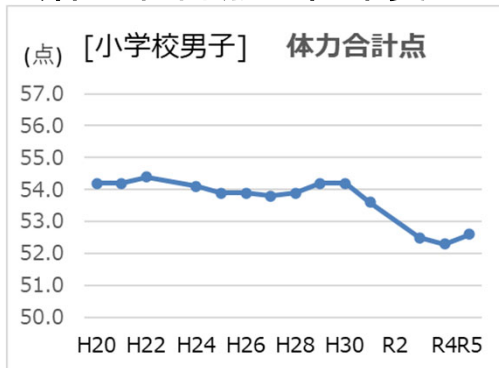
令和5年12月発表



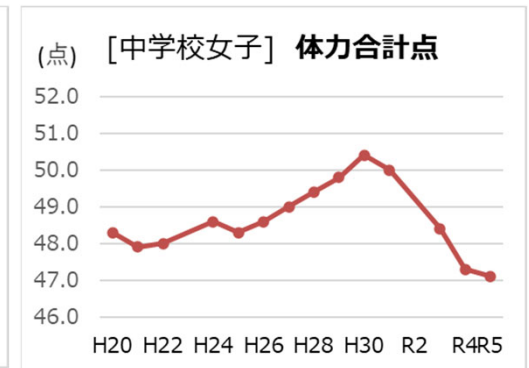
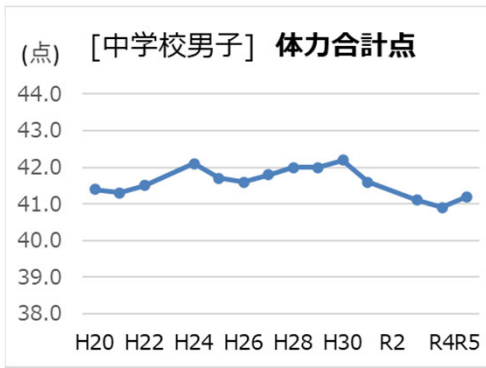
体力合計点は、令和4年度との比較では回復基調であるが、コロナ以前の水準には至っていません。睡眠時間に回復が見られたものの、朝食摂取、スクリーンタイムといった生活習慣上の課題は継続。

小学校5年生

〈体力合計点の経年変化〉

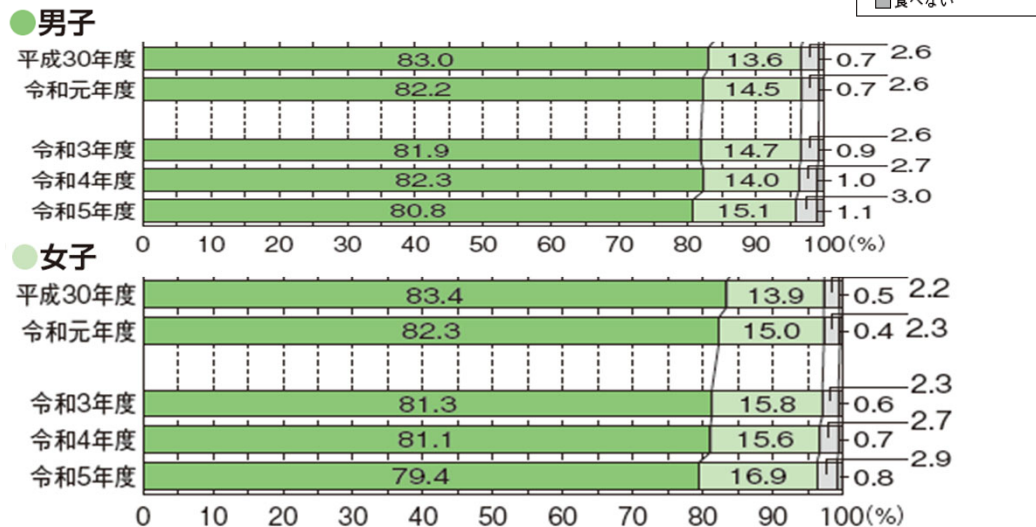


中学校2年生

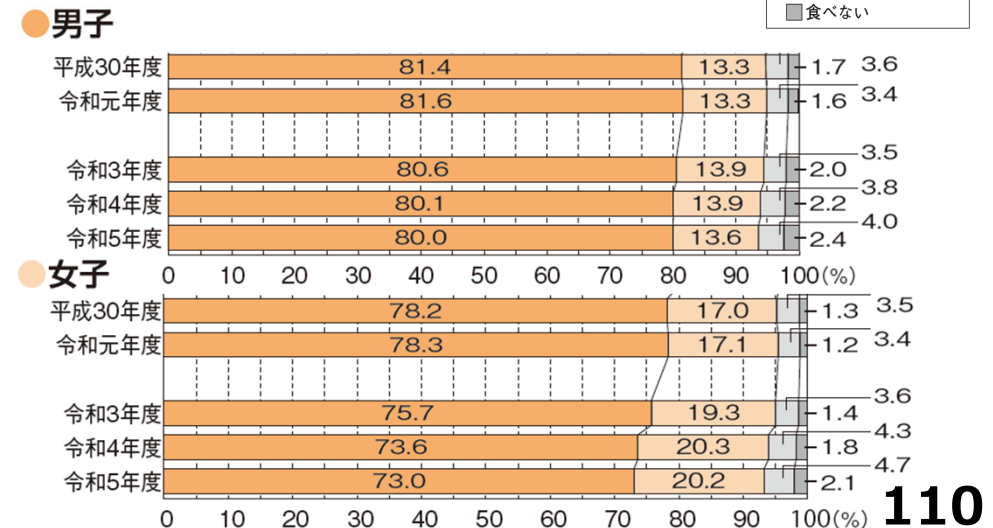


小学校5年生

〈朝食摂取の経年変化〉



中学校2年生

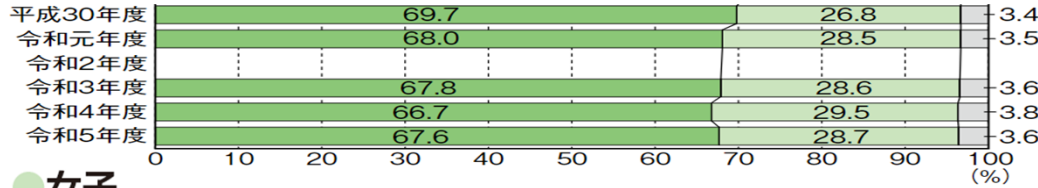


令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（一部）

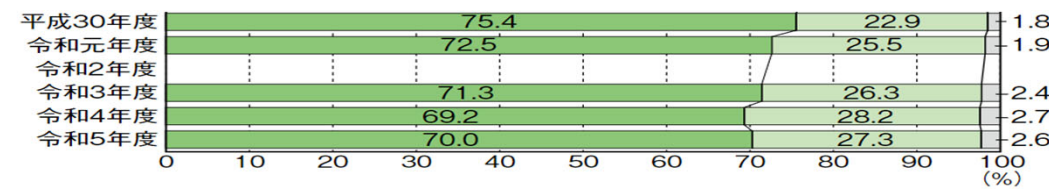
小学校5年生

〈睡眠時間の経年変化〉

●男子

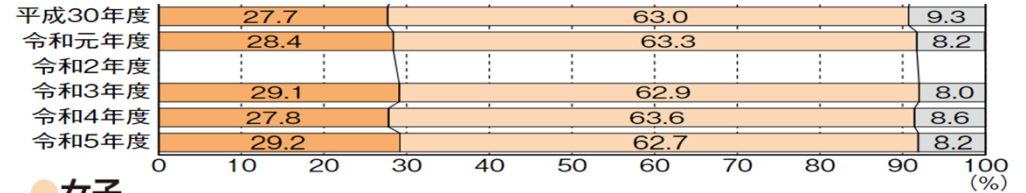


●女子

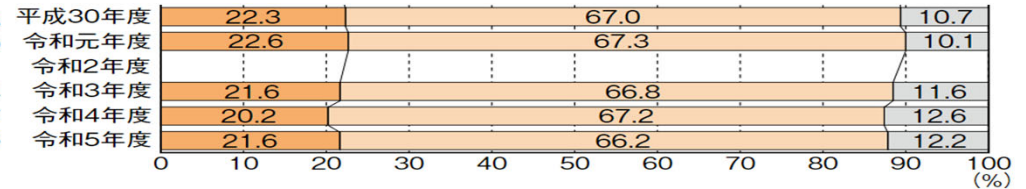


中学校2年生

●男子



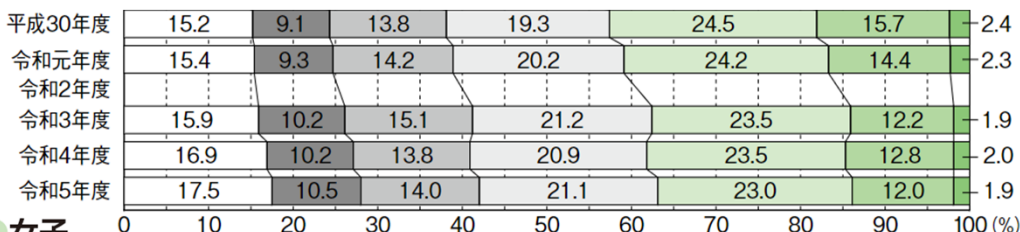
●女子



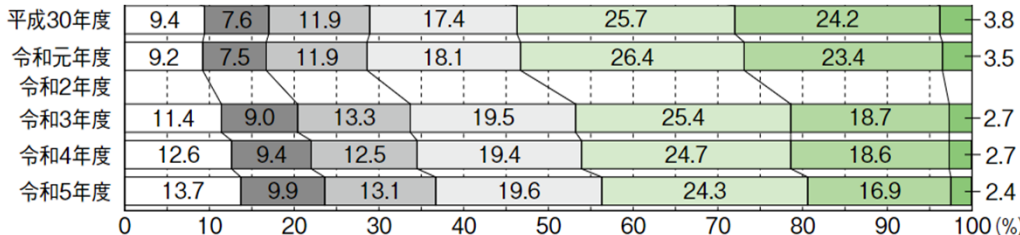
小学校5年生

〈学習以外のスクリーンタイムの経年変化〉

●男子

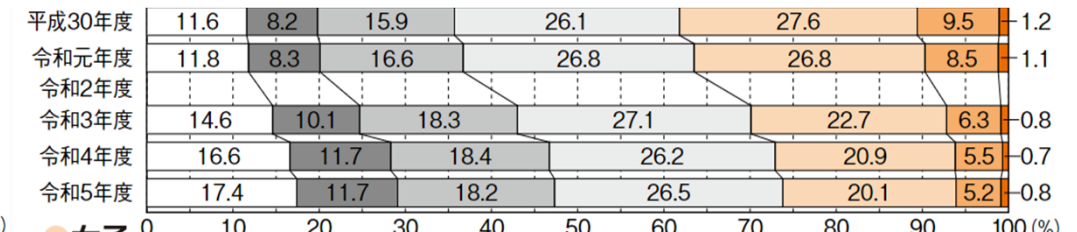


●女子

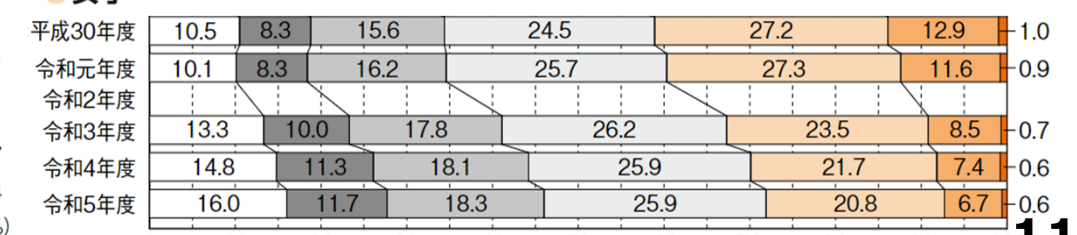


中学校2年生

●男子



●女子



子供の運動習慣形成と体力向上に向けた取組について

- 令和元年度から続く子供の体力の**低下傾向に見られた改善の兆し**を、**運動習慣の本質的な改善**につなげることが必要
- いわゆる「**ゴールデンエイジ**」（概ね幼児期から中学生まで）の**運動習慣**は、生涯にわたる体力・運動能力等の基盤となる極めて重要な要素であることから、**生活の中に運動(習慣)を取り入れ定着させるための取組**を進めていくことが必要
- 学校・家庭・地域における運動機会を確保**し、子供の**運動習慣の形成や体力向上**につなげられるよう以下の取組を実施

地 域

1. 幼児期における運動習慣形成の取組を強化

- ① 毎日合計60分以上、楽しく体を動かすことを目安として示した「**幼児期運動指針**」や、望ましい動きや能力を獲得するための運動プログラム「**アクティブチャイルドプログラム**」の周知・普及
- ② 幼児期からの**運動遊びの普及**や、**保護者等の行動変容に関する調査分析**の実施

2. 子供のニーズに応じた多様なスポーツ環境の整備を促進

競技・大会志向の特定種目の活動だけでなく、アーバンスポーツ、レクリエーション、体験型キャンプ、パラスポーツなど、従来の部活動では対応しきれていない、子供のニーズに応じた**多様なスポーツ機会を提供**（地域クラブ活動の運営団体等の整備、指導者の確保、デジタル動画の活用、コミュニティ・スクール等の仕組みの活用等）

学 校

3. 体育授業における児童生徒の運動意欲向上

- ① **体育授業へのアスリートの派遣**を通じた児童生徒の運動意欲を喚起する教育手法の普及
- ② **GIGAスクール環境下における体育活動の充実**に向けた、一人一台端末を活用した指導方法の研究・成果の普及

4. 授業以外の児童生徒の運動時間を増加

小・中学校における時間割例を含めた、**業前業間や放課後等**における体力向上の**取組事例**を周知

家 庭

5. 家庭で運動を実践するキッカケを提供

学校や地域で身に付けた運動習慣等を家庭でも実践するキッカケとして、室伏長官が考案・実演する動画を作成。幅広いプロモーションを実施。

- ・**身体診断「セルフチェック」動画をe-learning化**
- ・**「力を引き出す」ウォーミングアップ動画**を作成・公表

<参考資料>

◇ 室伏長官からのメッセージ ～毎日元気に過ごすために～

<https://youtu.be/AbEVQcNvxjc>



◇ スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222.htm



◇ 「子供の運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取り組み」

◇ 「授業以外の体力向上に関する取組事例」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222_00004.htm



◇ 「子供の体力向上企画」～体力テスト編～ 室伏長官による「力を引き出す」ウォーミングアップ動画

◇ 室伏長官が考案・実演する身体診断「セルフチェック」動画
(「室伏広治の動作改善エクササイズ」含む)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/jisa_00040.html



◇ (参考) アクティブチャイルドプログラム (幼児向け)

<https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/acp/index.html>



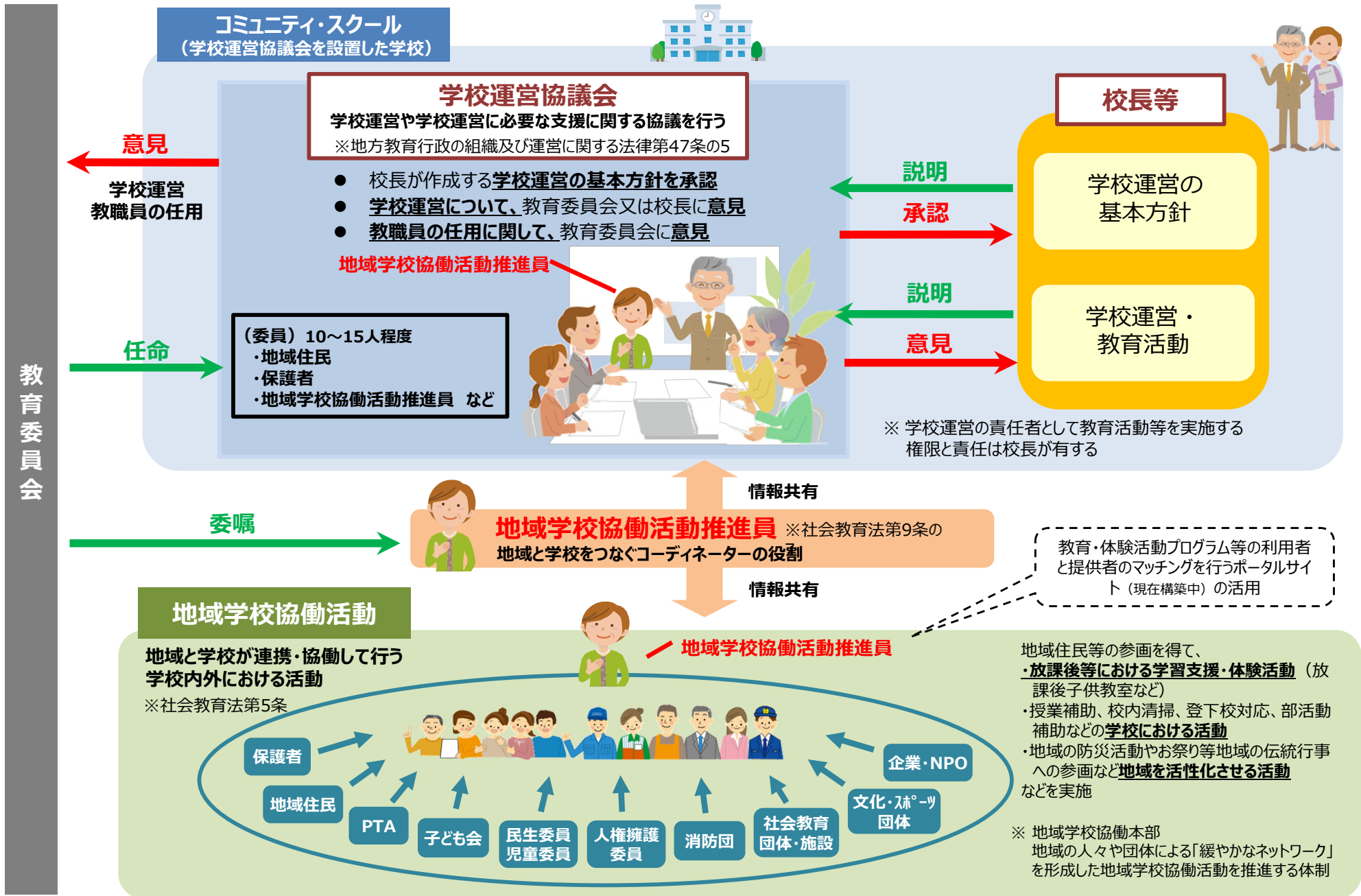
◇ 子供の運動あそび応援サイト

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/list/detail/jisa_00012.html

11

コミュニティ・スクールと地域学校協働
活動の一体的推進について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「当事者」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
（協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画）
- 2 自立性・対等性** … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
（協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能）
- 3 持続性** … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
（法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能）

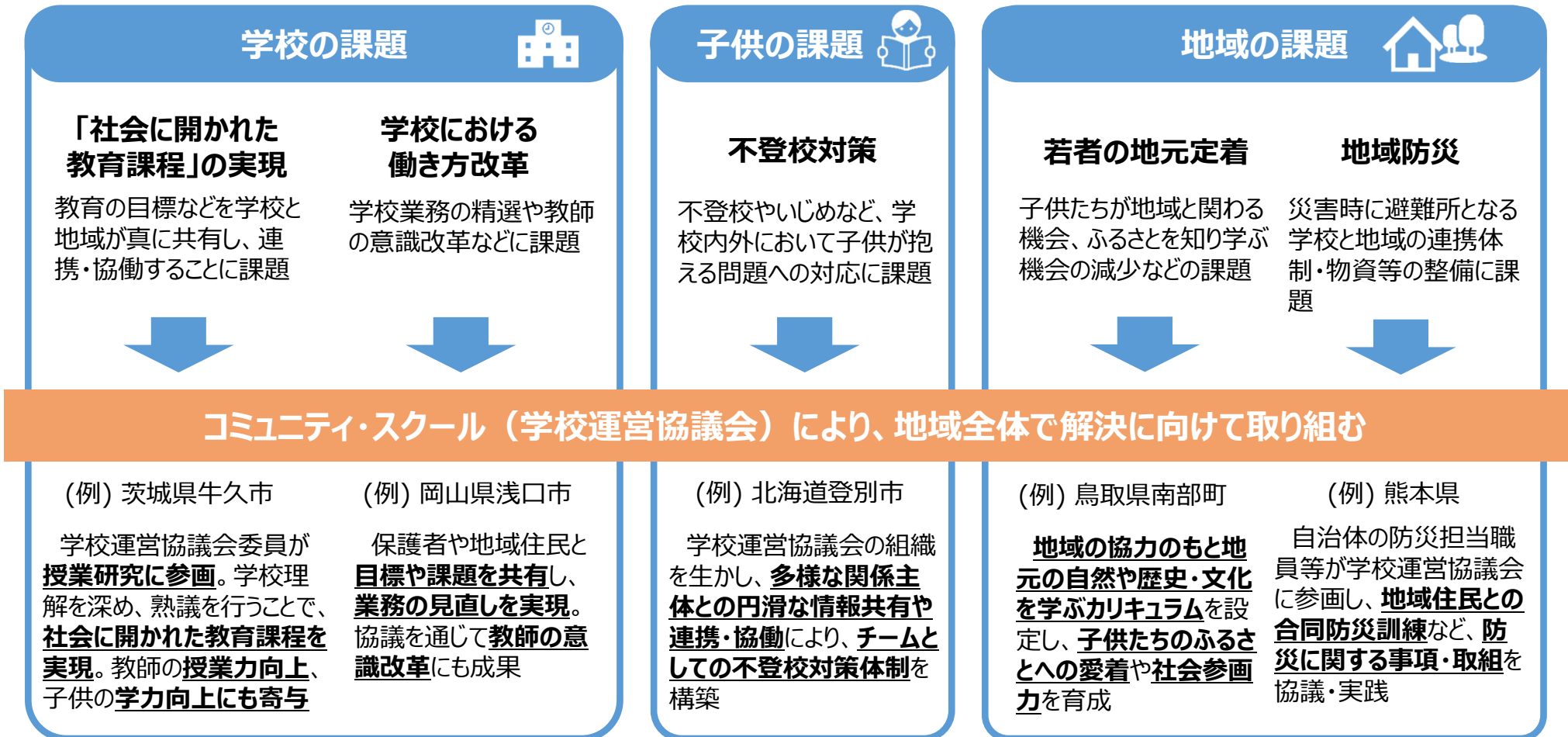
コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟議することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

取組に至った背景

- ◆牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、地域が具体的に何をすればよいのか、学校・地域ともにイメージを持っていないことが課題だった。
- ◆児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が得られなかった。

特徴的な取組

- ◆校内授業研究会などの機会に協議会委員が授業を参観し、授業参観後には協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。
 - ➔授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会。
- ◆学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした熟議により、教育課程の検討を行う。
- ◆子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に理解した上で、様々な地域学校協働活動を展開。
 - ➔子供の学びと地域課題の解決の両立を目指した取組となった。
- ◆一部の協議会では、卒業生（大学生）が委員として参画。
 - ➔若者の視点を取り入れたことで熟議の活性化につながった。

成果・効果

- ◆地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や課題を踏まえた議論が可能となり、「社会に開かれた教育課程」を実現。
 - ➔子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ。
- ◆授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、教師の授業力向上に貢献。
 - ➔質の高い学びにつながり、子供たちの学力向上にも寄与。

牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、子供たちの学びの実態について理解を深める。



授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい資質・能力や地域学校協働活動の在り方等について熟議。



熟議の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒に地域活性化に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画。



地域の思いや願いに触れた子供たちは、主体的に地域活性化に寄与する様々な取組を実践。地域に貢献することによって味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ。

市内校長の声

- 学校と地域の連携・協働が進むにつれて、地域の方を講師とした授業が、講義形式から課題解決型に変容するなど、子供たちの学び方が変わっていきました。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、地域の方が授業づくりに協力して下さることで子供たちの学びの質が高まっています。

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上など、学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

働き方改革への効果

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

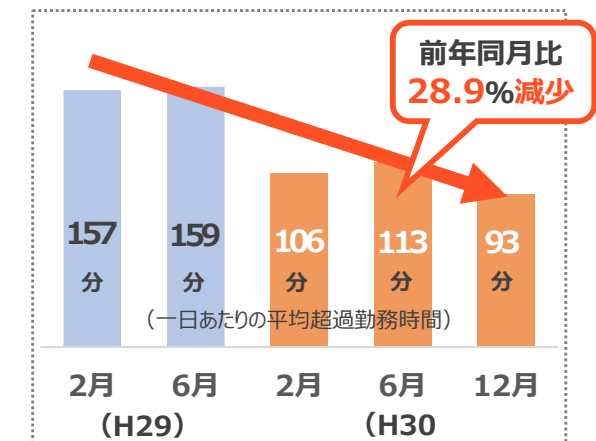
「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

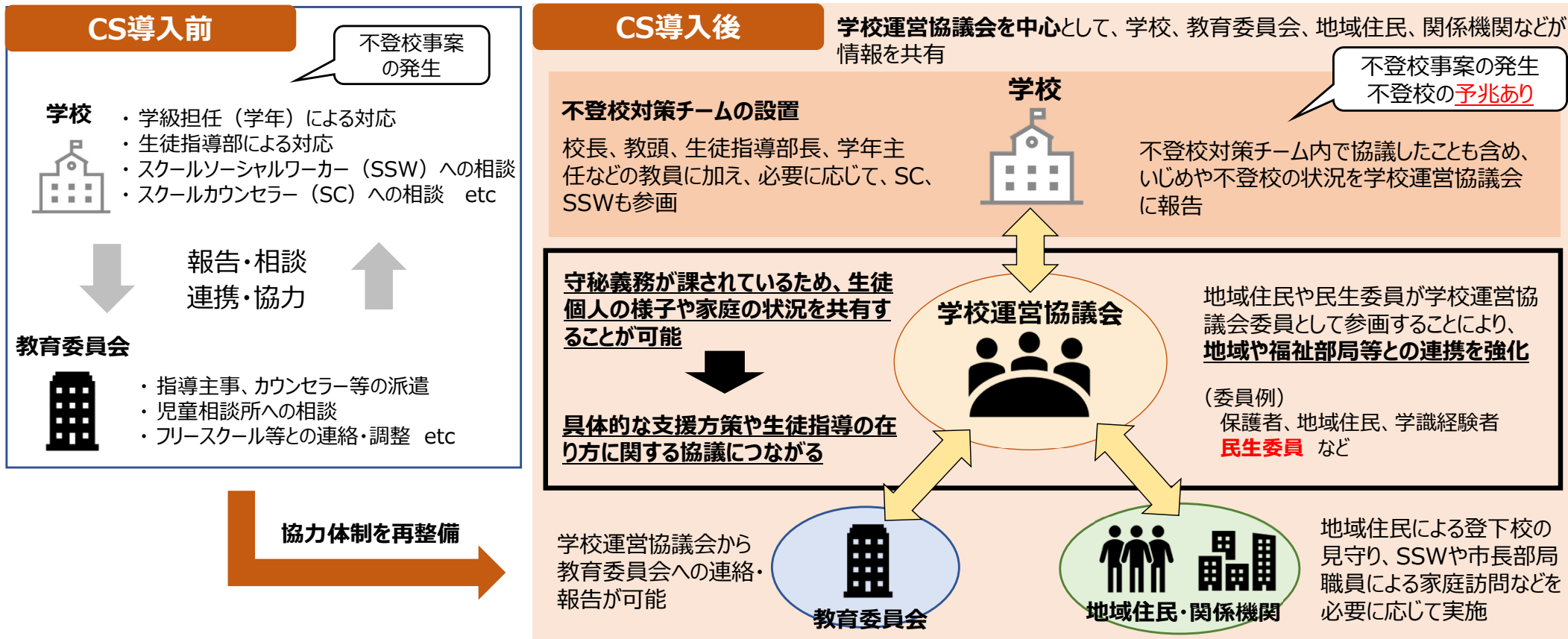
（鴨方東小学校資料より作成）

教員の一日あたりの**超過勤務時間**が減少



（鴨方東小学校資料より作成）

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができています。



登別市の不登校児童・生徒数の推移

CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

成果・ポイント

- 学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、**当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた**
- また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、**学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた**

【事例】町ぐるみで若者の地元定着を図るCSの取組（鳥取県南部町）

鳥取県南部町では、学校運営協議会を全ての中学校区に設置し、学校・家庭・地域が育てたい子供像や目指すべき教育のビジョンを共有。「地域とともに歩む学校づくり」により、町ぐるみで若者の地元定着を図っている。

背景・取組概要

- ◆子供たちが地域と関わる機会や、ふるさとを知り学ぶ機会の減少、若者の転出者の増加などに課題。
- ➔地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラム「まち未来科」を生活科・総合的な学習の時間に設定。子供たちがふるさとに愛着をもち、未来を生き抜く力の育成を目指す。

工夫・ポイント

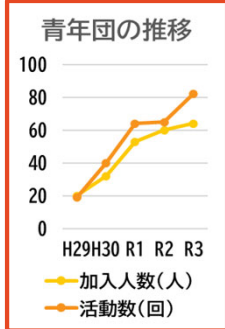
- ◆年長から中学3年までの10年間を通して、各校区の特徴を活かした一貫したカリキュラムを設定し、学年ごとの目標・テーマに沿った体系的な学びを実現。
- ◆中学校区の学校運営協議会の下部組織として、各学校別に「CS委員会」を設置し、子供や学校の実態に即した熟議や活動を実施。

特徴的な取組

- ◆地域の方を講師とした「特産物」や「伝統文化」の授業を実施。
 - ➔子供が楽しみながら文化を継承し、高齢者の生きがいにも寄与。
- ◆夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。
 - ➔地域での良い思い出を作ることで、郷土愛を育む。

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
 - ➔地域学校協働活動に高校生や帰省した大学生も参加。
- ◆地域について学び、地域の中で育ってきた子供たちが、中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。
 - ➔地域の担い手、地域を盛り上げる人材としての活躍に期待。



町議会議員と意見交換する青年団と高校生サークル



多世代が多目的に交流できる町立施設「キナルなんぶ」

10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」

「まち未来科」で身につけてほしい4つの力

ふるさと愛着力

自分、周りの人、地域を愛し、誇れる力

将来設計力

自分の夢、目標を持ち、それに向かって自立して取り組む力

社会参画力

地域、社会、生活をより良くしていくことと未来を創っていく力

人間関係調整力

相手の気持ちや立場を理解しながら対話し、お互いの良さを見つけたら、様々な状況に折り合いをつけたりする力

笑顔と聞きあい、伝えあって、学習したり、生活したりしましょう。

「まち未来科」各学年の目標

【まち未来科の目的】

- 文化や自然、人のあたたかさなどにふれ、ふるさとに誇りをもつ心構えを養う。
- 南部町の今に学び、未来の南部町を創っていくこととする心構えや態度を養う。
- 自らの将来に夢や希望をもち、目標を立てていくために必要な能力や態度を身に付ける。
- 相手の気持ちや立場を理解し、対話し、お互いの良さを活かしたり、様々な状況に折り合いをつけたりできる。

学年	目標	ふるさと愛着力	将来設計力	社会参画力	人間関係調整力
小1	まち未来科	自分のふるさと、郷土の自然や文化、歴史や伝統について学び、誇れる心を育てる。	自分の夢や目標をもち、それに向かって取り組む力を育てる。	地域や社会の役割や自分ができることを学び、社会参画の意識を育てる。	相手の気持ちや立場を理解し、対話し、お互いの良さを活かしたり、様々な状況に折り合いをつけたりする力を育てる。
小2	ふるさと	自分や家族の生活がより良くなるよう工夫しましょう。	自分の夢や目標をもち、それに向かって取り組む力を育てる。	地域や社会の役割や自分ができることを学び、社会参画の意識を育てる。	相手の気持ちや立場を理解し、対話し、お互いの良さを活かしたり、様々な状況に折り合いをつけたりする力を育てる。
小3	ふるさと	自分や家族の生活がより良くなるよう工夫しましょう。	自分の夢や目標をもち、それに向かって取り組む力を育てる。	地域や社会の役割や自分ができることを学び、社会参画の意識を育てる。	相手の気持ちや立場を理解し、対話し、お互いの良さを活かしたり、様々な状況に折り合いをつけたりする力を育てる。
小4	ふるさと	自分や家族の生活がより良くなるよう工夫しましょう。	自分の夢や目標をもち、それに向かって取り組む力を育てる。	地域や社会の役割や自分ができることを学び、社会参画の意識を育てる。	相手の気持ちや立場を理解し、対話し、お互いの良さを活かしたり、様々な状況に折り合いをつけたりする力を育てる。
小5	ふるさと	自分や家族の生活がより良くなるよう工夫しましょう。	自分の夢や目標をもち、それに向かって取り組む力を育てる。	地域や社会の役割や自分ができることを学び、社会参画の意識を育てる。	相手の気持ちや立場を理解し、対話し、お互いの良さを活かしたり、様々な状況に折り合いをつけたりする力を育てる。
小6	ふるさと	自分や家族の生活がより良くなるよう工夫しましょう。	自分の夢や目標をもち、それに向かって取り組む力を育てる。	地域や社会の役割や自分ができることを学び、社会参画の意識を育てる。	相手の気持ちや立場を理解し、対話し、お互いの良さを活かしたり、様々な状況に折り合いをつけたりする力を育てる。

身につけてほしい4つの力 × 各学年の目標
育みたい力、学年ごとの目標・テーマを設定。
子供や地域とねらいを共有し、取組に見通しを持たせる。

まち未来会議

中学3年時に学びの集大成として、南部町のよさや課題に目を向け、町が抱える課題を解決し、さらに魅力的な町づくりを図るというねらいのもと、地域の様々な立場の人と語り合う「まち未来会議」を開催。



特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施。現在は全ての県立高校で防災に限らず、実情に応じた多様な取組が進められている。

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、**「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入**

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

- (学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」
- (地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」
- (生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）
- ◆ 避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）

学校と地域の相互理解、連携・協働が進むことで、子供たちや学校、地域の関係者全員にメリットがある

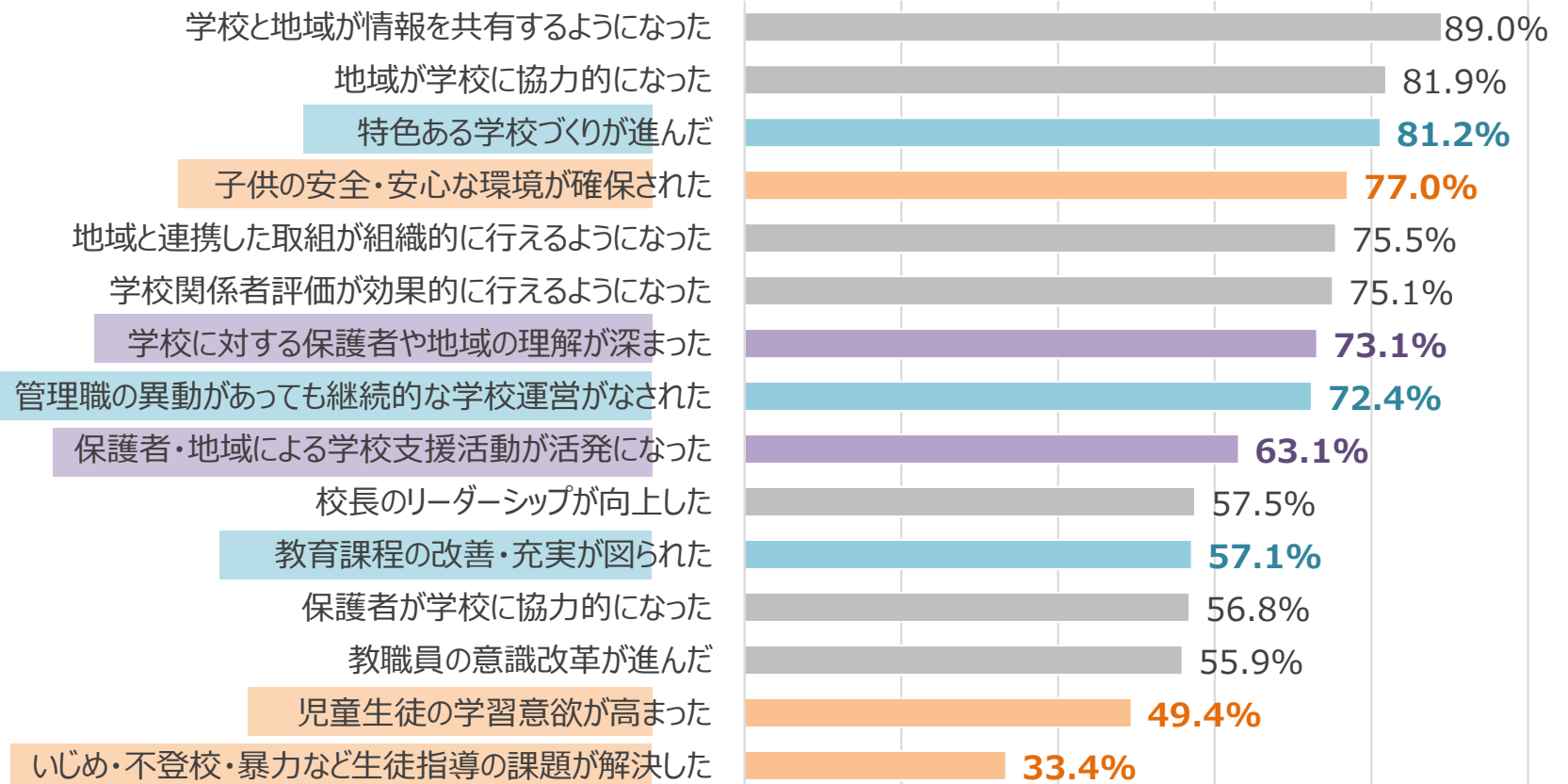
CS導入校の校長を対象とした調査

Q：貴校では学校運営協議会の設置・活動によって、どのような成果がえられましたか？

学校
(教職員)
への効果

地域
(保護者含む)
への効果

子供たち
への効果



※ CS導入校（校長）を対象とした調査において、肯定的な回答（「とてもあてはまる」「まああてはまる」の合計）のあった項目のうち主要なものを抜粋
出典：学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（2021.3）（令和2年度文部科学省委託事業）

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保（152万人分）や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R5.5.1) 登録児童 145.7万人 待機児童 1.6万人
(R5.10.1) 登録児童 139.9万人 待機児童 0.8万人

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の嵩上げ【R5補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における放課後児童クラブの整備推進
- ③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進（補助引き上げ）【R5から実施】
- ④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進（補助引き上げ）【R6拡充】

⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善(再掲)
- ② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善【R6拡充】
- ② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善
- ③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R5補正】
- ④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進
- ② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等（補助引き上げ）【R6拡充】

その他

- ① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言
 - ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
 - ③ 更なる待機児童対策(夏季休業の支援等)に係る調査・検討
- 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組
- ③ 事故防止への取組
- ④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について



放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について

(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知)【概要】

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」)の趣旨を周知するとともに、**待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知**するもの。

1. 学校施設等の有効活用について

(1) 余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ① 余裕教室の活用、**学校施設の一時的な利用(タイムシェア)**の促進
- ② 学校教育・児童福祉を担う**部局間・関係者間の連携**による検討
- ③ 余裕教室の改修、設備整備、備品購入、プレハブ施設の設置等に係る**国庫補助(放課後子ども環境整備事業)の活用**
- ④ 学校施設の転用に係る**財産処分手続の大幅な弾力化等**

(2) 廃校施設の活用

- ・ 地域の実情・ニーズを踏まえた廃校施設の活用
- ・ 施設改修、送迎支援に係る国庫補助(子ども・子育て支援施設整備交付金)の活用

(3) 学校施設と放課後児童クラブの複合化

- ・ 学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書・事例集、複合化して整備する場合の補助金の活用

2. 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化について

- ・ 学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう示した**協定書のひな形**(R1.7通知)の参照
- ・ 学校施設の一時的な利用(タイムシェア)において**あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項**の参照

3. 関係部局間・関係者間の連携について

(1) 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

- ・ 教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に**総合教育会議で取り上げ**

(2) 推進委員会等による放課後児童対策の検討

- ・ 市区町村：新プランに基づく運営委員会等を活用した適切な体制づくり
- ・ 都道府県：新プランに基づく推進委員会等を活用した連携

(3) 学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携

- ・ **学校運営協議会制度の導入や積極的活用**(例：放課後児童クラブ関係者を協議会委員に選定、議題設定の工夫)の検討

4. その他

(1) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について

- ・ 新プランに基づく**両事業の連携**、同一小学校内等での**一体型の推進**
- ・ 国庫補助等の活用による推進体制の構築・実施環境の整備

(2) 放課後のこどもの居場所づくりについて

- ・ 児童館・社会教育施設等を活用した居場所の確保
- ・ 国庫補助(放課後居場所緊急対策事業：児童館等の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置を支援)の活用



学校施設の一時的利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例

※厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究報告書」及び各自治体の担当からの電話ヒアリング等をもとに、文部科学省作成

東京都目黒区

放課後の時間帯の特別教室を放課後児童クラブとして一時利用

- 放課後の時間帯の**特別教室（家庭科室等）を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを開設。**
- 使用していない準備室などを活用して放課後児童クラブの専用区画を確保し、事務室として利用。専用区画が校舎内に確保できない場合には、校舎外に物置を建てるなどして確保。
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画からワゴン等で運搬。児童のランドセル置き場は可動式のロッカーを用意。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、**あらかじめ学校施設を利用するにあたっての確認事項（利用日程の確認方法や、利用のルール等）を協議し、確認文書を作成。**

可動式のランドセルロッカー



ロール畳

折脚テーブル

※ランチルームのタイムシェアの事例

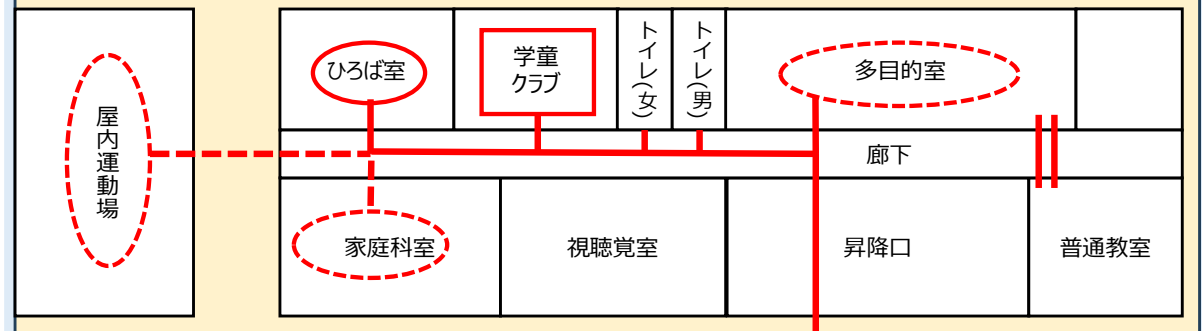
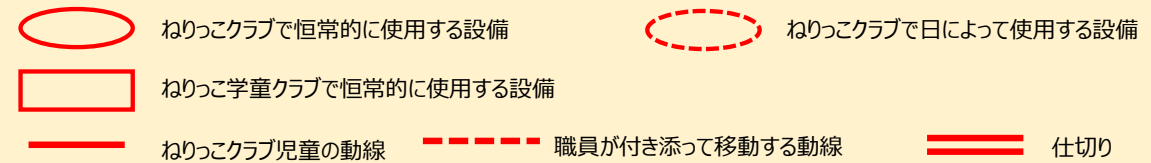
東京都練馬区

放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたって責任体制の明確化を図るため、「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室）を実施するにあたり、**教育委員会と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定を締結。**
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化。
- 協定書では、**放課後児童クラブが放課後に使用するスペースや、子供の動線を図示して明確にする工夫**が行われている。

〔協定書における図のイメージ〕

※練馬区提供資料を参考に文部科学省において作成。図面は架空のもの。



「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

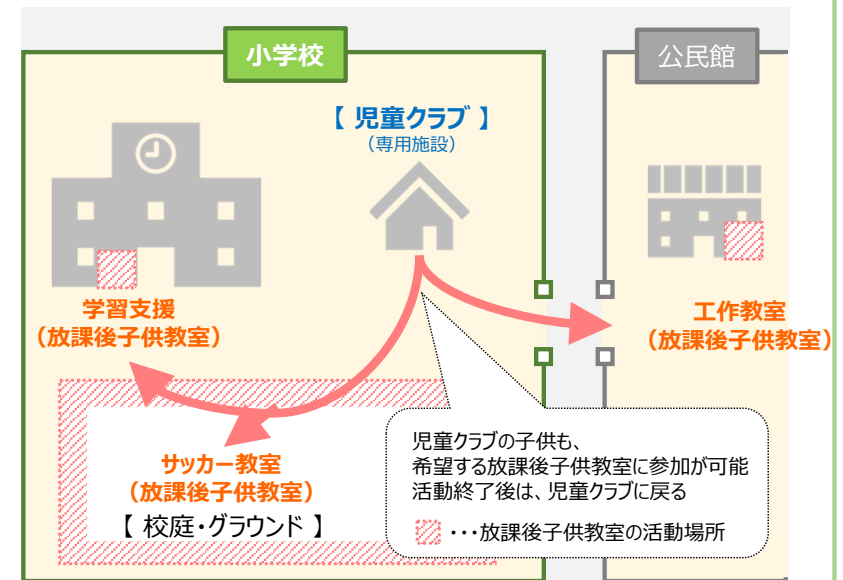
放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- ▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月			
火		実施なし	
水	15:30～18:30	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木	学校敷地内 専用施設		(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援
金		実施なし	
土	08:30～18:30	10:00～12:00	公民館 (隣接)
日	実施なし	実施なし	(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室



連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小中学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの



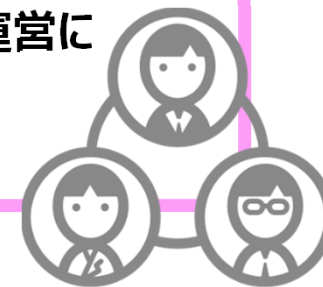
東京都八王子市



八王子市立元木小学校の例

市内の約17の小学校において、学区内の放課後児童クラブ関係者が学校運営協議会委員となり、地域関係者の一員として学校運営に参画している。

※八王子市は全ての公立小学校に学校運営協議会が設置されている。



- 元木小学校の学校施設外で運営している放課後児童クラブが、平成30年度に移転することが決まっていた。
- 学校敷地内専用施設への移転については、学校運営協議会でも協議がされたが、その際、放課後児童クラブの施設長兼運営NPO法人代表が学校運営協議会委員となっていたことで、学校運営協議会の重要な議題となり、「学校教育活動や学校周辺の近隣住民の生活に支障をきたさない」という視点で、市側との緊密な連携のもと計画を練り上げ、スムーズに移転を進めることができた。
- また、放課後の子供の居場所づくりとして、放課後子供教室が毎週3回実施されている。運営組織は地域住民有志から成る推進委員会だが、推進委員会の会長は学校と地域住民との橋渡しを行う学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）も務める学校運営協議会委員である（放課後児童クラブ施設長とは別の委員）。これにより放課後児童クラブ、放課後子供教室それぞれからの報告が学校運営協議会でなされ、全委員が情報を共有できるため必要に応じての連携もしやすくなった。
- 学校運営協議会で、放課後児童クラブ関係者から活動の様子を共有いただくことで、地域と学校が全体として子供たちの様子を把握できるとともに、放課後児童クラブ関係者にとっても学校の活動を知る機会となり、お互いの理解が進むことで普段から連携がしやすくなった。

12

学校図書館の整備充実について

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

令和4年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

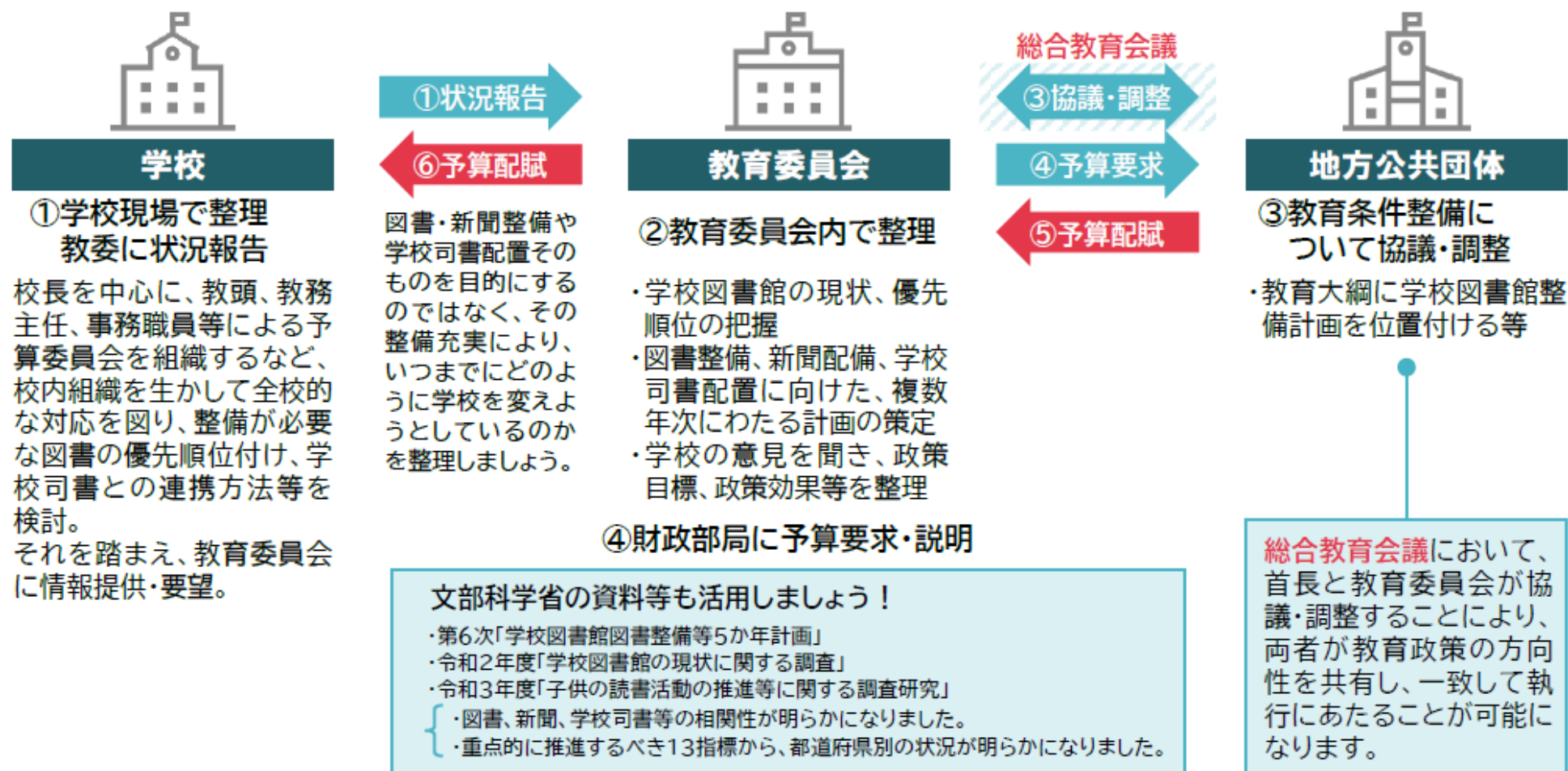
	単年度:480億円	5か年計:2,400億円
図書	199億円	995億円
増加冊数	39億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】	195億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】
更新冊数	160億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】	800億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】
新聞	38億円	190億円
小・中学校等	26億円 うち小学校等:2紙 中学校等:3紙	130億円 うち小学校等:2紙 中学校等:3紙
高等学校等	12億円 【高等学校等に5紙配置】	60億円 【高等学校等に5紙配置】
学校司書	243億円 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】	1,215億円 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

①図書費



小学校

学級

×

40.7 千円^{※1}

=

千円

中学校

学級

×

63.1 千円^{※2}

=

千円

②新聞費



小学校

学級

×

3.5 千円^{※3}

=

千円

中学校

学級

×

12.8 千円^{※4}

=

千円

③学校司書費



小学校

校

×

1,157 千円^{※5}

=

千円

中学校

校

×

1,111 千円^{※6}

=

千円

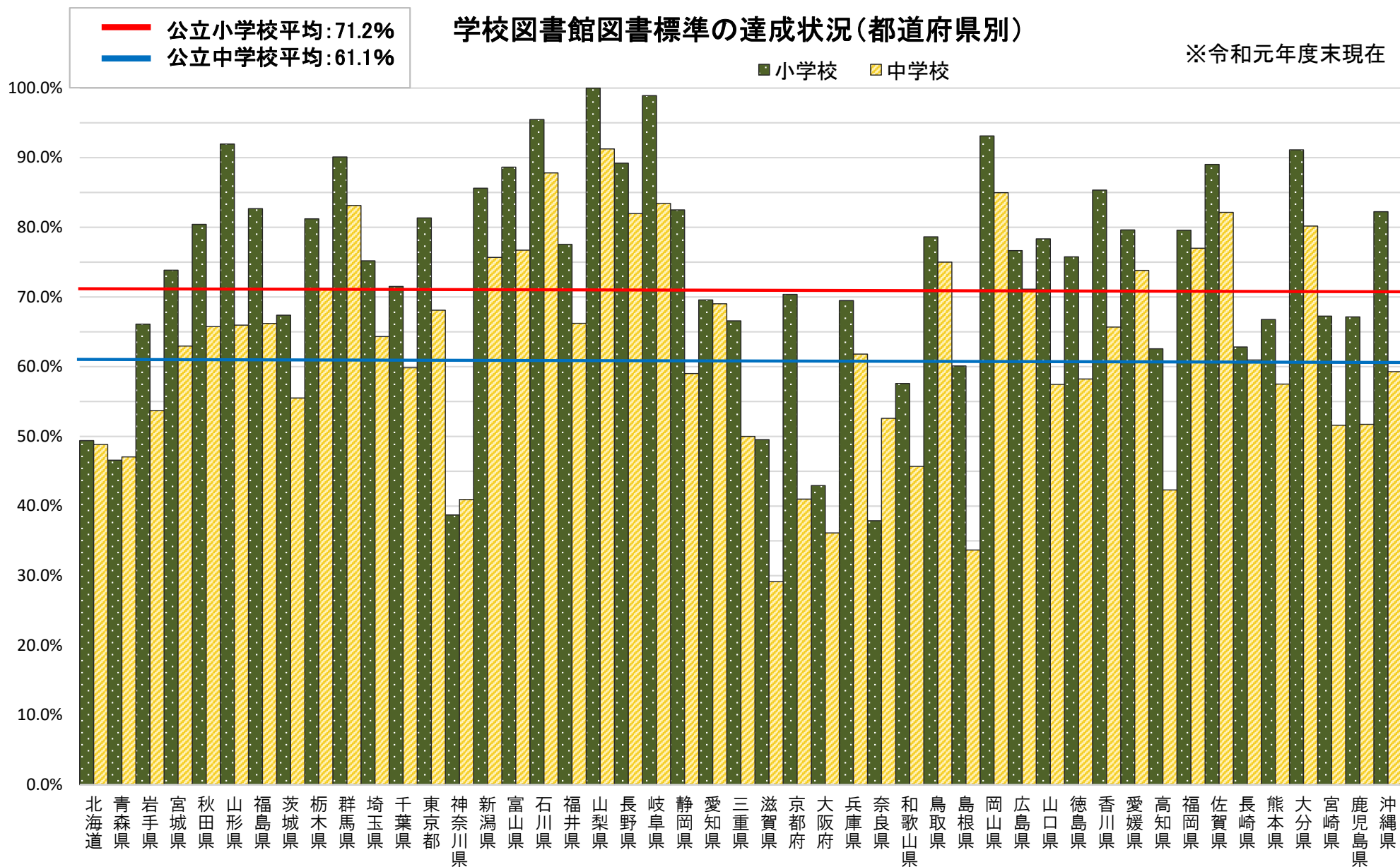
【地方交付税の算定に用いる標準施設の状態】

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)/施設規模(18学級)=1学級あたりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)/施設規模(15学級)=1学級あたりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞配達の一般財源(63千円)/施設規模(18学級)=1学級あたりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞配達の一般財源(192千円)/施設規模(15学級)=1学級あたりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小中学部に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

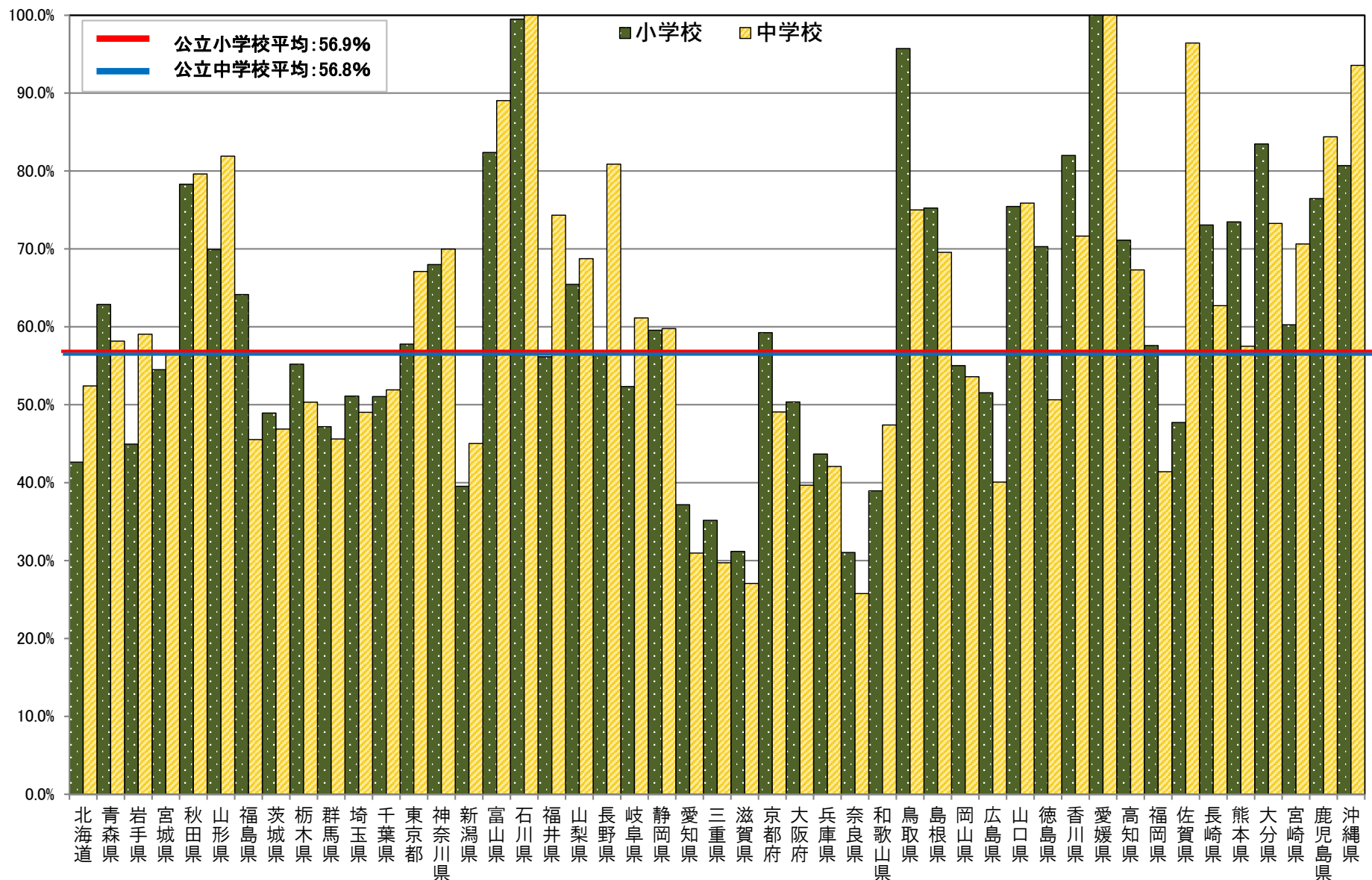
学校図書館図書標準の達成状況(都道府県別)



(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

新聞を配備している学校の割合(公立小・中学校)

※令和元年度末現在



(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

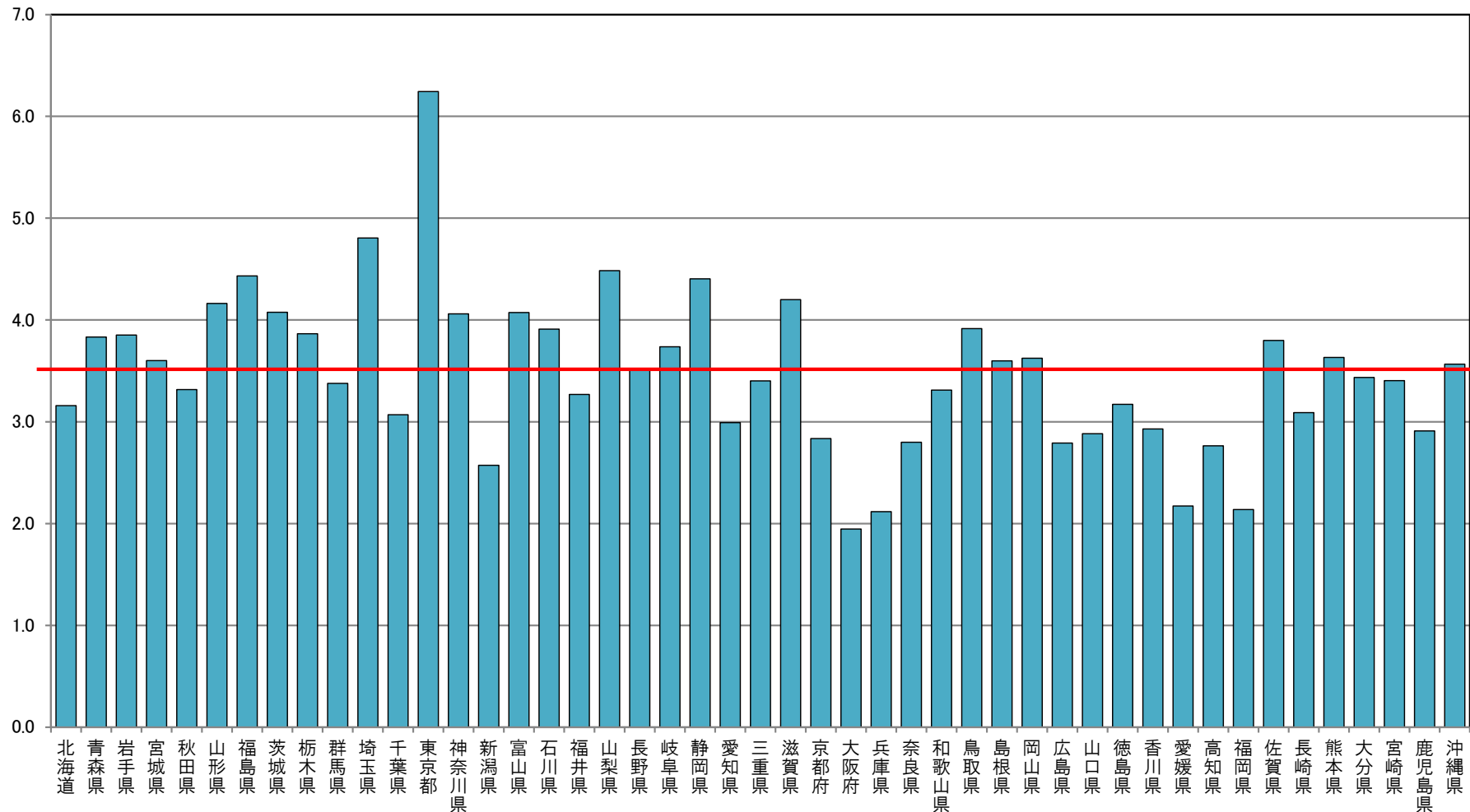
※第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、小学校等1紙、中学校等2紙を目安として想定

新聞を配備している学校における平均紙数(公立高等学校)

＜新聞を配備している学校の割合＞

・高等学校 95.1% (令和元年度末現在)

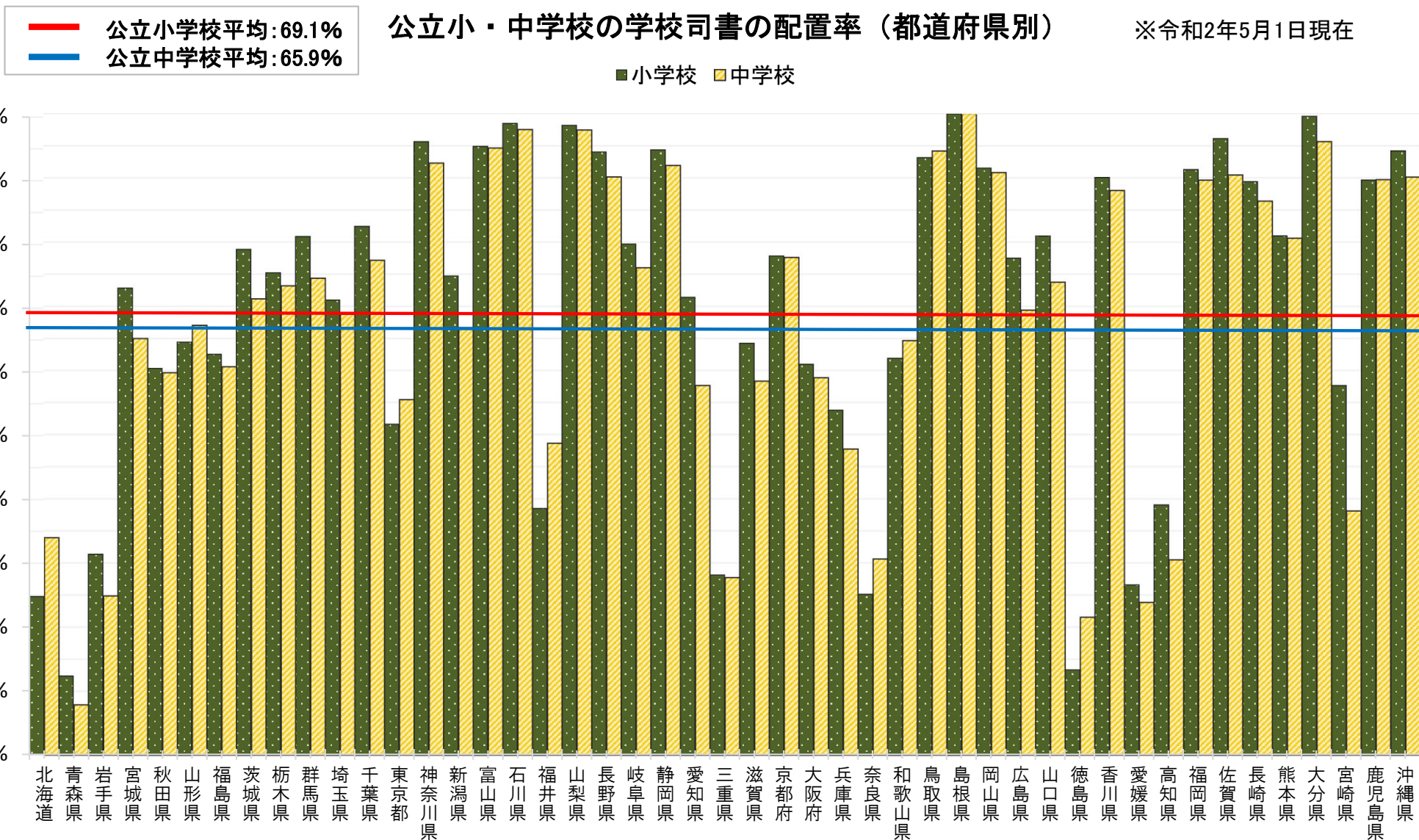
— 平均 3.5紙



(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

※「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、高等学校等4紙を目安として想定

公立小・中学校の学校司書の配置率(都道府県別)



(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

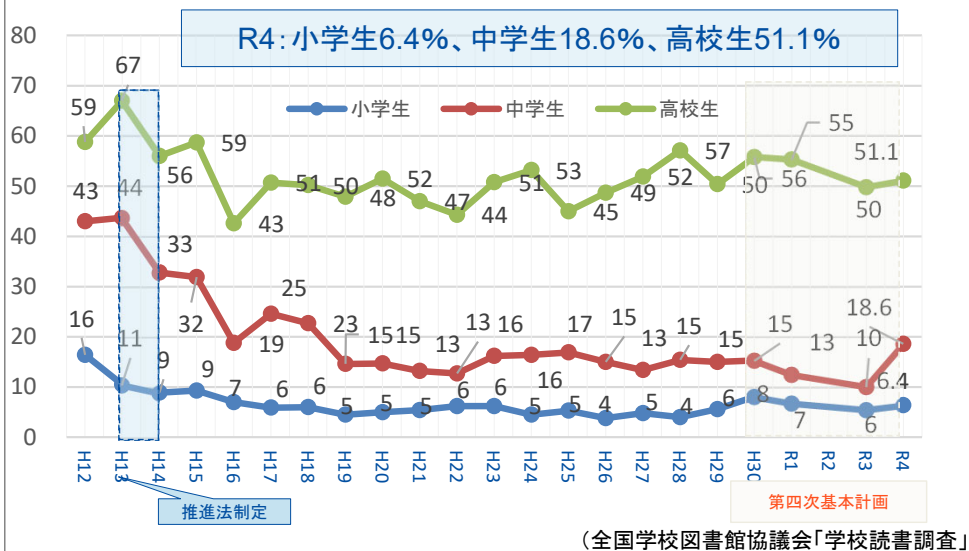
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) **いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない**



新型コロナウイルスの感染拡大

○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、**図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性**

○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て**上昇**

※令和元年～2年、自宅学習が難しい**小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇**、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

（令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）発表資料）

読書量・読解力の現状

○1か月間の**平均読書冊数**は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された**平成13年よりも令和4年の方が多い**

（小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊）
（全国学校図書館協議会「学校読書調査」）

○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より**高得点のグループに位置している**（加盟国37カ国中11位）

※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

（OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査）

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：**探究的な学習活動等での図書館等の活用促進**、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、**多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備**

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、**図書館及び学校図書館等のDXを進める**

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、**子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる**

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、**学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化**その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市町村

市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)

目標:市:100% 町村:80%以上

都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料**等を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

V 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等